

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
1	1 DVを許さない社会づくり	①関係機関・団体の連携強化	①関係機関・団体の連携強化	●ブロック別DV関係機関連絡会議の開催	●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容の見直しを検討。 ●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。	・参加部署、参加人数を増やすための働きかけ。 ・参加メンバーのDVIに関する関心を高め、DV支援を行うための役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	・ブロック会を、県内5ブロック(安芸、中央東、中央西、須崎、幡多ブロック)で実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議を中止することとし、資料送付で情報共有を図った。	・資料送付の情報共有のみとなったため、各関係機関との意見交換が実施できなかった。 ・例年参加数が少ない機関への情報提供ができた。	●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。	・関係機関への事前の働きかけが必要。 ・男女共同参画やDV担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	県民生活・男女共同参画課
2					●ブロック別DV関係機関連絡会議を通じ、DV防止や被害者支援のための関係機関と情報交換・連携強化	市町村担当者の異動による知識、経験の蓄積の困難さ	●新型コロナウイルス感染症のため、ブロック別DV関係機関連絡会議は開催されなかったが、各市町村を個々に訪問し、担当者との意見交換を行った。	●関係機関と情報交換を行い、連携強化が図られた。	●ブロック別DV関係機関連絡会議を通じ、DV防止や被害者支援のための関係機関と情報交換・連携強化	市町村担当者の異動による知識、経験の蓄積の困難さ	女性相談支援センター
3					●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関と情報共有し、連携を促進する(安芸) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、DVの実態や関係機関の取組を把握し必要時連携を図る。(中央西・中央東) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に継続して参加。(須崎)	●ブロック別DV関係機関連絡会議の日程に参加できない場合は会議内容をフィードバックできる工夫が必要。(須崎)	●実績なし。(安芸) ●新型コロナウイルス感染症のためブロック別DV関係機関連絡会議が中止となり資料を共有することとなった。(中央東、須崎) ●関係会議は新型コロナウイルス感染症拡大防止により資料配付開催となった。職場内で回覧等を実施した。(中央西)	●下半期に開催があれば参加する。(安芸) ●直接の関係機関と連携を深めることはできなかったが、資料により情報共有し連携の必要性について深めることができた。(中央東、須崎) ●配付資料により市町村や警察署の取組等、DVの現状について把握できた。(中央西)	●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関と情報共有し、連携を促進する(安芸) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し連携を深める。(中央東、須崎) ●ブロック別DV関係機関連絡会議への参加や、DVの実態や関係機関の取組を把握し必要時連携を図る。(中央西)	●会の開催ができず参加できない場合は工夫が必要。(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】													
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関		
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等			
4	1 DVを許さない社会づくり	① 関係機関・団体の連携等による取組の推進	① 関係機関・団体の連携強化	●ブロック別DV関係機関連絡会議の開催	・DV関係機関連絡会議への積極的な参加。	・突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ・新型コロナウイルスの影響により、ブロック別DV関係機関連絡会議が開催されなかったものの、個別事案について、女性相談支援センターや児童相談所へ出向している警察官を通じて情報共有を図るなど、関係機関と都度、情報共有を図り、連携を図った。	・他機関と情報共有や連携を図ることができた。	・DV関係機関連絡会議への積極的な参加。	・突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	警察本部 (少年女性安全対策課)		
5				●DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大	・引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会を開催する。 ・DV対策連携支援ネットワーク会議の役割と目的を整理し、内容及び参加メンバーの見直しも含めて検討(ブロック会議メンバーの見直しにあわせて、検討する。)	・DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ・参加メンバーのDVIに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	(上半期は実績なし。)	(上半期は実績なし。)	・引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会を開催する。	・参加メンバーのDVIに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・男女共同参画やDV担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	県民生活・男女共同参画課		
6				●DV対策連携支援ネットワーク会議でのDV防止等の講演、研修の実施による、関係機関職員や相談員の専門性の向上	—	—	—	—	—	●DV対策連携支援ネットワーク会議でのDV防止等の講演、研修の実施による、関係機関職員や相談員の専門性の向上	—	—	女性相談支援センター
7				●DV被害者と関わる機関・団体との情報共有及び連携	・DV対策の会議等へ積極的に参加しての継続的な情報収集や連携強化	(上半期未実施)	—	—	●DV被害者と関わる機関・団体との情報共有及び連携	・DV対策の会議等へ積極的に参加しての継続的な情報収集や連携強化	—	—	男女共同参画センター「ソーレ」

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関		
				取組の内容	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)		実施上の課題等	
8	1 DVを許さない社会づくり	① 関係機関・団体の連携強化	●DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大	●DV対策連携支援ネットワークへの協力。	●突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	●人身安全関連事案対策専科(7/15)において、女性相談支援センター所長を講師として招致した。 ●専科教養による講師としての招致により、DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上を図った。	●専科教養による講師としての招致により、DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上が図れた。	●DV対策連携支援ネットワークへの協力。	●突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	警察本部(少年女性安全対策課)		
9				●市町村との連携強化	●専門員研修やブロック会等の実施による連携強化	●複雑な事例では多岐(多くの関係機関)にわたる対応が必要 ●異動で担当者が変わるたびに顔の見える関係づくりが必要	●DV被害者支援の情報共有や実際の対応に関する研修、関係機関の連携強化のために実施しているブロック研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面による情報共有のみとした。	●具体的な対応事例を出しての研修であり、感染防止対策をとった研修実施に向けて改善が必要である。	●専門員研修やブロック会等の実施による連携強化	●全ての関係機関が出席できるような研修設定	県民生活・男女共同参画課	
10				●警察や福祉事務所、生活支援相談センター等の関係機関等との意見交換や研修会を通じた連携強化	—	●警察をはじめ、高知市福祉課、各市町村DV担当課を訪問し、担当者との意見交換を行った。	●関係機関と情報交換・連携強化が図られた。	●警察や福祉事務所、生活支援相談センター等の関係機関等との意見交換や研修会を通じた連携強化	—	—	—	女性相談支援センター
11				●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給	●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	●交付団体の負担を出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。	民間シェルター運営費補助実施の交付決定 ・1か所 1,000千円 配偶者暴力被害者等支援交付金の交付決定 ・上限 10,000千円	●民間シェルターとの役割分担や、支援の在り方についての検討が必要。そのためにも、民間シェルターの活動内容の詳細(誰に、何を、いつ、どの程度行ったか等)を把握する必要があることから、実績報告の様式や検査方法の見直が必要。	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給	●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	●交付団体の負担を出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。	県民生活・男女共同参画課
12				●民間支援団体との啓発活動の推進	●DV防止や被害者支援を行っている民間団体が少ない	●女性保護対策協議会の退所者への支援事業の活用を通じて、連携を深めた。	●民間支援機関との連携が図られた。	●民間支援団体との啓発活動の推進	●DV防止や被害者支援を行っている民間団体が少ない	—	—	女性相談支援センター

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
13	1 DVを許さない社会づくり	① 関係機関・団体の連携強化	① 関係機関・団体の連携強化	●ネットワーク会議を開催し、DV防止の広報・啓発や、DV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼を行う。 ●民生委員・児童委員への啓発活動	●民生委員、児童委員をはじめとした各関係機関への啓発活動の再考	●アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプロセスの変化 上半期実績なし。	上半期実績なし。	●ネットワーク会議を開催し、DV防止の広報・啓発や、DV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼を行う。 ●民生委員・児童委員への啓発活動	●民生委員、児童委員をはじめとした各関係機関への啓発活動の再考	県民生活・男女共同参画課	
14				●各機関・団体の研修会等でのDV防止等の広報・啓発及びDV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼	広報・啓発等を行う研修会等の機会が少ない	●こちら被害者支援センターでの研修実施 ●高知県家庭相談員連絡協議会での研修会の実施 ●高知市子ども家庭支援センターでの研修会の実施	●DV防止に向けた広報・啓発及びDV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼ができた。	●各機関・団体の研修会等でのDV防止等の広報・啓発及びDV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼	広報・啓発等を行う研修会等の機会が少ない	女性相談支援センター	
15				●各機関・団体の研修会等でのDV防止に向けた啓発の実施	●福祉保健所の実施する研修会等様々な機会を通じてリーフレット等を配布し啓発を行う(中央西・中央東) ●管内母子保健指導者研修会等機会を通じてDV防止の啓発を実施する。(須崎)	●関係する機関については、他の機関からリーフレットの配布があり同じリーフレットが再々配布されているため、重ならない等の配慮が必要。(中央東) ●管内母子保健指導者研修会では限られた時間のため周知内容の工夫が必要。(須崎)	●実績なし(安芸) ●管内の事業者の健康管理担当者の研修会でDV防止啓発カードを配布し、啓発した。(中央東、須崎) ●管内市町村母子保健担当者会等で、資料配付等を実施した。(中央西)	●下半期に実施予定のある市町村担当者会で啓発していく。(安芸) ●職域関係の対象者にもDV防止の意識を持ってもらうよう取り組むことができた。(中央東、須崎)	●研修会等でリーフレット等を配布し、啓発する。(安芸) ●管内での関係機関研修会や連絡会等の機会にDV防止の啓発を実施する。(中央東、須崎) ●福祉保健所の実施する研修会等様々な機会を通じてリーフレット等を配布し啓発を行う(中央西)	●研修会では限られた時間のため周知内容の工夫が必要。(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)
16				継続して権利擁護研修会を実施する。	権利擁護に関するさらなる理解促進	高齢者虐待防止研修会の実施 ●市町村向け：R2.11.17 ●施設管理者向け(オンライン・2日間) 1日目：R2.12.8～12.14(予定) 2日目：R2.12.18または12.22(予定)	-	継続して権利擁護研修会を実施する。	権利擁護に関するさらなる理解促進	高齢者福祉課	

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
17	1 DVを許さない社会づくり	(1) 関係機関・団体の連携等による取組の推進	① 関係機関・団体の連携強化	●各機関・団体の研修会等でのDV防止に向けた啓発の実施	●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●障害者虐待防止研修の実施内容の協議・調整 【行政】11/17(火) 【施設】第一部:12/8(火)～14(月) 第二部:12/18(金)、22(火)	●新型コロナウイルス感染症対策のため、事業所向けの研修について、管理者・施設長を対象とした研修のみとし、オンライン研修で実施することとした。 ●研修の実施に向けて計画的に準備を進めている。	●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	障害福祉課
18				●県内国際交流・協力団体連絡協議会等でのDVに関するチラシの配布	特になし	DV及び女性相談支援センターについてのチラシをイベント等で配布予定。	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、イベント等が中止になったため、下半期以降のイベントで配布する。	●県内国際交流・協力団体連絡協議会等でのDVに関するチラシの配布	特になし	国際交流課	
19				●学校・保育所・幼稚園等における人権教育の推進	私立学校人権教育指導業務(委託) ・指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援 ・私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営支援	各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。	令和2年の実績(9月末現在) ・研修会 中止3回、実施2回(参加者 延 56人) ・学校訪問 延14回(11校)  ・教員間でワークを行う研修では、学校間の情報交換ができ、教員の視野が広がっている。 ・研修後のアンケート等で新しい「気づきがあった」との意見が多数ある。	・今年度はコロナ禍で年度初めから研修中止、学校訪問中止が続いた。 ・各学校から参加者があり、全ての学校に研修内容が伝わっている。	私立学校人権教育指導業務(委託) ・指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援 ・私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営支援	各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。	私学・大学支援課

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)		
20	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	①生涯にわたる人権教育の推進	●学校・保育所・幼稚園等における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施園との事前・事後の連絡及び市町村担当課との連携を密にすることにより、支援内容の充実を図る。また、ブロック別研修支援においては地域におけるミドルリーダーの育成・活用により、各園の日々の保育実践及び保育者としての資質・専門性の向上を図る。</li> <li>・保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた質の高い教育・保育の実施に向け、高知県教育・保育の質向上ガイドライン等を活用した研修支援を行う必要がある。</li> <li>・親育ち支援啓発事業における保護者研修や保育者研修の拡充に向け、継続的に園や市町村への研修の実施を呼びかける。</li> <li>・園内で組織的計画的な親育ち支援が行われるよう、親育ち支援担当者の役割を具体的に明確に提示しながら、担当者の位置付けを推進するとともに、園務分掌での位置付けを進めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親育ち支援担当者の役割を認識してもらうためのさらなる働きかけが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園内研修支援事業において124回の研修支援を行った。うちブロック別研修支援(26園)では、保育参観に基づくグループ協議を中心に、継続支援を行った。いずれの園内研修においても、保育所保育指針・幼稚園教育要領等や高知県教育・保育の質向上ガイドラインを活用し、教育・保育の質の向上につながるよう支援している。</li> <li>・親育ち支援啓発事業において、親育ち支援アドバイザー等による保護者への研修を18回行った。新型コロナウイルス感染予防のため、各園において当初計画していた保護者研修は実施できなかったが、各園で工夫して、保護者に対して基本的な生活習慣を身につけることの大切さなどについて、お便りやお迎え時に口頭で伝達することが行われた。</li> <li>・保育者への研修は32回行った。</li> <li>・昨年度、親育ち支援担当者を配置していない園に個別に助言等を行った結果、親育ち支援担当者の配置率は99.7%(昨年度比+22.9%)となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各園の研修テーマや要望に合わせた園内研修支援を実施するとともに、ブロック別研修支援においては担当主事が継続支援することで、園の課題や状況に応じた研修等につなげている。</li> <li>・保護者研修に参加していない保護者については、保育者に研修等で意識付けしていくことで、お便りなどでの伝達等、研修内容が広がられている。</li> <li>・ほとんどの園で親育ち支援担当者が位置付けられ、園全体でチームとして親育ち支援に取り組むための仕組みはできたことから、今後は支援内容を充実させていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施園との事前・事後の連絡及び市町村担当課との連携を密にすることにより、支援内容の充実を図る。また、ブロック別研修支援においては地域におけるミドルリーダーの育成・活用により、各園の日々の保育実践及び保育者としての資質・専門性の向上を図る。</li> <li>・親育ち支援啓発事業における保護者研修や保育者研修の拡充に向け、継続的に園や市町村に対して研修の実施を呼びかける。</li> <li>・園内で組織的計画的な親育ち支援が行われ、親育ち支援担当者が園内で役割を果たせるよう、支援していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた質の高い教育・保育の実施に向け、高知県教育・保育の質向上ガイドライン等を活用した研修支援を行っているが、全ての園に浸透するには時間を要すること。</li> <li>・親育ち支援担当者を中心とした園での取組を、必要に応じて関係機関につなぐとともに、小学校に確実に引き継ぐ体制を整備する必要があること。</li> </ul>	幼保支援課
21				●対人関係を築くことが苦手な子どもに配慮した教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育主任連絡協議会の開催</li> <li>・虐待に関する校内研修の講師を人権教育主任や生徒指導主事等が連携して行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配付資料については、教職員が理解しやすい内容や、昨年度と異なる演習の題材を作成し、継続して取組を行うことができるように配慮する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人権教育主任連絡協議会中止し、オンデマンド研修に変更した。</li> <li>・虐待に関する研修資料を作成し、公立小・中・高等学校・特別支援学校に配付した。</li> <li>・研修資料を配付することにより、校内研修で人権教育主任や生徒指導主事等が連携して講師を務めることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンデマンド研修のため、実施時期の変更や研修内容の精選に伴い、情報提供や専門性の向上については十分に図られていない。</li> <li>・研修の充実や人材育成を目的として、人権教育主任や生徒指導主事が管理職等と連携し、研修講師を務めることにより、教職員の虐待防止に関する意識の向上を図った。</li> <li>・虐待以外に、不登校やいじめ、ネット、その他の人権課題に関する研修について取り組んだ学校もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育主任連絡協議会の開催</li> <li>・虐待に関する校内研修の講師を人権教育主任や生徒指導主事等が連携して行う。</li> <li>・虐待、不登校、いじめ、ネットの問題以外の人権課題についての研修資料を作成し、研修の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配付資料については、教職員が理解しやすい内容や、今年度と異なる演習の題材を作成し、継続して取組を行うことができるように配慮する必要がある。</li> </ul>	人権教育・児童生徒課
22				●対人関係を築くことが苦手な子どもに配慮した教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門人材を活用した校内支援会の月1回以上の実施の定着と質的向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SCやSSWの配置拡充及び資質向上を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門人材を活用した校内支援会を月1回以上実施し、学校等における相談支援体制の充実を図るよう周知した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1学期末時点での校内支援会の実施回数やSC、SSWの活用率は増えており、児童生徒一人一人に応じた適切な対応は進んでいる。</li> <li>・専門人材の活用や組織的な支援体制の充実を図るために、取組を継続することが重要である。</li> <li>・勤務経験の浅いSCやSSWの支援力向上に努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門人材を活用した校内支援会の月1回以上の実施の定着と質的向上を図る。</li> <li>・SCやSSWの配置拡充及び資質向上を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門人材を活用した校内支援会の月1回以上の実施の定着と質的向上を図る。</li> </ul>	人権教育・児童生徒課

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
23	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	①生涯にわたる人権教育の推進	●対人関係を築くことが苦手な子どもに配慮した教育の実施	・教育事務所、市町村等と連携しながら、今年度までの成果(小中学校における個別の指導計画を活用した組織的な指導支援の取組)が継続、さらに充実するよう支援。	・教育事務所による小中学校に対する訪問支援の件数は年々増加しており、より効果的に必要な支援を実施するために、教員の専門性向上や支援の在り方について検討し、取り組んでいくことが必要。	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ・教育事務所による小中学校への訪問支援実施件数…小80件、中32件 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた必要な対応を行いつつ、訪問による支援等各学校の取組充実に向けた支援を切れ目無く実施できている。	・働き方改革や感染症拡大防止の観点からも、各学校への訪問支援以外の専門性向上に向けた取組の在り方を開発することが必要。	・研修用動画のオンデマンド配信等、専門性向上に向けた研修環境を整備	・配信した動画が有効に活用されるよう、活用方法も含めた周知が必要	特別支援教育課
24					人権教育主任研修の実施 ※「人権教育主任連絡協議会」(令和3年度)との統合に向け、令和2年度の「人権教育主任研修」の内容についても「人権教育主任連絡協議会」の内容と連動させる予定	人権教育主任の組織マネジメント力の向上を図る。	・小中学校人権教育主任研修 ・高知県高等学校・特別支援学校人権教育主任研修  ※上記の研修について本年度は集合研修は実施せず、オンデマンド研修で実施予定。 オンデマンド研修配信期間 ・小中学校人権教育主任研修(10/12～12/10) ・高知県高等学校・特別支援学校人権教育主任研修(12/11～2/9)	※オンデマンド研修配信中	・R3年度より人権教育主任連絡協議会(人権教育・児童生徒課主催)と統合予定		教育センター

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
25	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	①生涯にわたる人権教育の推進	●地域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に広報誌に掲載する市町村は少ない。	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ・市町村の参考になる広報文案の作成と情報提供 ・市町村広報紙へのDV関連記事の掲載(文案を参考にした記事、市町村DV相談窓口の紹介など)	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間や人権週間を中心に11月号あたりでの掲載が多い。 ・様々な広報素材がある中で、DVの啓発の通年実施をどう行ってもらうか。	・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に広報誌に掲載する市町村は少ない。 ・男女共同参画やDV担当部署を持たない市町村の関心をいかに高めるか。	県民生活・男女共同参画課
26					●研修会等への講師派遣の広報と実施	派遣要請が極めて少ない	・高知県家庭相談員連絡協議会での研修会の実施 ・高知市子ども家庭支援センターでの研修会の実施	・県民に対し、DV防止に向けた広報・啓発及びDV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼ができた。	●研修会等への講師派遣の広報と実施	派遣要請が極めて少ない	女性相談支援センター
27					●DV防止等の研修を出前講座により実施	・DV防止の研修実施につながる啓発や広報	(上半期未実施)	—	●DV防止等の研修を出前講座により実施	・DV防止の研修実施につながる啓発や広報	男女共同参画センター「ソーレ」
28					・様々な人権課題の研修において、DVや虐待の情報提供を行う。 ・市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会を新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	・DVや虐待の予防につながるように、研修内容や配付資料を作成する必要がある。	・社会教育主事等研修及び市町村人権教育・啓発担当者研修会(8/18)を実施し、ヘイトスピーチに関する外国人の人権についての情報提供を行い、市町村における取組の推進を促した。 ・市町村におけるヘイトスピーチについての研修実績は少なく、参加者の理解を深める機会となった。 ・市町村役場等における研修(5市町村)「災害と人権」「コロナ禍における人権侵害」「同和問題」「人権全般」(10月末現在) ・研修後のアンケート回答において、参加者が事象について自分事と捉え、家族や周囲の人に研修内容を伝えようとする意欲も見られた。	・県民に身近な11の人権課題の研修において、DVや虐待との関連についての情報提供を行うことにより、様々な人権課題と密接していることへの認識を深め、多面的な視野から防止について考えることができる。	・県民に身近な11の人権課題の研修において、DVや虐待の情報提供を行う。	・DVや虐待の予防につながるように、研修内容や配付資料を作成する必要がある。	人権教育・児童生徒課
29					・DV防止等、人権啓発研修の実施 ・講演会、イベント、季刊誌、ホームページ等で講師派遣事業についての広報を行う	・DV防止が研修課題とされるかは研修実施団体等の判断によるところが大きい。	・講師派遣等事業【アウトプット】 「女性の人権」に係る研修へ講師を派遣(0回 受講者数:0人(9月末現在))	・「DV防止」をテーマにした講師派遣依頼はなかったが、他の人権課題がテーマであっても、研修の中(例えば「人権クイズ」)で、女性の視点からの研修も取り入れるよう工夫していく予定である。	・DV防止等、人権啓発研修を実施する。 ・地域からオンライン研修の依頼があった場合は対応していく。 ・講演会、イベント、ホームページ等で講師派遣事業についての広報を行う。	・DV防止が研修課題とされるかは研修実施団体等の判断によるところが大きい。	人権啓発センター



【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】													
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関		
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等			
30	1 DVを許さない社会づくり	①生涯にわたる人権教育の推進	●職域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	商工部門や業界団体と連携して、啓発の実施や協力の依頼を行う。	特に無し		・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化。 ・包括協定連携企業に対し、DV相談カードの設置依頼と配布を行った。	・協力企業の拡充	商工部門や業界団体と連携して、啓発の実施や協力の依頼を行う。	効果的な広報の仕方を考える必要がある。	県民生活・男女共同参画課		
31				●研修会等への講師派遣の広報と実施	派遣要請にいたらない	—	—	●研修会等への講師派遣の広報と実施	派遣要請にいたらない	—	—	女性相談支援センター	
32				●DV防止等の研修を出前講座により実施	・DV防止研修の実施につながる啓発や広報	(上半期末実施)	—	●DV防止等の研修を出前講座により実施	・DV防止研修の実施につながる啓発や広報	—	—	—	男女共同参画センター「ソレ」
33				・DV防止等、人権啓発研修の実施 ・講演会、イベント、季刊誌、ホームページ等で講師派遣事業について広報を行う	・DV防止が研修課題とされるかは研修実施団体等の判断によるところが大きい。	・講師派遣等事業 【アウトプット】 「女性の人権」および「職場のハラスメント」に係る企業等の研修へ講師を派遣：5回 受講者数：84人(9月末現在) 【アウトカム】 アンケート結果 「今日の研修で今後の生活や仕事に活かせることがあったか」について「けっこうあった」と「あった」と回答した割合92%	・「DV防止」をテーマにした講師派遣依頼は少ないが、「女性の人権」や「ハラスメント」、「災害と人権」等をテーマとした人権課題の中でも女性の視点を取り入れた研修を行っている。	・DV防止等、人権啓発研修を実施する。 ・企業等からオンライン研修の依頼があった場合は対応していく。 ・講演会、イベント、ホームページ等で講師派遣事業についての広報を行う。	・DV防止が研修課題とされるかは研修実施団体等の判断によるところが大きい。	—	—	—	人権啓発センター

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関		
				取組の内容	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)		実施上の課題等	
34	DVを許さない社会づくり	(2)DV防止のための教育・普及啓発	②DV防止の意識啓発の推進	●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識啓発	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソールスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ○高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプロセスの変化 ・(上半期は実績なし。以下、下半期の予定。) 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ラジオ対談(11/17) ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・相談窓口周知カードの作成・配布 ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所3ヶ所) ○高知城パープルライトアップ	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・通年での広報・啓発は不十分のため、方法についての検討が必要。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソールスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ○高知城パープルライトアップ	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	県民生活・男女共同参画課	
35					●ソーレ情報紙やホームページ、メールマガジン等を活用した意識啓発	・DVについて県民の関心を高めるためさらに情報の充実を図る必要がある。	ホームページの更新頻度に留意することで、県民の意識啓発につなげた。 ・5月から新たにTwitterを開始するなどSNSを充実し、DV防止関連情報の発信に努めた。	より一層ホームページ、その他の情報の充実を図る。	●ソーレ情報紙やホームページ、メールマガジン等を活用した意識啓発	・DVについて県民の関心を高めるためさらに情報の充実を図る必要がある。	男女共同参画センター「ソーレ」	
36					●市町村等関係機関・団体への広報・意識啓発実施の働きかけ	・ポスター掲示(人権啓発電車・バス・列車運行事業)、新聞掲載、季刊誌やHP等を活用した啓発活動の実施	・DVの被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含んだ広報活動が必要である。	【アウトプット】 路面電車1両全てに人権啓発ポスターを掲示(「ポスタージャック」) 上半期6/20～7/20 ・「大丈夫?これもDVです!!」(こうち男女共同参画センターソーレ) ・「CORAL CALL」(性暴力被害者サポートセンターこうち) ・「女性の人権ホットライン」(法務省人権擁護局等)	・県民生活・男女共同参画課、法務局等から広報素材の提供を受け、啓発活動を毎年着実に実施できている。	・ポスター掲示(人権啓発電車・バス・列車運行事業)、新聞掲載、季刊誌やHP等を活用した啓発を実施する。 ・新たに開設する「特設WEBサイト」も活用し、効果的な広報を行っていく。	・DVの被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含んだ広報活動が必要である。	人権啓発センター
37					●市町村等関係機関・団体への広報・意識啓発実施の働きかけ	・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に広報誌に掲載する市町村は少ない。	・市町村の参考になる広報文案の作成と情報提供 ・市町村広報紙へのDV関連記事の掲載(文案を参考にした記事、市町村DV相談窓口の紹介など)	「女性に対する暴力をなくす運動」期間や人権週間を中心に11月号あたりの掲載が多い。 ・様々な広報素材がある中で、DVの啓発の通年実施をどう行ってもらうか。	・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは各市町村のため、実際に広報誌に掲載される市町村は少ない。 ・男女共同参画やDV担当部署を持たない市町村の関心をいかに高めるか。	県民生活・男女共同参画課

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
38	1 DVを許さない社会づくり	② DV防止のための教育・普及啓発	② DV防止の意識啓発の推進	●リーフレット等の作成及び配布による意識啓発	●民間支援団体と連携した広報・啓発、相談カードの作成・配布 ●啓発用ポスターの作成・掲示 ●「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施	・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	・女性保護対策協議会(民間女性支援団体)と連携した相談カードの作成(23,500枚)及び配布 ・国際ソロプチミストと連携した広報・啓発用素材(ポケットティッシュ、チラシ等)の配布(街頭キャンペーンの実施)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	・ターゲットの手に広く行き渡るための配布方法の検討が必要。	●民間支援団体と連携した広報・啓発、相談カードの作成・配布 ●啓発用ポスターの作成・掲示 ●「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施	・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	県民生活・男女共同参画課
39					●リーフレット等の配布先の新規開拓	—	—	●リーフレット等の配布先の新規開拓	—	女性相談支援センター	
40					●啓発パネルの掲示や貸出し、啓発誌やリーフレット等の配布による意識啓発	・DV相談窓口カード等の配布先の拡充やDV啓発誌や啓発パネルの活用	・ソール館内、出前講座や会場等でパンフレットを配布。 ・DV、デートDVの啓発パネルの貸出し(4件)	・意識啓発のため、さまざまな機会をとらえ、啓発パネルの掲示や啓発誌等を配布していく。	●啓発パネルの掲示や貸出し、啓発誌やリーフレット等の配布による意識啓発	・DV相談窓口カード等の配布先の拡充やDV啓発誌や啓発パネルの活用	男女共同参画センター「ソール」
41					●庁舎内でポスター、パンフレット、啓発カード等を利用した啓発をする。(安芸) ●研修会等でリーフレットやカード等の配布を継続して行う(中央西・中央東) ●機会を通じ、福祉保健所研修会でDV防止のリーフレットを配布し意識啓発を実施する。(須崎) ●庁舎内に、DVIに関するカードやポスターを配置し啓発(幡多)	●リーフレットやカードを配布するだけで無く広く一般に広めてもらえるように活用方法の周知が必要。(須崎) ●母子担当だけでなく、高齢者や障害分野等と連携した啓発が必要(中央西)	●庁舎内でポスター掲示、庁舎の個室トイレにDV啓発カード等を設置した。(安芸) ●庁舎内のポスター掲示とトイレにDV啓発カード等を継続して設置した。(須崎) ●DVIに関するカードを庁舎内トイレ等に設置しリーフレット、ポスターを掲示。(中央東) ●福祉保健所の窓口でリーフレットを設置した。(中央西) ●庁舎内にポスターやカードを掲示(幡多)	●来庁者や職員に向けた啓発ができた。(安芸) ●外部からの来庁者は少ないため、主として職員向けへの周知となっている。(須崎) ●窓口にリーフレット設置しただけでは、啓発は難しい。(中央西) ●機械を捉えて啓発を行うことができた(幡多)	●庁舎内でポスターやパンフレット、啓発カード等を活用し啓発を継続する。(安芸) ●庁舎内のポスター掲示とトイレにカード設置、機会を通じてDV防止のリーフレットを配布し意識啓発を実施する。(中央東、須崎) ●研修会等でリーフレットやカード等の配布を継続して行う(中央西) ●庁舎内に、DVIに関するカードやポスターを配置し啓発(幡多)	●広く一般に広めてもらえるように活用方法の周知が必要。(須崎) ●母子担当だけでなく、高齢者や障害分野等と連携した啓発が必要(中央西)	健康長寿政策課(福祉保健所)

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】														
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関				
				取組の内容	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)		実施上の課題等			
42	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	② DV防止の意識啓発の推進	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした関係機関・団体と連携した集中的な広報・啓発の実施	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・ 広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ ラジオ対談、原稿読み上げ ・ テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・ 広報・啓発素材の作成・配布 ・ 高知城パープルライトアップ	・ 広報素材の工夫や広報の強化 ・ ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	(上半期は実績なし。以下、下半期の予定。) 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ ラジオ対談(11/17) ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・ 相談窓口周知カードの作成・配布 ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所3ヶ所) ○高知城パープルライトアップ	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・ 通年での広報・啓発は不十分のため、方法についての検討が必要。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・ 広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ ラジオ対談、原稿読み上げ ・ テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・ 広報・啓発素材の作成・配布 ○高知城パープルライトアップ	・ 広報素材の工夫や広報の強化 ・ ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	県民生活・男女共同参画課			
43					●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、関係機関・団体と連携した集中的な広報・啓発の実施	連携の取ることのできる民間団体が少ない	—	—	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、関係機関・団体と連携した集中的な広報・啓発の実施	連携の取ることのできる民間団体が少ない	—	—	女性相談支援センター	
44					●館内での企画展示や関係機関との共催によるDV防止啓発講演会の開催及び広報活動	・ 女性に対する暴力をなくす運動」期間中のより効果的な啓発活動と講演会への参加者の拡充	(上半期未実施)	—	●館内での企画展示や関係機関との共催によるDV防止啓発講演会の開催及び広報活動	・ 女性に対する暴力をなくす運動」期間中のより効果的な啓発活動と講演会への参加者の拡充	—	—	—	男女共同参画センター「ソーレ」
45					●「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、人権啓発電車等を活用した啓発を実施する。	・ DVの被害者、当事者だけでなく、県民全体に向け、「DVを許さない」というメッセージを発信していくことが必要である。	未実施(9月末現在)	—	「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、人権啓発電車等を活用した啓発を実施する。	・ DVの被害者、当事者だけでなく、県民全体に向け、「DVを許さない」というメッセージを発信していくことが必要である。	—	—	—	人権啓発センター

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
46	1 DVを許さない社会づくり	(2) DV防止のための教育・普及啓発	② DV防止の意識啓発の推進	●若者や高齢者、障害者、外国人等を対象とした各種相談窓口でのDVに関する広報・啓発の実施	広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。	・教育委員会や学校現場、他の相談機関とのさらなる連携。	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ・広報用名刺大カードを県内の全高校、私立及び県立、高知市立中学校に配布。(6月:約3万枚) ・デートDVについて記載した思春期ハンドブックを県内全高校の1年生に配布(6月:約6.6千部)するとともに、性に関する専門講師派遣事業や学校等で実施する性教育の授業等で活用。 ・今年度すでに配布した高校1年生以外の学年や中学校、市町村保健師、助産師等から思春期ハンドブックの活用希望があれば配布。	・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードを毎年継続して配布することで周知が図られてきている。 ・性に関する専門講師派遣事業実施後の思春期ハンドブックに関するアンケートでは「デートDVを知らなかった」と回答する人が多いことから、ハンドブックを活用した啓発活動ができていていると考える。	広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。	・教育委員会や学校現場、他の相談機関とのさらなる連携。	健康対策課
47					引き続き各地域包括支援センターなども含めた相談機能を周知する。	より多くの県民への周知	・高齢者総合相談での相談受付件数: 292件(9月末時点) ・認知症コールセンターへの相談件数: 244件(9月末時点) ・新聞、テレビ、ラジオに加え、県及び県社会福祉協議会(委託先)ホームページ、広報誌への掲載。行政や高齢者介護施設・事業所、銀行、量販店等でリーフレットを配布。 ・認知症サポーター養成講座等でパンフレットやチラシを配布	固定相談者の入院等により昨年度に比べ相談件数は減少しているが、高齢者虐待など権利擁護に関する相談が継続的に寄せられている。(9月末時点) ・認知症コールセンターの相談件数は昨年度に比べ、100件増加している。	引き続き各地域包括支援センターなども含めた相談機能を周知する。	より多くの県民への周知	高齢者福祉課
48					●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行い、各種窓口における広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●相談窓口である市町村担当者等を対象とした障害者虐待防止研修の実施に向けた内容の協議、調整 【施設】第一部:12/8(火)~14(月) 第二部:12/18(金)、22(火)	●新型コロナウイルス感染症対策のため、事業所向けの研修について、管理者・施設長を対象とした研修のみとし、オンライン研修で実施することとした。 ●研修の実施に向けて計画的に準備を進めている。	●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行い、各種窓口における広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	障害福祉課
49					高知県外国人生活相談センターの周知・相談対応及び配偶者暴力支援センターの紹介	特になし	外国人の生活相談235件の中にDVIに係る相談は0件であった。(R2.9.31時点)	DVIに関する相談者に対してDV及び女性相談センターのチラシを配布することで、広報・啓発を継続していく必要がある。	高知県外国人生活相談センターの周知・相談対応及び配偶者暴力支援センターの紹介	特になし	国際交流課

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
50	1 DVを許さない社会づくり	(3) 若年層に対する予防教育の推進	①若い世代におけるデートDV等防止に向けた教育・啓発の実施	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 (上半期は実績なし。以下、下半期の予定。) 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ラジオ対談(11/17) ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・啓発ポケットティッシュの配布 ・相談窓口周知カードの作成・配布 ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所3ヶ所) ○高知城パープルライトアップ	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ・通年での広報・啓発は不十分のため、方法についての検討が必要。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM (人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ・高知城パープルライトアップ	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM (人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ○高知城パープルライトアップ	担当課室又は関係機関	
51				●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した広報・啓発の実施	●ソーレ情報紙やホームページ、メールマガジン等を活用した広報・啓発	・デートDVについて県民の関心を高めるためにさらに情報の充実を図る必要がある。	ホームページの更新頻度に留意すること ・県民の意識啓発につなげた。 ・5月から新たにTwitterを開始するなどSNSを充実し、DV防止関連情報の発信に努めた。	より一層ホームページ、その他の情報の充実を図る。	●ソーレ情報紙やホームページ、メールマガジン等を活用した広報・啓発	・デートDVについて県民の関心を高めるためにさらに情報の充実を図る必要がある。	男女共同参画センター「ソーレ」
52					・ポスター掲示(人権啓発電車・バス・列車運行事業)、新聞掲載、季刊誌やHP等を活用した啓発活動の実施	・DVの被害者、当事者だけでなく、県民全体に向け、「DVを許さない」というメッセージを発信していくことが必要である。 ・若年層に有効なSNSを活用した取組も必要である。	【アウトプット】 路面電車1両全てに人権啓発ポスターを掲示(「ポスタージャック」) 上半期6/20～7/20 ・「大丈夫?これもDVです!!」(こうち男女共同参画センターソーレ) ・「CORAL CALL」(性暴力被害者サポートセンターこうち) ・「女性の人権ホットライン」(法務省人権擁護局等)	・学生が利用する電車やバスを活用し、啓発活動を実施することができた。 ・今後は、若年層を意識した広報ツール(新たに開設する「特設WEBサイト」やSNS)も活用し、取組を強化していく必要がある。	・ポスター掲示(人権啓発電車・バス・列車運行事業)、新聞掲載、季刊誌やHP等を活用した啓発活動を実施する。 ・新たに開設する「特設WEBサイト」やSNSも活用し、効果的な広報を行っていく。	・DVの被害者、当事者だけでなく、県民全体に向け、「DVを許さない」というメッセージを発信していくことが必要である。	人権啓発センター

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)		
53	1 DVを許さない社会づくり	(3) 若年層に対する予防教育の推進	①若い世代におけるデートDV等防止に向けた教育・啓発の実施	●啓発パネルの掲示や貸出し、啓発誌やリーフレット等の配布による広報・啓発	・デートDVパンフレットの配布先拡充と啓発パネルの活用	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・意識啓発のため、さまざまな機会をとらえ、啓発パネルの掲示や啓発誌等を配布していく。	●啓発パネルの掲示や貸出し、啓発誌やリーフレット等の配布による広報・啓発	・デートDVパンフレットの配布先拡充と啓発パネルの活用	男女共同参画センター「ソーレ」	
54				●リーフレット等の作成及び配布による広報・啓発の実施	○「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ・民間支援団体と連携した広報・啓発素材、相談カードの作成・配布	・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難	・女性保護対策協議会(民間女性支援団体)と連携した相談カードの作成(23,500枚)及び配布 ・例年実施している、国際ソロプチミストと連携した広報・啓発用素材(ポケットティッシュ、チラシ等)の配布(街頭キャンペーンの実施)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	・ターゲットの手に広く行き渡るための配布方法の検討。	○「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ・民間支援団体と連携した広報・啓発素材、相談カードの作成・配布	・広報物の配布先の新規開拓を検討する必要がある。	県民生活・男女共同参画課
55				●デートDV防止等の研修を 出前講座等により実施	・中学・高校・大学等の教育機関における予防教育の必要性に関する認識不足を解消するための啓発や広報	県内の高等学校の学生を対象にデートDVに関する研修を実施。(1件26名)	講座依頼数の拡大に向けて周知を図る。	●デートDV防止等の研修を 出前講座等により実施	・中学・高校・大学等の教育機関における予防教育の必要性に関する認識不足を解消するための啓発や広報	男女共同参画センター「ソーレ」	
56				●中高生、大学生及び保護者を対象とした授業及び研修の実施	・様々な人権課題の研修において、DVや虐待の情報提供を行う。	・DVや虐待の予防につながるように、研修内容や配付資料を作成する必要がある。	・専門学校研修「障害者・ネット問題(1校)」 ・PTA研修「性的指向・性自認(2校)」 ・中高生・保護者研修「性的指向・性自認(1市)」(10月末現在) ・「性的指向・性自認」についての研修依頼が増えている。	・授業や研修の依頼内容により、DVや虐待を中心とした研修内容にはならないが、研修の冒頭等に今日の気になる人権侵害の事象として、DVや虐待の事例を加えることで、多面的な情報提供ができる。 ・「性的指向・性自認」についての県民の関心が高まっているのではないかと考える。	・「女性、子ども、高齢者」以外の人権課題の研修においても、DVや虐待の情報提供を行う。	・DVや虐待の予防につながるように、研修内容や配付資料を更新し、作成する必要がある。	人権教育・児童生徒課(主) 小中学校課 高等学校課

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)		担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
57	1 DVを許さない社会づくり	(3) 若年層に対する予防教育の推進	①若い世代におけるデートDV等防止に向けた教育・啓発の実施	●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	・人権教育主任連絡協議会の開催 ・虐待に関する校内研修の講師を人権教育主任や生徒指導主事等が連携して行う。	・配付資料については、教職員が理解しやすい内容や、昨年度と異なる演習の題材を作成し、継続して取組を行うことができるように配慮する必要がある。	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人権教育主任連絡協議会中止し、オンデマンド研修に変更した。 ・虐待に関する研修資料を作成し、公立小・中・高等学校・特別支援学校に配付した。 ・研修資料を配付することにより、校内研修で人権教育主任や生徒指導主事等が連携して講師を務めることができた。	・オンデマンド研修のため、実施時期の変更や研修内容の精選に伴い、情報提供や専門性の向上については十分に図られていない。 ・研修の充実や人材育成を目的として、人権教育主任や生徒指導主事が管理職等と連携し、研修講師を務めることにより、教職員の虐待防止に関する意識の向上を図った。 ・虐待以外に、不登校やいじめ、ネット、その他の人権課題に関する研修について取り組んだ学校もある。	・人権教育主任連絡協議会の開催 ・虐待に関する校内研修の講師を人権教育主任や生徒指導主事等が連携して行う。 ・虐待、不登校、いじめ、ネットの問題以外の人権課題についての研修資料を作成し、研修の充実を図る。	・配付資料については、教職員が理解しやすい内容や、今年度と異なる演習の題材を作成し、継続して取組を行うことができるように配慮する必要がある。	人権教育・児童生徒課
58					11の人権課題を取り上げる研修(各課題について5年間で2回以上実施予定)等とおし、DVを含めた女性の人権に関する研修を計画する。(R2年度は「男女共同参画と多様性の視点から考える」誰一人取り残さない「社会」との演題で実施予定)	研修のねらいから、DV防止に特化した研修にすることは難しい。また、学校現場で研修内容が生かされるよう講師との綿密な打合せが不可欠である。	・人権教育セミナーⅡ期(8/24)において「男女共同参画と多様性の視点から考える」誰一人取り残さない「社会」と題し、講師の専門的な知見を踏まえた講義・演習を実施。 ・受講者 24名 ・SDGs(目標4・5)を踏まえ、ジェンダー平等に関する内容等を確認でき、DVの未然防止に向けた人権学習等に生かされることが期待される。	・受講者アンケート(4件法)によると「新しい情報を得ることができたか」は「3.8」、「学校・学級での教育実践に生かせる内容で良かったか」は「3.6」と高評価であり、研修のねらいはおおむね達成できたと考える。	・11の人権課題を取り上げる研修(各課題について5年間で2回以上実施予定)等をとおし、DV防止につながる人権感覚を高める研修を計画する。	研修のねらいから、DV防止に特化した研修にすることは難しい。また、学校現場で研修内容が生かされるよう講師との綿密な打合せが不可欠である。	教育センター
59					●デートDV防止等の研修を出前講座により実施	・中学・高校・大学等の教育機関における予防教育の必要性に関する認識不足を解消するための啓発や広報	(上半期未実施)	—	●デートDV防止等の研修を出前講座により実施	・中学・高校・大学等の教育機関における予防教育の必要性に関する認識不足を解消するための啓発や広報	男女共同参画センター「ソーレ」
60					●思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報・啓発の実施	・教育委員会や学校現場、他の相談機関とのさらなる連携。	・広報用名刺大カードを県内の全高校、私立及び県立、高知市立中学校に配布。(6月:約3万枚) ・デートDVについて記載した思春期ハンドブックを県内全高校の1年生に配布(6月:約6.6千部)するとともに、性に関する性教育の授業等で活用。 ・今年度すでに配布した高校1年生以外の学年や中学校、市町村保健師、助産師等から思春期ハンドブックの活用希望があれば配布。	・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードを毎年継続して配布することで周知が図られてきている。 ・性に関する専門講師派遣事業実施後の思春期ハンドブックに関するアンケートでは「デートDVを知らなかった」と回答する人が多いことから、ハンドブックを活用した啓発活動ができていると考える。	・広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。	・教育委員会や学校現場、他の相談機関とのさらなる連携。	健康対策課



【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】				計画(P)		実行(D)		評価(C)		改善(A)		次年度取組	
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	担当課室又は関係機関		
61	1 DVを許さない社会づくり	(4) 加害者への対応	① 加害者への厳正な対応	●現場警察官の加害者への対応能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種研修の実施。</li> <li>専科教養におけるDV授業の実施。</li> <li>DV担当者による専科教養への入校。</li> <li>突発事案等により教養ができない場合は、巡回指導や資料配付等により、補完措置を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察官によるDV加害者への対応能力向上のための効果的な教養の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県下12署への巡回指導(6月中)において、DV担当者への教養を行った。</li> <li>人身安全関連事案対策専科(7/13~7/17)、生活安全任用科(10/6)において、DV担当者への教養を行った。</li> <li>各種教養により、DV加害者への対応能力の向上を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種教養により、DV加害者への対応能力の向上が図れた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種研修の実施。</li> <li>専科教養におけるDV授業の実施。</li> <li>DV担当者による専科教養への入校。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察官によるDV加害者への対応能力向上のための効果的な教養の実施。</li> </ul>	警察本部 (少年女性安全対策課)		
62			●保護命令が出された加害者に対する警告の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護命令が発令された直後に加害者へ接触し、保護命令が発令された事実の確認及び指導警告を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加害者と接触出来なかった場合における、同人に対する発令事実の確認及び指導警告。</li> <li>対応する警察官の選定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護命令が出された加害者全員に対して、発令事実の確認及び指導警告を実施した。</li> <li>署と本部が連携の上、対応する警察官を選定し、適切に対応した。</li> <li>加害者に対する発令事実の確認及び指導警告により、犯行の抑止を図るとともに、保護命令違反があった際における加害者の犯意の立証を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加害者に対する発令事実の確認及び指導警告により、犯行の抑止が図れた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護命令が発令された直後に加害者へ接触し、保護命令が発令された事実の確認及び指導警告を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加害者と接触出来なかった場合における、同人に対する発令事実の確認及び指導警告。</li> <li>対応する警察官の選定。</li> </ul>	警察本部 (少年女性安全対策課)			
63			●加害者を対象とした各種相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男性のための悩み相談」の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般相談や男性相談窓口を周知する相談カードの配布・設置先の新規開拓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、相談カードの配布等を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広く継続的に相談窓口の周知を図ることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男性のための悩み相談」の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般相談や男性相談窓口を周知する相談カードの配布・設置先の新規開拓</li> </ul>	男女共同参画センター「ソーレ」			
64				●専門性を生かした相談支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との継続的な連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉センターでの面接相談9件(実数)のうち、加害者からの相談4件(9月末時点)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別面接による心理的サポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門性を生かした相談支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との継続的な連携</li> </ul>	精神保健福祉センター			

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
65	1 DVを許さない社会づくり	(4) 加害者への対応	② 加害者の気づき・更生を促す広報・啓発や相談の実施	●加害者に精神疾患が疑われる場合は「心の健康相談」を紹介する。また課題を抱えた家族支援では、DVの発見と相談への繋ぎを意識する。(安芸) ●精神的なアプローチが必要な場合には「心の健康相談」や専門職につなげる。(中央東) ●必要に応じ嘱託医相談や専門職の相談に繋げる。また「心の健康相談」の利用について市町村への周知を行う(中央西) ●相談事例には必要に応じて専門職につなげる。(須崎)	●加害者のDVの自覚が低く、相談に繋がりにくい。(安芸) ●啓発活動の評価及び検討が必要(中央西) ●加害者相談機関であることの周知と相談があった場合の連携方法を検討する必要がある。(須崎)	●アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ●心の健康相談は実施なし。(安芸) ●DVの加害者からの相談はない。(須崎) ●現時点では相談対応事例なし。(中央東) ●専門職の相談につなげる事例がなかった。(中央西)	●加害者から相談がなく、注意が対象者を把握して紹介することも難しい。加害者支援の方法がほとんどない。(安芸) ●加害者からの相談機関として周知がされていない。(須崎)	●「心の健康相談」について周知を行う。必要に応じ専門職の相談に繋げる。(安芸) ●相談事例は必要に応じて専門職につなげる。(須崎) ●必要に応じ嘱託医相談や専門職の相談に繋げる。また「心の健康相談」の利用について市町村への周知を行う(中央西)	●加害者相談機関であることの周知が必要。また、加害者本人の自覚が低く、相談に繋がりにくい。(安芸) ●加害者相談機関であることの周知が必要。(須崎) ●啓発活動の評価及び検討が必要(中央西)	健康長寿政策課(福祉保健所)	
66				●加害者に対するDV防止の意識啓発と相談窓口の周知	●ソール広報誌でのDV防止の意識啓発及び男性相談窓口を周知する相談カード(女相作成、ソール作成)の配布等 ●加害者に対する意識啓発のため、相談員のスキルアップ研修の実施	一般相談や男性相談窓口を周知する相談カードの配布・設置先の新規開拓	(上半期は実績なし。以下、下半期の予定。) ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動を通して、男性相談窓口の周知を図る。 ・ラジオ対談でソールの男性相談窓口の周知を図る予定。(11/17) ・男性相談窓口を記載した啓発ポスターを掲示(路線バス40台、バス待合所3ヶ所)	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・通年での広報・啓発は不十分のため、方法についての検討が必要。	・ソール広報誌でのDV防止の意識啓発及び男性相談窓口を周知する相談カード(女相作成、ソール作成)の配布等 ・加害者に対する意識啓発のため、相談員のスキルアップ研修の実施	一般相談や男性相談窓口を周知する相談カードの配布・設置先の新規開拓	県民生活・男女共同参画課
67				●加害者に対するDV防止の意識啓発と相談窓口の周知	●啓発パネルの掲示、啓発誌やリーフレット等の配布による意識啓発と相談カードの配布等による相談窓口の周知	一般相談や男性相談窓口を周知する相談カードの配布・設置先の新規開拓	・ソール館内、出前講座や会場等でパンフレットを配布。 ・DV、デートDVの啓発パネルの貸出し(4件)	・意識啓発のため、さまざまな機会をとらえ、啓発パネルの掲示や啓発誌等を配布していく。	●啓発パネルの掲示、啓発誌やリーフレット等の配布による意識啓発と相談カードの配布等による相談窓口の周知	一般相談や男性相談窓口を周知する相談カードの配布・設置先の新規開拓	男女共同参画センター「ソール」
68				●関係機関を通じての相談窓口の周知及び関係機関への情報提供	●関係機関を通じての相談窓口の周知及び関係機関への情報提供	●関係機関への周知、情報提供	●加害者からの相談のうち1件は新規相談で関係機関からの紹介 ●関係機関からの相談のうち加害者に関する相談はなかった	相談に関しては個別対応	●関係機関を通じての相談窓口の周知及び関係機関への情報提供	●関係機関への周知、情報提供	精神保健福祉センター
69				●加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討	●国や他県の情報収集	加害者更生プログラムが発展途上にあるため、プログラムに関する情報を注視していく。	関係団体含め国や他県の情報収集に努めた。	加害者更生プログラム自体が新しい取組であり、効果が国等により検証されている段階のため、情報収集の必要がある。	●国や他県の情報収集	加害者更生プログラムが発展途上にあるため、プログラムに関する情報を注視していく。	県民生活・男女共同参画課
70				●加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討	●国や他県等の情報収集	●情報の充実と人員不足の解消	●国等からの情報の収集に努め、ホームページ、SNSで関連情報を発信した。	●SNSを活用することで、情報発信の頻度が高まった。	●国や他県等の情報収集	●情報の充実と人員不足の解消	男女共同参画センター「ソール」

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	(上半期は実績なし。以下、下半期の予定。)	実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
71	2DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	①配偶者暴力相談支援センターの周知	●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した周知	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 (上半期は実績なし。以下、下半期の予定。)	(下半期に分析・検証予定)	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施	県民生活・男女共同参画課
72					○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ・高知城パープルライトアップ	・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	○各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ラジオ対談(11/17) ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・啓発ポケットティッシュの配布 ・相談窓口周知カードの作成・配布 ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所3ヶ所) ○高知城パープルライトアップ	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施	県民生活・男女共同参画課	
73					●ソーレ情報紙やホームページ、メールマガジン等を活用した周知	・DVについて県民に十分知られていない	・ホームページやSNSを通じて、DV防止の啓発とともに、相談窓口として紹介した。	・SNSを活用することで、情報発信の頻度が高まった。	●ソーレ情報紙やホームページ、メールマガジン等を活用した周知	・DVについて県民の関心を高めるためさらに情報の充実を図る必要がある。	男女共同参画センター「ソーレ」
73				●「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、人権啓発電車等を活用した啓発を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。	未実施(9月末現在)		「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、人権啓発電車等を活用した啓発を実施する。	・被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。	人権啓発センター	

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
74	2DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	①配偶者暴力相談支援センターの周知	○「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ・民間支援団体と連携した広報・啓発素材、相談カードの作成・配布	・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 (上半期は実績なし。以下、下半期の予定。)	(下半期に分析・検証予定)	○「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ・民間支援団体と連携した広報・啓発素材、相談カードの作成・配布	・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難	県民生活・男女共同参画課	
75				●リーフレット等を作成し、会議や研修会での配布による広報啓発 ●「女性に対する暴力をなくす運動」期間における民間支援団体と連携した集中的な広報啓発 ●ホームページでの相談先の周知	—	—	—	●リーフレット等を作成し、会議や研修会での配布による広報啓発 ●「女性に対する暴力をなくす運動」期間における民間支援団体と連携した集中的な広報啓発 ●ホームページでの相談先の周知	—	—	女性相談支援センター
76				●啓発誌やリーフレット等の配布による周知	・DV相談窓口カード等の配布先の拡充やDV啓発誌や啓発パネルの活用	・啓発誌やリーフレット等に相談窓口として記載して配布し、周知を図った。	・SNSなど多様なメディアとリンクさせることで情報が充実した。	●啓発誌やリーフレット等の配布による周知	・DV相談窓口カード等の配布先の拡充やDV啓発誌や啓発パネルの活用に加え、多様なメディアとリンクして情報発信を図る。	男女共同参画センター「ソーレ」	
77				●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした、関係機関・団体と連携した集中的な周知の実施	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ・高知城パープルライトアップ	(上半期は実績なし。以下、下半期の予定。) 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ラジオ対談(11/17) ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・啓発ポケットティッシュの配布 ・相談窓口周知カードの作成・配布 ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所3ヶ所) ○高知城パープルライトアップ	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・通年の広報・啓発は不十分なため、方法についての検討が必要。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ○高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	県民生活・男女共同参画課	

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関	
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
78					●民間支援団体と連携した、チラシ等の事業所等のトイレへの設置及び街頭配布		●アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化			●民間支援団体と連携した、チラシ等の事業所等のトイレへの設置及び街頭配布		女性相談支援センター
79	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした、関係機関・団体と連携した集中的な周知の実施	●館内での企画展示や関係機関との共催によるDV防止啓発講演会の開催及び広報活動	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のより効果的な啓発活動と講演会への参加者の拡充	(上半期未実施)		●館内での企画展示や関係機関との共催によるDV防止啓発講演会の開催及び広報活動	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のより効果的な啓発活動と講演会への参加者の拡充		男女共同参画センター「ソーレ」
80				●「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、人権啓発電車等を活用した啓発を実施する。	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、人権啓発電車等を活用した啓発を実施する。	●被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。	未実施(9月末現在)		●「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、人権啓発電車等を活用した啓発を実施する。	●被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。		人権啓発センター
81				●市町村等関係機関・団体・企業等の広報媒体を活用した周知実施の働きかけ	●市町村・関係機関の広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ●市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	●広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に広報誌に掲載される市町村は少ない。	●市町村の参考になる広報文案の作成と情報提供 ●市町村広報紙へのDV関連記事の掲載(文案を参考にした記事、市町村DV相談窓口の紹介など)	●「女性に対する暴力をなくす運動」期間や人権週間を中心に11月号あたりでの掲載が多い。 ●様々な広報素材がある中で、DVの啓発の通年実施をどう行ってもらうか。	●市町村・関係機関の広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 ●市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供	●広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載される市町村は少ない。 ●男女共同参画やDV担当部署を持たない市町村の関心をいかに高めるか。		県民生活・男女共同参画課

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
82	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	●各種相談機関の相談窓口での周知	●様々な広報資料を活用した周知	●相談窓口での新たな周知方法の検討	●アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	●相談窓口の周知は、啓発資料等によって周知を行った。 ●当課に相談があった場合の対応は、統一できている。	●様々な広報資料を活用した周知	●当課への直接の来所相談の事例が少ないため、周知方法が間接的になりがち。	●県民生活・男女共同参画課		
83				●広報用名刺大カードの配布。 ●思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。	●教育委員会や学校現場、他の相談機関とのさらなる連携。	●広報用名刺大カードを県内の全高校、私立及び県立、高知市立中学校に配布。(6月:約3万枚) ●デートDVについて記載した思春期ハンドブックを県内全高校の1年生に配布(6月:約6.6千部)するとともに、性に関する専門講師派遣事業や学校等で実施する性教育の授業等で活用。 ●今年度すでに配布した高校1年生以外の学年や中学校、市町村保健師、助産師等から思春期ハンドブックの活用希望があれば配布。	●思春期ハンドブックや広報用名刺大カードを毎年継続して配布することで周知が図られてきている。 ●性に関する専門講師派遣事業実施後の思春期ハンドブックに関するアンケートでは「デートDVを知らなかった」と回答する人が多いことから、ハンドブックを活用した啓発活動ができていると考える。	●広報用名刺大カードの配布。 ●思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。	●教育委員会や学校現場、他の相談機関とのさらなる連携。	●健康対策課		
84				高齢者総合相談を実施し、必要な場合は関係機関と連携する。	—	—	—	—	—	高齢者総合相談を実施し、必要な場合は関係機関と連携する。	—	●高齢者福祉課
85				●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行い、各種窓口における広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●障害者虐待防止研修の実施内容の協議・調整 【行政】11/17(火) 【施設】第一部:12/8(火)~14(月) 第二部:12/18(金)、22(火)	●新型コロナウイルス感染症対策のため、事業所向けの研修について、管理者・施設長を対象とした研修のみとし、オンライン研修で実施することとした。 ●研修の実施に向けて計画的に準備を進めている。	●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行い、各種窓口における広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●障害者福祉課		

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
86	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1)相談窓口の周知と相談につながる体制整備	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	●外国語パンフレット等の作成及び関係機関への配置	・国際交流課と連携した、チラシ等の翻訳の検討 ・国や他機関が作成したチラシ等を関係機関に配置	一般的な啓発物では、外国人や高齢者などには対応できない部分がある。	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 上半期実績なし。	上半期実績なし。	・国際交流課と連携した、チラシ等の翻訳の検討 ・国や他機関が作成したチラシ等を関係機関に配置	一般的な啓発物では、外国人や高齢者などには対応できない部分がある。	県民生活・男女共同参画課
87				●外国語パンフレット等の作成及び関係機関への配置	現在DV被害者支援用の外国語版パンフレットはないが、関係機関が作成する場合はCIRが翻訳で協力可能	パンフレットがない	DV及び女性相談支援センターについてのチラシをイベント等で配布予定。 →外国語パンフレットの作成については、翻訳依頼なしのため実施していない	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、イベント等が中止になったため、下半期以降のイベントで配布する。	現在DV被害者支援用の外国語版パンフレットはないが、関係機関が作成する場合はCIRが翻訳で協力可能	パンフレットがない	国際交流課
88				●警察と配偶者暴力相談支援センターとの十分な連携のための意見交換や情報共有の実施	—	—	・警察職員への研修	・緊急時の連絡確認、受け入れ、個別ケースの情報共有がスムーズにできるようになった	●警察と配偶者暴力相談支援センターとの十分な連携のための意見交換や情報共有の実施	—	女性相談支援センター
89				●配偶者暴力相談支援センターと警察の連携による24時間対応できる体制の確保	・女性相談支援センターが開催する意見交換会への出席。 ・DV関連専科教養へ女性相談支援センター職員を講師として招致。 ・連絡を密にした情報交換及び協力依頼体制の構築。	・夜間休日時における協力体制の強化。 ・人員の確保。	・人身安全関連連事案対策専科(7/15)において、女性相談支援センター所長を講師として招致した。 ・専科教養による講師としての招致により、連携の強化や24時間対応できる体制の確保を図った。	・専科教養による講師としての招致により、連携の強化や24時間対応できる体制の確保が図れた。	・女性相談支援センターが開催する意見交換会への出席。 ・DV関連専科教養へ女性相談支援センター職員を講師として招致。 ・連絡を密にした情報交換及び協力依頼体制の構築。	・夜間休日時における協力体制の強化。 ・人員の確保。	警察本部(少年女性安全対策課)
90				●地域における企業、関係機関・団体・者との連携強化・理解促進のための取組の実施	・女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	ハローワークやひとり親家庭等就業・自立支援センター等関係機関と連携を図りながら就労支援を実施。	来室したDV被害者に対する相談対応や、必要に応じて関係機関と連携できる体制を整えている。	・女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	県民生活・男女共同参画課
91	●関係相談機関等の会議、研修会等を通じたDV防止の啓発等の実施	—	—	—	—	●関係相談機関等の会議、研修会等を通じたDV防止の啓発等の実施	—	女性相談支援センター			

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
92	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	②DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備	●地域における企業、関係機関・団体・者との連携強化・理解促進のための取組の実施	<p>■子ども家庭総合支援拠点の設置に取り組む市町村に対して県単独の交付金を交付するほか、国補助金の活用も働き掛け、設置に向けた支援を行う。 民生委員・児童委員の活用について、研修会等の機会を通じて引き続き市町村に働き掛けていく。</p>	<p>・人口規模の小さな自治体単独で子ども家庭総合支援拠点を運営するためには人材や財源の確保が困難 ・交付金の活用自治体拡大に向けた周知及び財源確保</p>	<p>・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ・子ども家庭総合支援拠点の設置に取り組む11市町村に対して県単独の交付金交付による支援を行った。 ・交付金交付市町村については子ども家庭総合支援拠点設置済み又は令和3年度からの設置予定となった。(R2.9.30現在設置済:5市町)</p>	<p>・人口規模の小さな自治体を中心に、必要な資格を持つ人材の確保が困難であることから、設置の見通しが立っていない。</p>	<p>・県単独の交付金交付による子ども家庭総合支援拠点設置促進を継続する。</p>	<p>・人口規模の小さな自治体単独で子ども家庭総合支援拠点を運営するためには人材や財源の確保が困難 ・交付金の活用自治体拡大に向けた周知及び財源確保</p>	児童家庭課
93					<p>■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携</p>	<p>・要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る。</p>	<p>・要保護児童対策地域協議会調整機関の課長・係長会(6月25、26日開催(59名参加))において、民生委員・児童委員の協力を得ながら地域におけるきめ細かな子どもの見守り体制を構築し、関係機関が連携しながら支援を行うことについて説明し、徹底を図った。</p>	<p>・90%以上の市町村で要保護児童対策地域協議会実務者会への主任児童委員の参画がなされているが、個人情報の漏洩の懸念等から参画に至っていない市町村がある。</p>	<p>・要保護児童対策地域協議会の職員を対象とした研修において、引き続き民生委員・児童委員との連携強化について働き掛けを行う。 ・市町村毎に民生委員・児童委員向けの研修を開催し、役割や守秘義務等について理解促進を図る。</p>	<p>・民生委員・児童委員の個別ケース検討会議への参加率向上 ・個別ケースの情報共有における守秘義務の徹底</p>	児童家庭課(児童相談所)
94					<p>・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知</p>	<p>・人口減少・高齢化の進行や活動に対する負担感等により、なり手を確保することが難しくなっている。</p>	<p>・新任の民生委員・児童委員を対象とした研修(1年目、2年目、3年目)を実施した。 1年目研修(1下旬~2月中旬開催予定) 2年目研修(10/16~11/9) 403名 3年目研修(7/29) 46名</p>	<p>・民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっていることから、それぞれの状況に応じた対応について、わかりやすく示していく必要がある。</p>	<p>・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知</p>	<p>・人口減少・高齢化の進行や活動に対する負担感等により、なり手を確保することが難しくなっている。</p>	地域福祉政策課
95					<p>圏域別の意見交換会を継続的に実施し、情報共有を行う。</p>	<p>市町村と弁護士等の専門職団体など、高齢者に関わる関係機関との継続的な連携が必要</p>	<p>圏域別意見交換会(1~2月予定)</p>	-	<p>圏域別の意見交換会を継続的に実施し、情報共有を行う。</p>	<p>市町村と弁護士等の専門職団体など、高齢者に関わる関係機関との継続的な連携が必要</p>	高齢者福祉課



【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)		
96	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	②DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備	●地域における企業、関係機関・団体・者との連携強化・理解促進のための取組の実施	●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行い、各種窓口における広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●障害者虐待防止研修の実施内容の協議・調整 【行政】11/17(火) 【施設】第一部:12/8(火)~14(月) 第二部:12/18(金)、22(火)	●新型コロナウイルス感染症対策のため、事業所向けの研修について、管理者・施設長を対象とした研修のみとし、オンライン研修で実施することとした。 ●研修の実施に向けて計画的に準備を進めている。	●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行い、各種窓口における広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	障害福祉課
97				●関係相談機関等の会議、研修会等を通じたDV防止の啓発等の実施	●連携は個別事例が発生した場合のみに限られることが多い	●要保護児童対策地域協議会等への参加、児童虐待とDVを併せ持つケースでの連携依頼 18回 ●個別ケース検討会議への参加 4回	●それぞれの役割を確認することで、DV被害者のつながりができた。	●関係相談機関等の会議、研修会等を通じたDV防止の啓発等の実施	●連携は個別事例が発生した場合のみに限られることが多い	女性相談支援センター	
98				●医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化	●ここから東部ネットワーク会議で、関係機関と事例対応や研修により連携強化、及びDVの理解を図る。(安芸) ●市町村等関係機関と連携し、DV相談に速やかに対応する。(中央東) ●関係機関がそれぞれの相談窓口の役割を理解しDVの相談事例に対して連携し対応を行う(中央西) ●通常業務を通じ市町村等関係機関と連携を図る。(須崎) ●通常業務を通じて市町村等関係機関との連携の促進(幅多)	●精神保健業務の担当職員2名に、関係機関や県民からの相談が集中する中、DVも精神保健の対応を要する事例の割合が高い。(安芸) ●役割について理解した上で役割分担が必要。(中央西) ●事例に応じて、適切な対応がタイムリーにできるように関係機関との役割等整備しておく必要がある。(須崎)	●ここから東部ネットワーク会議を10月に実施。関係機関との情報交換や事例検討を行っている。(安芸) ●DV事例(1事例)に対して、女性相談支援センターや町と現状の情報共有を実施支援策の検討をしている。(須崎) ●女性相談支援センターから母子生活支援施設入所の件で相談、紹介された事例が1件あり。本人や女性相談支援センター担当との面接や関係機関とのケースに参加する等連携しながら対応した。(中央西) ●要保護児童対策地域協議会の実務者会、個別ケース検討会、妊婦カンファレンス等で市町村や産科医療機関、児童相談所等と協議し連携強化を図った。 ●各種の市町村等の会への参加(幅多)	●精神保健で幅広い地域の関係者と関係を築き、市町村や関係機関とタイムリーに情報共有する関係にあり、専門相談に繋がっている。(安芸) ●必要に応じて対応できる体制ができていない。(須崎) ●情報共有はできなかったが、役割分担等で意思疎通がとれず、連携が不十分。(中央西) ●市町村等関係機関との連携ができた(幅多)	●ここから東部ネットワーク会議で、関係機関と事例対応や学習会により連携強化及びDVへの理解を図る。(安芸) ●通常業務を通じ市町村等関係機関と連携を図る。(須崎) ●関係機関がそれぞれの相談窓口の役割を理解しDVの相談事例に対して連携し対応を行う(中央西) ●通常業務を通じて市町村等関係機関との連携(幅多)	●精神保健担当職員へ関係機関や県民からの相談が集中する中、DV関係も警察へ繋ぐなどの対応が必要であるため、精神保健担当者が窓口のような形になっている。(安芸) ●適切な対応がタイムリーにできるように関係機関との役割等整備しておく必要がある。(須崎) ●役割について理解した上で役割分担が必要(中央西)	健康長寿政策課(福祉保健所)

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関	
				R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
99	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	②DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備	取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会の医療機関・学校等との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関の課長・係長会及び市町村への訪問支援時により、医療機関、学校等の連携強化を高めることを求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形</li> <li>アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村において医療機関、学校等との連携強化に係る認識が概ね定着し、実際の連携が進んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会の職員を対象とした研修において、引き続き医療機関、学校等との連携強化について働き掛けを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援が必要なケースに係る関係機関との確実な情報共有・連携</li> </ul>	児童家庭課(児童相談所)
100				<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>院内外の関係機関に対する、相談窓口としての医療相談室機能の情報提供。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病棟カンファレンスに参加出来るよう体制を見直したが、新型コロナウイルス感染症の影響より少人数カンファレンスとなり、当面は参加を見合わせ様子見となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DVとしての相談件数は0件</li> <li>家族内で悩みや問題がある場合は医療相談室へつないでもらう院内職種へ依頼している。病棟カンファレンスでの情報収集、早期介入も行った</li> <li>虐待の疑いがある場合は、院内外の職種と連携し早期対応を行った</li> <li>家庭内高齢者虐待疑いの案件について、関係機関によるネットワーク会議により対応方法を協議・決定した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>院内外へ相談窓口の周知継続が必要</li> <li>高齢者虐待案件に対する行政措置や今後の対応について、警察、消防、市、保健所等との連携による速やかな初動が期待できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口としての医療相談室機能の情報提供を院内外へ行う</li> <li>高齢者虐待防止ネットワークを通じた日常からの情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期に介入できるような病棟カンファレンスへの参加や退院支援カンファレンスとの連携を行っている。相談室内の人員に余裕はないため、外来患者の情報収集が遅くなることも予想される。</li> </ul>	県立病院課
101				<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの人権110番等への連携協力の依頼</li> <li>●家庭にDVの存在が疑われる場合は、子どもの相談機関・窓口が配偶者暴力相談支援センターに情報をつなぐよう依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの人権110番などの子どもの相談機関・窓口等との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携体制の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上半期は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市町村へ訪問できていない。下半期では、市町村におけるDVの相談等への対応の訪問調査に合わせて、配偶者暴力支援センターとの連携強化を呼びかける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村訪問のほか、ブロック会等の機会に於いて、お互いの役割について認識し、連携体制を強化していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの人権110番等への連携協力の依頼</li> <li>●家庭にDVの存在が疑われる場合は、子どもの相談機関・窓口が配偶者暴力相談支援センターに情報をつなぐよう依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携体制の強化</li> <li>市町村におけるDV被害者支援の取り組みの優先度を上げる働きかけを行う</li> </ul>	県民生活・男女共同参画課
102				<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者暴力相談支援センターの業務内容の周知</li> </ul>	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会等への参加、児童虐待とDVを併せ持つケースでの連携依頼18回</li> <li>個別ケース検討会議への参加4回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの役割を確認することで、DV被害者のつながりができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者暴力相談支援センターの業務内容の周知</li> </ul>	—	女性相談支援センター
103				<ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修等の実施による二次被害の防止</li> <li>●苦情があった場合には情報共有等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情処理の体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情に対する迅速で適切な処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センター及び男女共同参画センターの電話相談の対応に関する苦情が寄せられた際には、状況を確認するとともに、情報共有、情報提供を行った。</li> <li>一時保護所及び自立支援施設の入所者にアンケートを実施しているが、苦情は無かった。なお、アンケートの内容については、女相に情報提供を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情があれば、誠意を持って対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修等の実施による二次被害の防止</li> <li>●苦情があった場合には情報共有等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情に対する迅速で適切な処理</li> </ul>	県民生活・男女共同参画課

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関	
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
104	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	②DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備	●苦情に対する対応 ●二次被害を生まないために関係者のDV理解の向上を図る	—	—	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・悪質クレームへの対応力が向上された。	●苦情に対する対応 ●二次被害を生まないために関係者のDV理解の向上を図る	—	女性相談支援センター	
105				●苦情処理の体制整備	・女性相談支援センターとの連携による苦情対処体制を確立	・女性相談支援センターとの連携強化	・人身安全関連事案対策専科(7/15)において、女性相談支援センター所長を講師として招致した。 ・専科教養による講師としての招致により、連携を強化するとともに苦情対処体制の確立を図った。	・専科教養による講師としての招致により、連携を強化するとともに苦情対処体制の確立が図れた。	・女性相談支援センターとの連携による苦情対処体制を確立	・女性相談支援センターとの連携強化	—	警察本部(少年女性安全対策課)
106				●女性相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加	●県内外での配偶者暴力被害者支援に関する専門研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る ●関係機関の講師を招いての所内研修の実施	・専門研修が少ない	・新型コロナウイルスのため、研修が中止されたり、感染防止のため、出席を見合わせた。	・専門的な研修は県内では、実施が少なく、県外で実施されるものが多い。多額の負担金を必要とするものもあり、頻繁に研修を受けることが難しい。 ・オンライン研修などへの参加に切り替える。	●県内外での配偶者暴力被害者支援に関する専門研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る ●関係機関の講師を招いての所内研修の実施	・専門研修が少ない	—	女性相談支援センター
107				●女性相談員に対するスーパーバイズの実施	●スーパーバイズ、所内研修の充実	・常時のアドバイスを受ける事ができない	・精神科医師によるスーパーバイズ3回 ・講師を招いての所内研修1回	・対応困難な相談者への適切な対応	●スーパーバイズ、所内研修の充実	・常時のアドバイスを受ける事ができない	—	女性相談支援センター
108				●各種メンタルヘルス研修等の受講	●各種メンタルヘルス研修受講の推進	—	—	—	●各種メンタルヘルス研修等の受講	—	—	女性相談支援センター
109				●相談員が業務に関する悩みを相談できる環境の整備	●毎日の朝会による情報共有と随時の相談、協議の実施による負担の軽減 ●困難ケースに対するスーパーバイズの実施	—	・職員ミーティングの実施 毎日 ・相談対応や一時保護ケースの所内での意見交換会 随時	・相談員が職場内で相互に悩みを相談しやすい環境となっている。	●毎日の朝会による情報共有と随時の相談、協議の実施による負担の軽減 ●困難ケースに対するスーパーバイズの実施	—	—	女性相談支援センター
110				●市町村の取組に対する助言等	●会議等を通じた関係づくり ●困難事例等に対するアドバイスの実施 ●DV被害者サポートブックの作成・配布	・DV担当部署の業務内容の違いによる関わり方の差 ・市町村職員の異動等による、知識、経験の蓄積の困難さ	・DV被害者サポートブックを各市町村、関係機関へ配布	・DV被害者サポートブックについての説明が参考になったとの意見が多くあり、市町村での相談の参考になっている。	●会議等を通じた関係づくり ●困難事例等に対するアドバイスの実施 ●DV被害者サポートブックの作成・配布	・DV担当部署の業務内容の違いによる関わり方の差 ・市町村職員の異動等による、知識、経験の蓄積の困難さ	—	女性相談支援センター

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
111	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(2) 配偶者暴力支援センターの機能の強化	③ 市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化	●市町村内の関係部署間の連携強化に向けての働きかけ	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	・ケースが起きてからの対応になる。 ・市町村職員の異動等による、知識、経験の蓄積の困難さ	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ・各市町村を訪問し、市町村内の各関係部署間の早期の連携強化への働きかけを行った。	・各市町村担当者との連携強化ができた。	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	・ケースが起きてからの対応になる。 ・市町村職員の異動等による、知識、経験の蓄積の困難さ	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター
112				●被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有	●DV被害者サポートブックの作成・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施	・DV相談の多寡の違いによる意識の違い	・DV被害者サポートブックを各市町村、関係機関へ配布	・市町村相談窓口等で活用され、DV被害者からの相談対応に役立った。	●DV被害者サポートブックの作成・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施	・DV相談の多寡の違いによる意識の違い	女性相談支援センター
113				●DV被害者サポートブックの作成・配布 ●DVブロック会議や各種会議等を通じた研修や情報提供	・DV相談の多寡の違いによる意識の違い	・DV被害者サポートブックを各市町村、関係機関へ配布	・市町村相談窓口等で活用され、DV被害者からの相談対応に役立った。 ・女性相談支援センターの業務内容の周知を図ることができた。	●DV被害者サポートブックの作成・配布 ●DVブロック会議や各種会議等を通じた研修や情報提供	・DV相談の多寡の違いによる意識の違い	女性相談支援センター	
114				●相談窓口等職員に対する研修の実施及び情報提供	●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	スキルアップ研修への参加拡充及び県下の相談員の課題解決	(上半期未実施)	—	●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	スキルアップ研修への参加拡充及び県下の相談員の課題解決	男女共同参画センター「ソーレ」
115				●研修への講師派遣及び研修課題の決定権限は市町村にあるため、希望があれば対応する。	・センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っているが、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。	未実施(9月末現在)	—	・市町村から依頼があった場合、研修へ講師を派遣する。	・センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っているが、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない	人権啓発センター	

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
116							<ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形</li> <li>・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</li> <li>・個別のケースに関する情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有してより良い支援ができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別ケースに応じたそれぞれの役割分担の確認と連携</li> </ul>		女性相談支援センター
117	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(2) 配偶者暴力支援センターの機能強化	④ 県の他機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉保健所と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターとタイムリーに情報共有し、連携する。(安芸)</li> <li>●事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターと連携を行う(中央西・中央東)</li> <li>●相談時に配偶者暴力支援センターと情報共有し連携に努める。(須崎)</li> <li>●事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターと連携(幡多)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お互いの役割についての理解をした上での役割分担が必要(中央西)</li> <li>●事例ごとに条件が異なるため、本人了解を得ながらセンターとの連携強化をする工夫が必要(須崎)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実績なし。(安芸)</li> <li>●DV事例については、配偶者暴力相談支援センター(女性相談支援センター)と情報共有し連携をとりながら対応した。(中央東、須崎)</li> <li>●女性相談支援センターから母子生活支援施設入所の件で相談・紹介の事例が1名あり、本人や女性相談支援センター担当との面接や関係機関とのケース会に参加。(中央西)</li> <li>●事例なし(幡多)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事例の状況について情報共有し、対応の検討ができた。(須崎)</li> <li>●情報共有はできたが、役割分担等で意思疎通がとれず、連携が不十分。(中央西)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターとタイムリーに情報共有し、連携する。(安芸)</li> <li>●相談時に配偶者暴力支援センターと情報共有し連携に努める。(須崎)</li> <li>●事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターと連携を行う(中央西)</li> <li>●事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターと連携(幡多)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事例ごとに条件が異なるため、本人了解を得ながらセンターとの連携強化をする工夫が必要。(須崎)</li> <li>●お互いの役割についての理解をした上での役割分担が必要(中央西)</li> </ul>	健康長寿政策課(福祉保健所)
118				<ul style="list-style-type: none"> <li>●要保護児童対策地域協議会を通じた情報共有</li> <li>●個別ケースに応じたそれぞれの役割分担の確認と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同伴児の心のケア、支援のノウハウの共有等</li> <li>●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの役割の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要保護児童対策地域協議会を通じた情報共有</li> <li>●個別ケースに応じたそれぞれの役割分担の確認と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談支援センターと児童相談所の情報共有及び互いの役割を確認し、ケースごとに情報共有してより良い支援ができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要保護児童対策地域協議会を通じた情報共有</li> <li>●個別ケースに応じたそれぞれの役割分担の確認と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同伴児の心のケア、支援のノウハウの共有等</li> <li>●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの役割の明確化</li> </ul>	女性相談支援センター	
119				<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童相談所職員が講師となって、配偶者暴力相談支援センターの職員に対して、面前DV等による子どもへの心理的影響について継続的に研修を行う予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者暴力相談支援センターの職員が実践に生かせる研修内容とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度内に、児童相談所職員と配偶者暴力相談支援センターの職員で、面前DVによる子どもへの心理的影響についての研修を実施する(日程は未定)。</li> </ul>	未実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所職員と配偶者暴力相談支援センターの職員で、面前DV等による子どもへの心理的影響について継続的に研修を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携した支援のために、相互の業務について理解を深める必要がある。</li> </ul>	児童家庭課(児童相談所)	
120	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(2) 配偶者暴力支援センターの機能強化	④ 県の他機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●意見交換会の実施</li> <li>●個別ケースに応じた情報共有と連携</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察との電話等による意見交換</li> <li>・警察職員への研修 1回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別のケースに関する情報共有</li> <li>・緊急時の対応がスムーズにできるようになった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●意見交換会の実施</li> <li>●個別ケースに応じた情報共有と連携</li> </ul>		女性相談支援センター	
121				<ul style="list-style-type: none"> <li>●警察等と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間当直体制時の協力体制の確保。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人身安全関連事業対策専科(7/15)において、女性相談支援センター所長を講師として招致した。</li> <li>・専科教養による講師としての招致により、情報交換及び協力体制の構築を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専科教養による講師としての招致により、情報交換及び協力体制の構築を図れた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談支援センターが開催する意見交換会への出席。</li> <li>・DV関連専科教養へ女性相談支援センター職員を講師として招致。</li> <li>・連絡を密にした情報交換及び協力体制の構築。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間当直体制時の協力体制の確保。</li> </ul>	警察本部(少女性安全対策課)	

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
122	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(3) DV被害者支援に携わる人材のスキルアップ、専門性の向上	①各種相談窓口職員のスキルアップ・専門性の向上	●直接被害者と接する県、警察及び市町村窓口職員等に対する研修の実施	●引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会、ブロック会議を開催する。	●DV対策連携支援ネットワーク会議とブロック会議の役割・目的の整理 ●参加メンバーのDVIに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ●一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	●資料送付の情報共有のみとなったため、各関係機関との意見交換が実施できなかった。 ●例年参加数が少ない機関への情報提供ができた。	●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会、ブロック会議を開催する。	●関係機関への事前の働きかけが必要。 ●男女共同参画やDV担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	県民生活・男女共同参画課
123					●DV被害者サポートブックの見直し・配布 ●DVブロック会議や各種会議等を通じた研修や情報提供	●研修参加者が限られている ●市町村職員の異動等による、知識、経験の蓄積の困難さ	●DV被害者サポートブックの配布	●女性相談支援センターの業務内容の周知を図ることができた。	●DV被害者サポートブックの見直し・配布 ●DVブロック会議や各種会議等を通じた研修や情報提供	●研修参加者が限られている ●市町村職員の異動等による、知識、経験の蓄積の困難さ	女性相談支援センター
124					●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	●スキルアップ研修への参加拡充及び県下の相談員の課題解決	(上半期未実施)	—	●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	●スキルアップ研修への参加拡充及び県下の相談員の課題解決	男女共同参画センター「ソーレ」
125					●DVの加害者支援、被害防止、被害者支援等の研修に参画し、職員のスキルアップに努める。(安芸・中央東) ●DV関係の研修会に積極的に参加。(須崎)	●業務外での研修会に参加できる体制(須崎)	●実績なし。(安芸) ●各種研修会が中止となり参加できていない。(須崎) ●管内市町村母子保健担当者会で、母子生活支援施設長を講師に講話を実施した。(中央西)	●研修会には参加できていないが、資料により対応についての基礎を深めることができた。(須崎) ●終了後アンケートは概ね好評価であった。(中央西)	●DVの加害者支援、被害防止、被害者支援等の研修に参画し、職員のスキルアップに努める。(安芸) ●DV関係の研修会に積極的に参加。(須崎)	●あらゆる研修会に参加できるように時間外でも研修会に参加できる体制。(須崎) ●市町村向け研修の機会を捉えて、講話	健康長寿政策課(福祉保健所)

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関	
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
126	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(3) DV被害者支援に携わる人材のスキルアップ、専門性の向上	① 各種相談窓口職員のスキルアップ・専門性の向上	■市町村職員へのDVの児童に与える影響についての研修実施	・研修を受講した職員の人事異動や部署内での知見の共有(異動のスペンが3~4年間と短いことから、毎年同じ内容の研修の実施が必要となること。)	・要保護児童対策地域協議会調整機関職員向けの研修において、DVが子どもに与える精神面の影響や対応について説明を行った。 【回数】2回 【参加者】延べ83名	・DVが子どもに与える影響の重大性をはじめとした知識及びDVを受けた子どもへの対応の技術が身に付きつつある。	・要保護児童対策地域協議会調整機関の職員を対象とした研修において、引き続きDVIに関して理解を深める内容を説明する。	・市町村の職員間における知識・スキルの共有による組織的な専門性向上	児童家庭課(児童相談所)		
127				●直接被害者と接する県、警察及び市町村窓口職員等に対する研修の実施	・専科教養に被害者と接する警察官を入学させる。 ・窓口となる警察官に対し各種教養を実施する。 ・DV担当者に対する研修会を実施する。 ・突発事案等により教養ができない場合は、巡回指導や資料配付等により、補完措置を図る。	・警察官の対応能力に個人差がある。 ・警察官によるDV加害者への対応能力向上のための効果的な教養の実施。	・県下12署への巡回指導(6月中)において、DV担当者への教養を行った。 ・人身安全関連事業対策専科(7/13~7/17)、生活安全任用科(10/6)において、DV担当者への教養を行った。 ・各種教養により、DV加害者への対応能力の向上を図った。	・各種教養により、DV被害者への対応能力の向上が図れた。 ・部外講師による教養や具体的な事例検討等の実施により、効果的な教養が図れた。	・専科教養に被害者と接する警察官を入学させる。 ・窓口となる警察官に対し各種教養を実施する。 ・DV担当者に対する研修会を実施する。	・警察官の対応能力に個人差がある。 ・警察官によるDV加害者への対応能力向上のための効果的な教養の実施。	警察本部(少年女性安全対策課)	
128				●各種研修情報を各相談機関に提供	●各種研修情報の収集及び提供	案内は行うが、当課を経由せずに直接申し込みを行う研修については、当方で出席者を把握出来ない。	案内は行うが、当課を経由せずに直接申し込みを行う研修については、当方で出席者を把握出来ない。	国やNPO法人などが行う適当な専門研修・講座があり次第、関係機関等に情報を提供を行った。	案内は行うが、当課を経由せずに直接申し込みを行う研修については、当方で出席者を把握出来ない。	●各種研修情報を各相談機関に提供	案内は行うが、当課を経由せずに直接申し込みを行う研修については、当方で出席者を把握出来ない。	県民生活・男女共同参画課
129				●被害者支援のための手引きの作成及び関係者への配付	●DV被害者サポートブックの見直し・配布 ●DVブロック会議や各種会議等を通じた研修や情報提供	・研修参加者が限られている ・市町村職員の異動等による、知識、経験の蓄積の困難さ	・DV被害者サポートブックの配布	・女性相談支援センターの業務内容の周知を図ることができた。	●DV被害者サポートブックの見直し・配布 ●DVブロック会議や各種会議等を通じた研修や情報提供	・研修参加者が限られている ・市町村職員の異動等による、知識、経験の蓄積の困難さ	女性相談支援センター	
130				●県職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	●各所属における人権研修で、人権侵害のひとつであるDVIについて取り上げてもらえるよう働きかける。	人権研修の課題選定は各所属の判断となるため、効果のある働きかけの検討が必要	(上半期実績なし)	・県職員がDVについて関心を持つよう、引き続き研修の案内や、人権研修へのDVの取り上げを働きかけていく。	・各所属における人権研修で、人権侵害のひとつであるDVIについて取り上げてもらえるよう働きかける。	人権研修の課題選定は各所属の判断となるため、効果のある働きかけの検討が必要	県民生活・男女共同参画課	

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
131	2DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(3)DV被害者支援に携わる人材のスキルアップ、専門性の向上	②職務関係者を対象とした人権研修の推進	●県職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育啓発の実施	●人権問題指導者研修や新採職員研修でセンター講師による人権研修を行う。また、各職場での人権研修についてはテキストの貸出等で支援する。	●DV防止等が研修課題とされるかは研修実施主体の判断によるところが大きい。	●アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	●「DV防止」をメインテーマにした研修はなかったが、「女性の人権」や「ハラスメント」の視点を取り入れた研修を実施できた。	●人権問題指導者研修や新採職員研修でセンター講師による人権研修を行う。また、各職場での人権研修についてはテキストの貸出等で支援する。		人権課/人権啓発センター
132				●ブロック会議、ネットワーク会議に人権教育の内容を取り入れる。	●会議参加対象者に人権教育をテーマとした研修のニーズがあるか否か。	●今年新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ブロック会議を中止した。	●人権教育について、どのような形で研修に折り込むか要検討。	●ブロック会議、ネットワーク会議に人権教育の内容を取り入れを検討する。	●DV会議参加対象者に人権教育をテーマとした研修のニーズがあるか否か。	県民生活・男女共同参画課	
133				●DV防止等の研修を出勤講座により実施	●DV防止等の研修実施につながる啓発や広報	(上半期未実施)	—	●DV防止等の研修を出勤講座により実施	●DV防止等の研修実施につながる啓発や広報	男女共同参画センター「ソール」	
134				●市町村職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修	●各市町村に研修会への人権啓発センターの講師派遣について周知する	●DV防止等が研修課題とされるかは市町村の判断によるところが大きい。	●講師派遣等事業 【アウトプット】 「女性の人権」および「職場のハラスメント」に係る市町村職員への研修の実施：7回 受講者数：243人  【アウトカム】 アンケート結果 「今日の研修で今後の生活や仕事に活かせることがあったか」について「けっこうあった」と「あった」と回答した割合97%	●「DV防止」をメインテーマにした研修はなかったが、「女性の人権」や「ハラスメント」の視点を取り入れた研修を実施できた。	●各市町村に研修会への人権啓発センターの講師派遣について周知する。 ●市町村からオンライン研修の依頼があった場合は対応していく。	●DV防止等が研修課題とされるかは市町村の判断によるところが大きい。	人権啓発センター



【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)		
135	2 DV被害者の早期発見、安心して相談しやすい体制づくり	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	●様々な広報資料を活用した周知	・相談窓口での新たな周知方法の検討	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・当課への直接の来所相談はなかったが、相談窓口の周知は、啓発資料によって周知を行った。 ・当課に相談があった場合の対応は、統一できている。	●様々な広報資料をかきつづけた周知	・当課への直接の来所相談の事例が少ないため、周知方法が間接的になりがち	県民生活・男女共同参画課	
136				●各種相談機関の相談窓口での周知【再掲】	・広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。	・教育委員会や学校現場、他の相談機関とのさらなる連携。	・広報用名刺大カードを県内の全高校、私立及び県立、高知市立中学校に配布。(6月:約3万枚) ・デートDVについて記載した思春期ハンドブックを県内全高校の1年生に配布(6月:約6千部)するとともに、性に関する専門講師派遣事業や学校等で実施する性教育の授業等で活用。 ・今年度すでに配布した高校1年生以外の学年や中学校、市町村保健師、助産師等から思春期ハンドブックの活用希望があれば配布。	・思春期ハンドブックや広報用名刺大カードを毎年継続して配布することで周知が図られてきている。 ・性に関する専門講師派遣事業実施後の思春期ハンドブックに関するアンケートでは「デートDVを知らなかった」と回答する人が多いことから、ハンドブックを活用した啓発活動ができていると考える。	広報用名刺大カードの配布。 ・思春期ハンドブックを活用したDV予防や相談窓口の周知。	・教育委員会や学校現場、他の相談機関とのさらなる連携。	健康対策課
137					高齢者総合相談を実施し、必要な場合は関係機関と連携する。	—	—	—	—	—	高齢者総合相談を実施し、必要な場合は関係機関と連携する。
138	2 DV被害者の早期発見、安心して相談しやすい体制づくり	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	① 配偶者暴力相談支援センターの周知	●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行い、各種窓口における広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●障害者虐待防止研修の実施内容の協議・調整 【行政】11/17(火) 【施設】第一部:12/8(火)~14(月) 第二部:12/18(金)、22(火)	●新型コロナウイルス感染症対策のため、事業所向けの研修について、管理者・施設長を対象とした研修のみとし、オンライン研修で実施することとした。 ●研修の実施に向けて計画的に準備を進めている。	●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行い、各種窓口における広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	障害福祉課	
139				●各種相談機関の相談窓口での周知【再掲】	高知県外国人生活相談センターの周知・相談対応及び配偶者暴力支援センターの紹介	特になし	外国人の生活相談235件の中にDVに關係する相談は0件であった。(R2.9.31時点)	DVに関する相談者に対してDV及び女性相談センターのチラシを配布することで、広報・啓発を継続していく必要がある。	高知県外国人生活相談センターの周知・相談対応及び配偶者暴力支援センターの紹介	特になし	国際交流課
140				●外国語パンフレット等	・国際交流課と連携した、チラシ等の翻訳の検討 ・国や他機関が作成したチラシ等を関係機関に配置	一般的な啓発物では、外国人や高齢者などには対応できない部分がある。	上半期実績なし。	上半期実績なし。	・国際交流課と連携した、チラシ等の翻訳の検討 ・国や他機関が作成したチラシ等を関係機関に配置	一般的な啓発物では、外国人や高齢者などには対応できない部分がある。	県民生活・男女共同参画課

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
141	できる体制づくり	町づくり		の作成及び関係機関への配置【再掲】	現在DV被害者支援用の外国語版パンフレットはないが、関係機関が作成する場合はCIRが翻訳で協力可能	パンフレットがない	DV及び女性相談支援センターについてのチラシをイベント等で配布予定。 →外国語パンフレットの作成については、翻訳依頼なしのため実施していない	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、イベント等が中止になったため、下半期以降のイベントで配布する。	現在DV被害者支援用の外国語版パンフレットはないが、関係機関が作成する場合はCIRが翻訳で協力可能	パンフレットがない	国際交流課
142			②各種相談機関における相談機能の強化	●各種相談機関と配偶者暴力相談支援センターとの連携	高齢者総合相談を実施し、必要な場合は関係機関と連携する。	—	—	—	高齢者総合相談を実施し、必要な場合は関係機関と連携する。	—	高齢者福祉課

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課又は関係機関	
				取組の内容	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
143	2 DV被害者の早期発見、安心して相談しやすい体制づくり	(4) だれもが相談しやすい体制づくり	②各種相談機能における相談機能の強化	●各種相談機関と配偶者暴力相談支援センターとの連携	●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行い、各種窓口における広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●障害者虐待防止研修の実施内容の協議・調整 【行政】11/17(火) 【施設】第一部:12/8(火)~14(月) 第二部:12/18(金)、22(火)	●新型コロナウイルス感染症対策のため、事業所向けの研修について、管理者・施設長を対象とした研修のみとし、オンライン研修で実施することとした。 ●研修の実施に向けて計画的に準備を進めている。	●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行い、各種窓口における広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	障害福祉課
144				●心の健康相談の実施 ●関係機関を経由した相談者への対応 ●関係機関への技術支援の実施	●関係機関とのタイムリーな連携	●面接相談の新規相談3件のうち、関係機関からの紹介1件 ●女相への技術支援・ケース検討会3回	●個別面接で対応している ●メンタルヘルスの専門機関として助言等の技術支援を行った。	●心の健康相談の実施 ●関係機関を経由した相談者への対応 ●関係機関への技術支援の実施	関係機関とのタイムリーな連携	精神保健福祉センター	
145				●各種相談機関と配偶者暴力相談支援センターとの連携	●相談機関から相談があった場合は、関係機関や配偶者暴力相談支援センターが連携して、情報共有とアセスメントをし、地域で支援ができるようにサポートする。(安芸) ●関係機関と連携し、DV相談に速やかに対応する。(中央東) ●事例があった場合は、配偶者暴力相談支援センターと連携を行う(中央西) ●研修や会議を通じて関係機関と連携を持つ。(須崎) ●相談事例があった場合、各関係機関と連携し対応(幡多)	●お互いの役割についての理解が不十分。(中央西) ●事例に応じて適切な対応ができるための工夫が必要。(須崎)	●新規事例はなし。高齢者虐待や、家族間での暴力などの事例については、地域包括支援センターなどから情報提供・相談があり、保健所を中心に関係機関と連携を図り対応している。(安芸) ●配偶者暴力相談支援センター(女性相談支援センター)とは必要に応じて事例の情報共有を実施している。(須崎) ●事例なし(幡多)	●相談機関から相談があった場合は、関係機関や配偶者暴力相談支援センターが連携して、情報共有やアセスメントをし、地域で支援ができるようにサポートする。(安芸) ●研修や会議を通じて関係機関と連携を持つ。(須崎) ●事例があれば、配偶者暴力相談支援センターと連携を行う(中央西) ●相談事例があった場合、各関係機関と連携し対応(幡多)	●事例に応じて適切な対応ができるための工夫が必要。(須崎) ●お互いの役割についての理解をした上での役割分担が必要(中央西)	健康長寿政策課(福祉保健所)	
146				高知県外国人生活相談センターの周知・相談対応及び配偶者暴力相談支援センターの紹介	特になし	DV及び女性相談支援センターについてのチラシをイベント等で配布予定。	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、イベント等が中止になったため、下半期以降のイベントで配布する。	高知県外国人生活相談センターの周知・相談対応及び配偶者暴力相談支援センターの紹介	特になし	国際交流課	
147				●外国語通訳及び手話通訳等の確保	●通訳協力者の確保及び国際交流協会との連携	—	—	●通訳協力者の確保及び国際交流協会との連携	—	女性相談支援センター	

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)		
148	2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	(4) だれもが相談しやすい体制づくり	③ 相談窓口のバリアフリー化	●外国語通訳及び手話通訳等の確保	●手話通訳者養成研修の前提である、手話奉仕員研修の実施を市町村へ働きかける。 ●手話通訳者及び要約筆記者養成研修を実施する。	●手話奉仕員研修の実施は、財政的に負担が大きく、単独での開催が厳しい市町村がある。 ●要約筆記者養成研修の受講者増を図るため、広報が必要。	●アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ●手話奉仕員講座の開催【市町村事業】高知県 ●手話通訳者養成研修の開催【県事業】基本:高知県(昼・夜)、宿毛市 応用:高知県(昼・夜)、3市合同(南国市・香南市・香美市) 実践:高知県 ●要約筆記者養成講座の開催【県事業】5/9開講予定のところを、新型コロナウイルス感染拡大の影響で6/27～全28回に変更して開講したが、年度途中で中止。	●単独開催が困難な市町村に対して、引き続き共同開催の働きかけが必要。 ●新型コロナウイルス感染拡大の影響で東部での研修実施が見送りととなった。来年度以降、圏域間で養成者数の偏りが出ないよう、手話奉仕員及び手話通訳者養成の計画を立てる必要がある。 ●開講に向け広報を行ったことで一定数の受講申込みはあったが、新型コロナウイルスの影響で辞退者が多く出たため、事業の継続が困難となった。	●手話通訳者養成研修の前提である、手話奉仕員研修の実施を市町村へ働きかける。 ●手話通訳者及び要約筆記者養成研修を実施する。	●手話奉仕員研修の実施は、財政的に負担が大きく、単独での開催が厳しい市町村がある。 ●要約筆記者養成研修の受講者増を図るため、広報が必要。	障害福祉課
149				各種国際交流イベントや県内国際交流・協力団体の連絡協議会等で、語学ボランティア登録制度について幅広く周知する。	特になし	語学ボランティア登録制度についてのチラシを協会内や各種イベント等で配布した。 既登録ボランティアに活動の意向について再調査した結果、R2.8.31時点の語学ボランティア登録者数は392名となった。(一般語学、災害、日本語)	語学ボランティア登録制度についてのチラシを各所で配布したことが制度の周知に繋がった。 引き続き、登録者の増加に向けた周知に取り組む。	各種国際交流イベントや県内国際交流・協力団体の連絡協議会等で、語学ボランティア登録制度について幅広く周知する。	特になし	国際交流課	
150				●児童生徒が安心して相談できる環境づくり	●児童生徒が安心して相談できる環境づくり	④ 若者や男性等、誰もが相談しやすい環境づくり	●SCの全公立学校への配置及びアウトリーチ型SCの11市への配置を継続する。 ●SSWの配置を35市町村・学校組合及び25県立学校に拡充する。 ●SC等研修講座の開催(年6回) ●SSW連絡協議会の開催(年1回) ●SSW初任者研修会(年2回) ●SC、SSWIによる合同研修会の開催(2ブロックで開催) ●SC、SSWIに対するスーパーバイズの実施	●専門的な知識や技能を有した人材の確保 ●SC、SSW配置拡充のための予算確保 ●SC、SSWの専門性の向上を図る必要がある。	●SCを全ての公立小、中、義務教育、高、特支学校に配置した。また、アウトリーチ型SCを11市の支援センターに配置した。 ●SSWを35市町村・学校組合、25県立学校に配置するとともに、未配置校への支援体制を整えた。 ●SC等研修講座の開催計画を年5回に変更し、実施(10月以降に開催予定) ●SSW連絡協議会(12月開催予定) ●SSW初任者研修会(11月以降に開催予定) ●相談支援体制の充実に向けた連絡協議会は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とした。 ●SC、SSWスーパーバイズの実施(随時)	●SC及びSSWを全ての公立学校に配置または支援ができる体制としたことにより、児童生徒が相談しやすい環境を整えることができる。 ●新型コロナウイルス感染症対策のため、上半期に実施する予定だった研修会が中止または延期となっており、SCやSSWの専門性の向上が図られていない。 ●勤務経験の浅いSCやSSWの支援力向上に努める必要がある。	●SCの全公立学校への配置及びアウトリーチ型SCの11市への配置を継続する。 ●SSWを全公立学校に配置又は派遣できる体制を継続する。 ●SC等研修講座の開催(年6回) ●SSW連絡協議会の開催(年1回) ●SSW初任者研修会(年2回) ●SC、SSWIによる合同研修会の開催(2ブロックで開催) ●SC、SSWIに対するスーパーバイズの実施

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)		担当課室又は関係機関	
				R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
151	2DV被害者の早期発見、安心して相談しやすい体制づくり	(4)だれもが相談しやすい体制づくり	④若者や男性等、誰もが相談しやすい環境づくり	●啓発活動や、広報資料等を活用し、男性窓口を周知する。 ●被害者への相談窓口の紹介 ●性的少数者に関する啓発資料の作成	●相談対応者へのスキルアップに対する取組が必要	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 (上半期実績なし。以下、下半期予定) ・公共交通機関等において、男性相談窓口を記載した啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所3ヶ所) ・ラジオ放送において、男性窓口の周知を行う。(11/17)	上半期実績なし。	●啓発活動や、広報資料等を活用し、男性窓口を周知する。 ●被害者への相談窓口の紹介 ●性的少数者に関する啓発資料の作成	●相談対応者へのスキルアップに対する取組が必要	県民生活・男女共同参画課	
152				●各相談窓口との連携	—	●男性や性的少数者からの相談は、専用窓口を紹介した。	—	●各相談窓口との連携	—	女性相談支援センター	
153				●「男性のための悩み相談」の実施	●男性相談の窓口が少ない ●多様な相談内容への対応	●専門相談として男性の悩み相談を実施した。(15件) ●一般相談においても男性からの相談に対応した。(67件)	●継続して男性相談窓口の周知を図る。	●「男性のための悩み相談」の実施 ●性的少数者を対象とした相談窓口開設の試行を検討する。	●男性相談の窓口が少ない ●多様な相談内容への対応	男女共同参画センター「ソーレ」	
154				●ホームページの充実	●内容の検討 DVについて分かりやすく説明がされているか。 相談機関が明確に示されているか。	●新型コロナウイルス感染症対策下におけるDV相談窓口の追記 ●国のDV相談窓口の追記	●ホームページの内容についてさらに検討していくことが必要	●ホームページの充実	●内容の検討 DVについて分かりやすく説明がされているか。 相談機関が明確に示されているか。	県民生活・男女共同参画課	
155				●インターネットを活用した相談しやすい環境づくり	●ホームページの充実	—	●ホームページでの周知	●情報源はインターネットを見ての理由が多く、効果が出ている。	●ホームページの充実	—	女性相談支援センター
156				●ホームページの充実	●内容の検討	●ホームページやSNSを通じて、DVに関する相談窓口の情報発信に努めた。	●SNSを活用することで、情報発信の頻度が高まった。	●ホームページ、SNSの充実	●発信する情報の信頼度の確認に時間を要する。	男女共同参画センター「ソーレ」	
157				●意見交換会の実施 ●個別ケースに応じた連携	—	●警察との電話等による意見交換 ●警察職員への研修 1回	●個別のケースに関する情報共有 ●緊急時の対応がスムーズにできるようになった。	●意見交換会の実施 ●個別ケースに応じた連携	—	女性相談支援センター	

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
158	3DV被害者支援の一時保護体制の充実	①関係機関の連携によるDV被害者等の迅速な安全の確保	①関係機関の連携によるDV被害者等の迅速な安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事例があれば司法や市町村と連携し、安全確保に努める(安芸)</li> <li>●事例があれば市町村や警察と連携し対象者の安全確保に努める(中央西・中央東)</li> <li>●相談事例には、警察との連携をして被害者安全の確保に努める。(須崎)</li> <li>●事例があれば市町村や警察と連携し対象者の安全確保に努める(幡多)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●加害者を支援できる専門相談まで長距離のため、夜間休日の対応には困難性がある。(安芸)</li> <li>●対応マニュアルは無く事例に応じて適切な対応が必要。(須崎)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形</li> <li>●アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</li> <li>●DVでの事例は実績がないが、精神保健での対応等では警察と連携して、安全の確保に努めた対応をしている。(安芸)</li> <li>●DV事例で警察と直接連携することはなかった。(須崎)</li> <li>●事例なし(中央東、幡多)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全確保のためにも、日頃から警察と連携が取れている。(安芸)</li> <li>●警察と直接連携をとる事例ではなかった。(須崎)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事例があれば司法や市町村と連携し、安全確保に努める(安芸)</li> <li>●相談事例には、警察と連携して被害者安全の確保に努める。(須崎)</li> <li>●事例があれば対象者の安全確保のため、市町村や警察と連携して支援する(中央西)</li> <li>●事例があれば市町村や警察と連携し対象者の安全確保に努める(幡多)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対応マニュアルはなく事例に応じて適切な対応が必要。(須崎)</li> </ul>	健康長寿政策課(福祉保健所)	
159				<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者や関係機関の要望により、一時保護所への避難に際し、警察官による被害者の搬送を実施。</li> <li>・被害者や関係機関の要望により、被害者と加害者の話し合いの場や被害者が自宅から荷物を取り出す際等に、警察官の立会いを実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急な依頼により人員の確保が困難な場合がある。</li> <li>・被害者等が事前連絡なく予定を変更させることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所への避難に際し、被害者や関係機関の要望、加害行為のおそれがある場合に、警察官による被害者の搬送を行った。</li> <li>・被害者による自宅からの荷物取り出しや話し合いの場において、被害者や関係機関の要望、加害行為のおそれがある場合に、警察官による立ち会いを実施した。</li> <li>・被害者や関係機関との連絡を密にし、連携した安全の確保を図った。</li> <li>・事件化が可能である場合等は、迅速的確な事件処理を行うと同時に関係機関と連携し、被害者保護を徹底した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者や関係機関との連絡を密にし、連携した安全の確保が図れた。</li> <li>・関係機関との連携により、加害者対策、被害者保護等の複数の事項を同時進行が可能となり、迅速な被害者保護が実施された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者や関係機関の要望により、一時保護所への避難に際し、警察官による被害者の搬送を実施。</li> <li>・被害者や関係機関の要望により、被害者と加害者の話し合いの場や被害者が自宅から荷物を取り出す際等に、警察官の立会いを実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者等が事前連絡なく予定を変更させるなど、急な依頼により人員の確保が困難な場合がある。</li> </ul>	警察本部(少年女性安全対策課)	
160				<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者や被害関係者と定期的に連絡を取り、近況把握に努める。</li> <li>・加害者の行動確認を行う。</li> <li>・110番登録制度を活用する。</li> <li>・市町村が行う住民基本台帳閲覧制限への支援措置を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非協力的な被害者や被害関係者がいる場合の対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知したDV事案は、被害者及び被害関係者への定期的な連絡による近況把握に努めた。</li> <li>・非協力的な被害者や被害関係者に対しては、DV事案の特徴や危険性等を粘り強く説明し、協力を得るように努めた。</li> <li>・事案に応じ、加害者の行動確認を行うとともに、口頭警告や事件化を実施した。</li> <li>・被害者の要望や事案に応じ、110番通報登録を実施した。</li> <li>・市町村が行う住民基本台帳閲覧制限を教示するとともに、市町村から同手続きに係る照会があった際、漏れなく回答を行った。</li> <li>・各種方法により、被害者や支援者の安全確保を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種方法により、被害者や被害関係者の安全確保が図れた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者や被害関係者と定期的に連絡を取り、近況把握に努める。</li> <li>・加害者の行動確認を行う。</li> <li>・110番登録制度を活用する。</li> <li>・市町村が行う住民基本台帳閲覧制限への支援措置を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非協力的な被害者や被害関係者への対応。</li> </ul>	警察本部(少年女性安全対策課)	
161		①関係機関の連携による	<ul style="list-style-type: none"> <li>●110番通報登録の推進</li> <li>●危険度の高いケースでの情報共有、互いが連携した安全の確保</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者に110番通報登録を勧めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の安全対策につながった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●110番通報登録の推進</li> <li>●危険度の高いケースでの情報共有、互いが連携した安全の確保</li> </ul>	—	女性相談支援センター		

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
162	3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	(1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保	① DV被害者等の迅速な安全の確保	●緊急避難体制の確保	・被害者の要望に応じた、一時避難場所の確保。 ・公費負担制度の拡充。	・公費負担制度の適切な活用。 ・女性相談支援センターと連携した緊急避難場所の提供。	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化。 ・公費負担制度の要件を満たす被害者に対して、同制度を利用した緊急避難場所を提供した。 ・女性相談支援センターと連携し、被害者に対して緊急避難場所を提供した。 ・緊急避難体制の確保により、被害の未然防止を図った。	・緊急避難体制の確保により、被害の未然防止が図れた。	・被害者の要望に応じた、一時避難場所の確保。 ・公費負担制度の拡充。	・公費負担制度の適切な活用。 ・女性相談支援センターと連携した緊急避難場所の提供。	警察本部(少年女性安全対策課)
163				●意見交換会等を通じた認識の共有 ●個別ケースに応じた遠隔地での一時保護の実施	・介護が必要等、夜間で一時保護ができない方への対応に苦慮	・休日夜間は警察と、遠隔地では一時保護委託先と連携し、24時間の受け入れを実施	・被害者の置かれた状況を考慮した避難場所を決定でき、安全と安心を確保できた。	●意見交換会等を通じた認識の共有 ●個別ケースに応じた遠隔地での一時保護の実施	・介護が必要等、夜間で一時保護ができない方への対応に苦慮	女性相談支援センター	
164				●迅速かつ安全に24時間対応できる保護体制の確立	・ホテル等の避難場所を事前に確認し、安全確保を最優先にした一時避難場所を確保する。 ・女性相談支援センターとの良好な関係を継続させる。 ・一時避難場所の公費負担制度の活用。	・被害者の協力が得られない場合、一時避難措置を講じることが困難となる。	・公費負担制度の要件を満たす被害者に対して、同制度を利用した緊急避難場所を提供した。 ・女性相談支援センターと連携し、被害者に対して緊急避難場所を提供した。 ・公費負担制度の活用及び女性相談支援センターとの連携による緊急避難体制の確保に努め、被害の未然防止を図った。	・公費負担制度の活用及び女性相談支援センターとの連携による緊急避難体制の確保に努め、被害の未然防止が図れた。	・ホテル等の避難場所を事前に確認し、安全確保を最優先にした一時避難場所を確保する。 ・女性相談支援センターとの良好な関係を継続させる。 ・一時避難場所の公費負担制度の活用。	・被害者の協力が得られない場合、一時避難措置を講じることが困難となる。	警察本部(少年女性安全対策課)
165				●県域を越えた広域での保護体制の整備 ●他県の配偶者暴力相談支援センターとの連携	・他県の配偶者暴力相談支援センターで受け入れられない場合がある	・他県の婦人相談所等との連携により、被害者の安全な避難を図った。	・被害者の安全確保につながった。	●他県民間シェルター等との連携 ●他県の配偶者暴力相談支援センターとの連携	・他県の配偶者暴力相談支援センターで受け入れられない場合がある	女性相談支援センター	
166				●一時保護期間中に、入所者が安心して過ごせる環境の整備	●警察との連携による巡回や所内警備の充実	・危険に対する認識の低い一時保護者への対応	・入所中の見守り支援、警備実施	・入所者の安全の確保ができた。	●警察との連携による巡回や所内警備の充実	・危険に対する認識の低い一時保護者への対応	女性相談支援センター
167				② 迅速かつ安全な一時保護の実施	●一時保護期間中に、入所者が安心して過ごせる環境の整備	・女性相談支援センターとの連絡協議会へ継続的に出席する。 ・女性相談支援センターとの連携強化により、入所者が安心して過ごせる環境整備を図った。	・突発事案が発生した場合における、出席者の確保。 ・女性相談支援センター所長を講師として招致した。 ・女性相談支援センターとの連携強化により、入所者が安心して過ごせる環境整備を図った。	・女性相談支援センターとの連携により、入所者が安心して過ごせる環境整備が図れた。	・女性相談支援センターとの連絡協議会へ継続的に出席する。 ・突発事案が発生した場合における、出席者の確保。	警察本部(少年女性安全対策課)	

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)		担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		次年度の取組
168	3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	(1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保	③ DV被害者等に関する情報保護の徹底	●関係機関に対する秘密の保持の徹底	●連絡会議や研修会を通じた周知 ●個別ケースにおける適切な情報管理の徹底	●関係機関における秘密保持に対する認識の違い	●アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	●関係機関においては秘密保持について理解が得られた。	●連絡会議や研修会を通じた周知 ●個別ケースにおける適切な情報管理の徹底	●関係機関における秘密保持に対する認識の違い	女性相談支援センター
169					●個別検討会等で、関係機関が共通認識のもと、秘密保持の徹底を図る。(安芸) ●相談時、関係機関に対し、秘密保持の重要性を伝える。(須崎)	●関係機関の機能をもとに共有する情報の範囲の判断が難しく所内支援体制も含めて検討する必要がある。(須崎)	●研修会の個別事例報告で、関係機関が共通認識のもと、秘密保持の徹底を図っている。(安芸) ●個人情報や漏れないよう関係書類の取扱いには、常に注意し、秘密保持に取り組んだ。(中央東、須崎) ●ケース会の始めに個人情報保護の徹底について、参加者で確認している(中央西)	●関係機関の個別検討会等で、関係機関が共通認識のもと、秘密保持を固めている。(安芸) ●共有する情報への配慮ができた。(須崎)	●個別検討会等で、関係機関が共通認識のもと、秘密保持の徹底を図る。(安芸) ●相談時、関係機関に対し、秘密保持の重要性を伝える。(須崎) ●ケース会時は個人情報保護について参加者で確認する(中央西)	●関係機関の機能をもとに共有する情報の範囲の判断が難しく所内支援体制も含めて検討する必要がある。(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)
170					●配偶者暴力相談支援センターとの連携による適切な一時保護の実施	—	●配偶者暴力(子どもへの心理的身体的虐待)ケースの一時保護を実施。 【件数】2件	●適切に情報共有しながら、組織的に対応できている。	●配偶者暴力相談支援センターとの連携による適切な一時保護の実施	—	児童家庭課(児童相談所)
171					●加害者による行方不明届出を拒否、或いは被害者が避難していることを秘匿する対応。 ●住民基本台帳閲覧制限に対する援助申出への対応。	●全警察官へ事案を周知させるには、ある程度の時間が必要となる。 ●被害者と加害者の主張が異なる場合の対応。 ●被害者自らが加害者に対して避難先等の情報を教示してしまった時の対応。	●各種専科教養や教養文書の発出により、被害者情報の秘匿の重要性について教養した。 ●DV被害者に係る行方不明届について、都度、県下12署へ連絡の上、受理を拒否するよう徹底した。 ●住民基本台帳閲覧制限の援助申出について、客観的なDV被害の確認に努めた。 ●避難しているDV被害者に係る特別定額給付金の交付申請への対応について、市町村と連携対応を図った。 ●各種手続による被害者情報の秘匿により、被害の未然防止を図った。	●各種手続による被害者情報の秘匿により、被害の未然防止が図れた。	●加害者による行方不明届出を拒否、或いは被害者が避難していることを秘匿する対応。 ●住民基本台帳閲覧制限に対する援助申出への対応。	●全警察官へ事案を周知させるには、ある程度の時間が必要となる。 ●被害者と加害者の主張が異なる場合の対応。 ●被害者自らが加害者に対して避難先等の情報を教示してしまった時の対応。	警察本部(少女女性安全対策課)
172					●被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援	●関係機関との連携 ●被害者への制度の十分な説明の実施と申立て支援	—	●被害者へ保護命令制度を十分理解させた上で自ら判断させ、手続の支援を行った。 ●保護命令提出支援 7件	●制度の情報提供及び手続について支援できた。	●関係機関との連携 ●被害者への制度の十分な説明の実施と申立て支援	—
173	(1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保	④ 司法手続に関する支援	●被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援	●書面活用を継続し、被害者の意思決定を支援する。 ●被害者に適切なDV対応方法を教示し、保護命令制度の活用を推進する。 ●適切な対応を執れるよう、被害者にDVの特性等を教示する。	●警察の説明を聞き入れない被害者や危険性の乏しい被害者への対応。	●DV被害者に対し、原則、意思決定に関する書類や保護命令制度に関する書類を確実に提示し、その説明を行うよう努めた。 ●警察に非協力的な被害者に対しては、粘り強い説明を行い、被害の未然防止が図れるよう努めた。 ●被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援により、被害者の安全安心の確保及び被害の未然防止を図った。	●被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援により、被害者の安全安心の確保及び被害の未然防止が図れた。	●書面活用を継続し、被害者の意思決定を支援する。 ●被害者に適切なDV対応方法を教示し、保護命令制度の活用を推進する。 ●被害者にDVの特性等を教示する。	●警察の説明を聞き入れない被害者や危険性の乏しい被害者への対応。	警察本部(少女女性安全対策課)	



【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
174	3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	(2) 配偶者暴力支援センターにおける一時保護体制の充実	① DV被害者の心理ケアの充実	●心理ケア担当職員による心の健康回復支援	●DV講座、心理検査等の実施 ●一時保護所退所者等のカウンセリングの実施	・回復に時間がかかる	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ・心理検査、DV講座、心理療法等実施 延べ 61回(うち同伴児・者 12回)	・一時保護者やその同伴児・者に対し、状況に応じた心理的ケアができた。	●DV講座、心理検査等の実施 ●一時保護所退所者等のカウンセリングの実施	・回復に時間がかかる	女性相談支援センター
175				●民間の専門機関を活用した心の健康の回復支援	●被害者の状況に応じた専門機関の紹介 ●民間専門機関によるカウンセリングの実施	・回復に時間がかかる	・メンタルヘルスの実施 延べ 22人	・外部のカウンセラーとの面接により、不安等を取り除くことができた。	●被害者の状況に応じた専門機関の紹介 ●民間専門機関によるカウンセリングの実施	・回復に時間がかかる	女性相談支援センター
176				●児童相談所等と配偶者暴力相談支援センターが連携した子どもの心理判定やカウンセリングの実施	●ケアの必要な同伴児がある場合の迅速な対応 ●女性相談支援センター、児童相談所等の連携した対応	・相互の連携強化及び役割分担	・要保護児童対策地域協議会を通じた情報共有 ・個別ケースに応じたそれぞれの役割分担の確認と連携	・女性相談支援センターと児童相談所の情報共有及び互いの役割を確認し、ケースごとに情報共有してより良い支援ができた。	●ケアの必要な同伴児がある場合の迅速な対応 ●女性相談支援センター、児童相談所等の連携した対応	・相互の連携強化及び役割分担	女性相談支援センター
177				●療育福祉センターと配偶者暴力相談支援センターが連携した障害の心配のある子どもへの対応	●児童相談所職員が講師となって、配偶者暴力相談支援センターの職員に対して、面前DV等による子どもへの心理的影響について継続的に研修を行う予定。	・配偶者暴力相談支援センターの職員が実践に生かせる研修内容とすること。	・年度内に、児童相談所職員と配偶者暴力相談支援センターの職員で、面前DVによる子どもへの心理的影響についての研修を実施する(日程は未定)。	未実施	・児童相談所職員と配偶者暴力相談支援センターの職員で、面前DV等による子どもへの心理的影響について継続的に研修を行う。	・連携した支援のために、相互の業務について理解を深める必要がある。	児童家庭課(児童相談所)
178			② 子どもの心身のケアの充実	●療育福祉センターと配偶者暴力相談支援センターとの連携強化	●配偶者暴力相談支援センターと療育福祉センターとの連携強化	・療育福祉センターでの受診が1年待ちとなっている	—	—	●配偶者暴力相談支援センターと療育福祉センターとの連携強化	・療育福祉センターでの受診が1年待ちとなっている	女性相談支援センター

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)		担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
179	3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	(2) 配偶者暴力支援センターにおける一時保護体制の充実	② 子どもの心身のケアの充実	●療育福祉センターと配偶者暴力相談支援センターが連携した障害の心配のある子どもへの対応	●市町村や児童相談所、学校等の関係機関との連携	●発達障害者支援センターで、発達障害児・者とその家族、支援者、関係機関等からの相談を受け、助言や情報の提供、関係機関への紹介等を行った。相談実績(R2.9末) 226件	●障害のある子どもの診療及び発達に関する相談等に対し助言や関係機関の紹介、発達障害等に関する専門的な相談支援を行っている。	●療育福祉センターや福祉サービス、発達障害等の相談に助言や情報提供を行う。●相談窓口の周知	●市町村や児童相談所、学校等の関係機関との連携	療育福祉センター	
180				●緊急を要する同伴児童の心のケアでの連携強化	●親の認識が薄く、なかなか相談につながらないケースがある	—	—	●緊急を要する同伴児童の心のケアでの連携強化	●親の認識が薄く、なかなか相談につながらないケースがある	女性相談支援センター	
181				●心の教育センター等と配偶者暴力相談支援センターが連携した心配のある子どもへの対応	●関係機関と連携しながら、子どもの心のケアに関する専門性をもったカウンセラー等が来所や訪問による相談の受理や支援を行う。	●日ごろから、関係機関と顔の見える連携を行う。	●要請ケースなし	●教育相談関係機関連絡協議会等において、関係機関と連携を図り、連携が必要な事案が起こった場合に備えた体制作りを継続して行った。	●関係機関と連携しながら、子どもの心のケアに関する専門性をもったカウンセラー等が来所や訪問による相談の受理や支援を行う。	●日ごろから、関係機関と顔の見える連携を行う。	心の教育センター
182				●遊びの場の確保 ●ベビーシッターの確保	—	—	●ベビーシッター1回	●一時保護期間が長くなった同伴児に専門職による保育を実施し、ストレス解消になった。	●遊びの場の確保 ●ベビーシッターの確保	—	女性相談支援センター
183				●安心して遊ぶことのできる環境の整備	●関係機関と連携しながら、子どもの心のケアに関する専門性をもったカウンセラー等が支援を行う。	●日ごろから、関係機関と顔の見える連携を行う。	●要請ケースなし	●教育相談関係機関連絡協議会等において、関係機関と連携を図り、連携が必要な事案が起こった場合に備えた体制作りを継続して行った。	●関係機関と連携しながら、子どもの心のケアに関する専門性をもったカウンセラー等が来所や訪問による相談の受理や支援を行う。	●日ごろから、関係機関と顔の見える連携を行う。	心の教育センター
184	●学校と連携した一時保護所での教育支援	—	—	●教員OBによる就学支援実施 5時間 延べ4人	●同伴児の就学支援ができた。 ●就学時間は、学校と連絡調整により出席日数にすることができた。	●教員OBによる就学支援 ●学校との連携強化	—	女性相談支援センター			

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関	
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
185				●教育委員会等との連携した情報提供	—	—	—	—	●教育委員会等との連携した情報提供	—	女性相談支援センター	
186				●家庭の教育費負担の軽減に係る事業の継続実施 ●国の就学支援金の拡充により、令和2年4月から、年取590万円程度未満の世帯の高校生等については、授業料が実質無償化となった。	●所得による区分により、制度を活用しても授業料の負担が発生する家庭がある。	●アウトプット ●私立高等学校等就学支援金制度をはじめとする家庭の教育費負担の軽減に係る各種事業を実施している。 ●アウトカム ●家庭における教育費の経済的負担が軽減されている。	●生徒の家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒に進学する機会がもてる仕組みとなっている。	●家庭の教育費負担の軽減に係る事業の継続実施	●制度を知らず、私立高校への進学を諦めることがないよう、中学生やその保護者等への周知を行うことが必要。	—	私学・大学支援課	
187	3 DV被害者支援の一時保護体制の充実	(2) 配偶者暴力支援センターにおける一時保護体制の充実	③ 保育、学習支援の充実	●就学のためのさまざまな制度の情報提供と手続支援	●課題 ●要件を満たす対象者全員に支給・貸与するために、引き続き制度の周知徹底を図る必要がある。 ●取組 ●機会ある毎にリーフレットを配布するなどして、制度の周知徹底を行う。	●高等学校等就学支援金の支給 ●R2年度に公立の高等学校に入学した高校生等の就学支援金受給資格認定申請書を受理 ●R2年度7月1日現在在籍の高等学校等就学支援金収入状況届出書を受理 ●要件を満たす支給希望者全員への支給を実施 ●高校生等が在籍する低所得世帯への奨学給付金の支給 ●R2年度の公立高等学校の合格者登校日に合格者全員に奨学給付金のリーフレットを配布 ●R2年度7月1日現在在籍の高校生等奨学給付金受給申請書(第1回目締切分)を受理(R2.9.30現在審査中) ●高校生等に対する無利子奨学金の貸与の推進 ●経済的な理由で高等学校等への進学・修学を断念することがないよう、要件を満たす貸与希望者の申請を受理(R2.4.30募集終了) ●要件を満たす貸与希望者全員への貸与を実施(R2年度新規貸与決定者:148名)	●高等学校等就学支援金の支給 ●要件を満たす支給希望者全員に支給を実施した。 ●高校生等奨学給付金の支給 ●要件を満たす支給希望者全員に支給を実施した。(1回目締切分) ●高校生等に対する無利子奨学金の貸与の推進 ●要件を満たす貸与希望者の申請を受理した。(予約申請53名、在学申請94名、緊急採用1名) ●要件を満たす貸与希望者全員に貸与を実施し、教育の機会均等に寄与した。	●就学支援金制度及び奨学給付金制度を実施する。	●課題 ●要件を満たす対象者全員に支給・貸与するために、引き続き制度の周知徹底を図る必要がある。 ●取組 ●機会ある毎にリーフレットを配布するなどして、制度の周知徹底を行う。	●現行の高等学校等奨学金貸付制度を維持・実施する。	—	高等学校課
188			④ 災害に備えた体制づくり	●設備の見直しや避難訓練等の実施による安全対策	●避難訓練の実施 ●南海地震対策における設備の見直し	—	—	—	●避難訓練の実施 ●南海地震対策における設備の見直し	—	女性相談支援センター	
189				●備蓄等の充実	●備蓄品等の備蓄	—	●備蓄品等の維持	●津波に備えた備蓄品等の充実	●備蓄品等の備蓄	—	女性相談支援センター	

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
190			④災害に備えた体制づくり	●代替施設による事業の継続	●H30年度に消費生活センターを代替施設と決定 ●今後、詳細について検討を続ける	●長期浸水からセンター施設の機能がどれくらい回復するか不明 ●その間の一時保護の場所が未決定	●アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ●消費生活センターを代替施設とした地震津波避難マニュアルの見直し	●代替施設による事業の継続ができる見通しができた。	●H30年度に消費生活センターを代替施設と決定 ●今後、詳細について検討を続ける	●長期浸水からセンター施設の機能がどれくらい回復するか不明 ●その間の一時保護の場所が未決定	県民生活・男女共同参画課/女性相談支援センター
191	3DV被害者支援の一時保護体制の充実	(3)民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実	①一時保護所以外の保護できる場の確保	●民間シェルター及び社会福祉施設等との連携による一時保護体制の充実	●既存の支援団体や社会福祉施設等との連携強化 ●どこの地域に住んでいても保護できる環境を整える。	●連携強化に向けた協議が必要。	●民間シェルターについては、定期的に運営状況を確認しているが、連携体制の強化までは至っていない。	●連携強化に向けた協議が必要。	●既存の支援団体や社会福祉施設等との連携強化 ●どこの地域に住んでいても保護できる環境を整える。	●連携強化に向けた協議	県民生活・男女共同参画課
192				●民間シェルター及び社会福祉施設等との連携による一時保護体制の充実	●既存の支援団体や社会福祉施設等との連携強化 ●どこの地域に住んでいても保護できる環境整備	—	●社会福祉施設への一時保護委託を実施 1件	●5人の幼児等を同伴したDV被害者の安全を確保することができた。	●既存の支援団体や社会福祉施設等との連携強化 ●どこの地域に住んでいても保護できる環境整備	—	女性相談支援センター
193				●民間シェルター運営安定化に向けた支援の実施	●民間シェルター運営団体に対して、シェルターの運営支援を行う。	●支援活動の増大に伴い、事業量が増大。団体(支援者)の負担が増えている状況である。	●高知県民間シェルター運営費補助金 100万円/年を限度に交付。 ●民間シェルターの先進的な取組について、R2高知県配偶者暴力被害者等支援補助金(上限1,000万円)を交付予定。	●支援活動の増大に伴い、事業量が増大。団体(支援者)の負担が増えている状況である。	●民間シェルター運営団体に対して、シェルターの運営支援を行う。	●支援活動の増大に伴い、事業量が増大。団体(支援者)の負担が増えている状況である。	●民間シェルター運営安定化に向けた支援の実施

		【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】									
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
194	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	①一時保護所入所時からの継続した自立支援	●日常生活支援のための配偶者暴力支援センターの自立支援担当職員による継続的支援の実施	●生活サポーターによる入所中、退所後の自立に向けての支援の実施	・人的体制からすべての退所者へのフォローが難しい ・精神疾患や発達障害面でのフォローには限界がある ・地域での自立には時間を要する	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ・生活サポーターの支援支援実人数 17人 延べ 137回	・収入が少なく経済的に脆弱な退所者への自立促進になった。	●生活サポーターによる入所中、退所後の自立に向けての支援の実施	・人的体制からすべての退所者へのフォローが難しい ・精神疾患や発達障害面でのフォローには限界がある ・地域での自立には時間を要する	女性相談支援センター
195				●心理的な自立のための配偶者暴力相談支援センター等による退所者へのフォローアップの充実	●心理ケア担当職員による心の健康回復支援 ●必要に応じた退所者への専門機関に依頼してのカウンセリングの実施	・回復には長い期間を要する	・一時保護所退所者に対して、専門機関に依頼してのカウンセリングを実施	・精神面でのサポートができた。	●心理ケア担当職員による心の健康回復支援 ●必要に応じた退所者への専門機関に依頼してのカウンセリングの実施	・回復には長い期間を要する	女性相談支援センター
196				●自立支援施設の積極的な活用	・女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	ハローワークやひとり親家庭等就業・自立支援センター等関係機関と連携を図りながら就労支援を実施。	来室したDV被害者に対する相談対応や、必要に応じて関係機関と連携できる体制を整えている。	・女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	県民生活・男女共同参画課
197	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	①一時保護所入所時からの継続した自立支援	●自立支援施設の積極的な活用	●自立支援施設をより積極的に活用するための柔軟な運用 ●就労に向けた支援の強化	—	—	—	●自立支援施設をより積極的に活用するための柔軟な運用 ●就労に向けた支援の強化	—	女性相談支援センター
198				●母子生活支援施設における支援機能の充実	(ちぐさ) ・母子生活支援施設において母子が安心して相談できる体制の整備 ・相談員研修参加(20回以上) ・要援護者の法テラス、ハローワーク等専門機関への引率、紹介の充実 ・個別対応職員による被虐待児童及び母親への生活場面での1対1の対応 ・心理療法回数・手法の充実  (安芸和光寮) ・個別対応職員による被虐待児と母親への個別対応 ・心理職員による職員のスキルの向上 ・助産師による性教育	(ちぐさ) ・入所事由の複雑多様化や発達障がい児(者)・精神疾患をもった母への適格な対応のために職員のスキルアップ	(ちぐさ) ・入所世帯及び人数 22世帯55人 ・相談員研修参加 1回 ・心理療法相談回数 101回 ・ハローワーク等就労支援機関への同行 6名	(ちぐさ) ・新型コロナ感染防止のためあらゆる研修が中止、延期され初期の目標が達成されていない状態で、職員一同施設内感染防止に細心の中止をはらっている。	(ちぐさ) ・母子生活支援施設において母子が安心して相談できる体制の整備 ・相談員研修参加(20回以上) ・要援護者の法テラス、ハローワーク等専門機関への引率、紹介の充実 ・個別対応職員による被虐待児童及び母親への生活場面での1対1の対応 ・心理療法回数・手法の充実  (安芸和光寮) ・個別対応職員による被虐待児と母親への個別対応 ・心理職員による職員のスキルの向上 ・助産師による性教育	(ちぐさ) ・入所事由の複雑多様化や発達障がい児(者)・精神疾患をもった母への適格な対応のために職員にフレキシブルな対応力の養成が必要	児童家庭課

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)		担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
199				●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援		●個別ケースに応じた市町村等との調整と被害者への情報提供	●アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) ●アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ●相談者及び入所者に母子での生活自立に関する情報を提供した。 ●相談に応じて被害者の生活再建のために、生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供と利用への支援がスムーズにできるよう市町村との連携を行った。	●生活の再建につながった。	●個別ケースに応じた市町村等との調整と被害者への情報提供	女性相談支援センター	
200	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	②各種支援制度の情報提供及び利用・手続きに関する支援	●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援	●関係機関と連携して、生活保護、育児支援、就労支援制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援を日常業務の中で行う。(安芸) ●必要な制度の情報提供やサービスの窓口につなげるなどの支援を行う(中央東) ●必要な制度について情報提供を行う。支援者間での情報共有によるアセスメントを行い、必要なサービスにつなげる。(中央西) ●相談時、福祉保健所内で各課と状況共有し、生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援を行う。(須崎) ●関連部署への情報提供、連携の継続(幡多)	●適切な支援や情報提供ができる支援者の資質向上が必要。(中央西) ●DV被害者支援については、所属で対応マニュアル等なく、今後対応マニュアルや支援体制など整備する必要あり。(須崎)	●実績なし。(安芸) ●新たな事業がなく取組ができていない。(須崎) ●DV被害者への対応に備えて所内では生活保護担当と母子児童担当が必要に応じて情報共有し市町村支援を行っている。(中央東) ●母子生活支援施設の入所について相談あり。入所への支援を町村、生活保護部署と連携して実施。(中央西) ●事例なし(幡多)	●新たな事業発生時の対応ができるような準備が必要(須崎) ●町村と共に、本人とその家族の将来を視野に入れ対応した。(中央西)	●関係機関と連携して、生活保護、育児支援、就労支援制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援を行う。(須崎) ●必要な制度について情報提供。支援者間での情報共有を行い、必要なサービスにつなげる。(中央西) ●関連部署への情報提供、連携の継続(幡多)	●DV被害者支援については、所属で対応マニュアル等がなく、今後対応マニュアルや支援体制など整備する必要あり。(須崎) ●アセスメントによる適切な支援や情報提供ができるよう支援者の資質向上が必要。(中央西)	健康長寿政策課(福祉保健所)
201				●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援	●児童扶養手当等ひとり親家庭に対する各支援施策についてSNS等により広報の強化を図る。 ●児童扶養手当に係る現況届の機会を活用した相談窓口等の周知を行う。 ●市町村の児童扶養手当担当課及び母子保健担当課等を訪問し、センターの周知依頼等を行う。	●必要な情報が届いていないひとり親の人数等の把握が困難であること。	●ひとり親家庭福祉事務担当者会の実施(6/3、参加者33名)※コロナの影響により規模を縮小して実施。 ●ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、電話、メール相談に加えて、4月からLINEによる情報提供を行った。(登録者75名) ●フェイスブックを活用したひとり親家庭向けの広報(パソコン講座、青蘭会の行事等の告知、ひとり親世帯臨時特別給付金の案内等)を実施した。	●コロナの影響により、対面接触が制限されている中で、SNS等による情報発信は有効である。	●児童扶養手当等ひとり親家庭に対する各支援施策について、SNS等により広報の強化を図る。 ●高等職業訓練促進給付金等の支援制度について、看護師等を養成する専門学校等を訪問し、周知を依頼する。	●関係機関との連携 ●広報や訪問活動の効果の把握	児童家庭課
202				●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援	●引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。	●労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。	●民間託児提供事業者と託児サービスの契約を締結した。 ●労働局や職業安定所、訓練実施機関とワーキングチーム会議を実施し、情報を周知している。	●子育てを理由に職業訓練を受講できなかった方に対し、職業訓練を提供できている。	●引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。 ●労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。	雇用労働政策課	

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
203	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	③ 住宅の確保に向けた支援	●県営住宅の募集時の優先措置等による支援	引き続き、倍率優遇を行っていく。	応募倍率の高い団地については、当選・入居に至らないことがある。	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ・5月定期募集において、1件申込みがあったが、抽選前に辞退 ・8月定期募集においては、1件申込みがあり、当選後に辞退となっている。	需要と供給において質のニーズに差異がある可能性がある。	DV被害者のニーズ把握	実例が少なく傾向の把握が困難	住宅課
204				●DV被害者が県職員住宅を短期利用できるよう、部局間使用の申請を行い、適宜対応する。	特に無し	・上半期においては、県職員住宅を利用された方はなし。	職員住宅利用が必要な場合、部局間使用協議を行う。	●DV被害者が県職員住宅を短期利用できるよう、部局間使用の申請を行い、適宜対応する。	特になし。	県民生活・男女共同参画課	
205				●入居基準の見直し	・利用ケースが少ない	—	—	●入居基準の見直し	・利用ケースが少ない	女性相談支援センター	
206				●県職員住宅及び県営住宅の短期利用の検討	部局間使用の申請に基づき、いつでも提供できるように職員住宅を4戸(中央地区2戸・安芸地区1戸・幡多地区1戸)を確保する。	県職員住宅に空きがない場合は、希望に添うことができない。	職員住宅4戸を、文化生活スポーツ部へ部局間使用許可を承認した。(中央地区2戸、安芸・幡多地区各1戸)	住宅を提供した。(県民生活・男女共同参画課)	部局間使用により、職員住宅を4戸提供する。(中央地区2戸、安芸・幡多地区各1戸)	職員住宅への入居希望者が多く空室がなかった場合は、部局間使用ができない。	職員厚生課
207				引き続き、緊急避難先としての提供を行っていく。	高知市中心部の団地については、定期募集の応募者が多く、DV被害者の希望に対応できていない。	・希望者なし	・同上	・同上	・同上	住宅課(県営住宅)	
208				●いろいろな不動産業者での住宅の確保	・保証人がいないことにより住居探しに苦労する場合がある	・不動産業者の協力により、希望する地域での住居を見つけることができた。 ・保証人のいない者がアパートを借りる場合には、民間の保証業者に依頼した。	・希望と合致する物件が見つかるまで時間を要する。 ・遠隔地での物件探しには限界がある。	●いろいろな不動産業者での住宅の確保	・保証人がいないことにより住居探しに苦労する場合がある	女性相談支援センター	
209				●民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供	引き続き、情報提供を行っていく。	DV被害者への居住支援に関する民間事業者の理解を深める。	情報提供を実施しているが、活用には至っていない。	—	引き続き、情報提供を行っていく。	DV被害者への居住支援に関する民間事業者の理解を深める。	住宅課

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関	
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
210	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	④ 就労に向けた支援	●ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」等との連携によるきめ細やかな就労支援	・女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	来室したDV被害者に対する相談対応や、必要に応じて関係機関と連携できる体制を整えている。	・女性しごと応援室を通じた就労支援	特になし	県民生活・男女共同参画課	
211					●職業紹介機関への同行による就職先の確保	・期間が限られており、望む職種が少ない	—	—	●職業紹介機関への同行による就職先の確保	・期間が限られており、望む職種が少ない		女性相談支援センター
212					●ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」等との連携によるきめ細やかな就労支援	●ハローワーク、高知家の女性しごと応援室、市町村や県福祉保健所など関係機関との連携強化を継続するとともに、DV被害者の生活再建に向け、総合的な支援を実施していく。	●DV被害者をはじめとして困難を抱えている相談者に継続的な支援を行う体制作りが課題である。	●効果的な支援の在り方について、センター、ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との協議を行った。	活用が進んでいないセンターのサービス(役所等への同行支援など)についての周知を強化していく必要がある。	●来所が難しい方への出張相談等、関係機関と連携し、情報提供や相談支援体制を強化する。	●相談員の育成や関係機関との連携 ●最新の情報を積極的に情報発信すること	
213					・県内約2200の事業所と市町村へ年4回労働関係情報誌を郵送等にて配布し、啓発を実施。	・各事業内における従業員等への情報の発信、活用の実効性の確保	・県内約2200の事業所と市町村へ年4回(うち2回発行済み)労働関係情報誌を郵送等にて配布し、啓発を実施。DVの相談窓口についても掲載。	—	・県内約2,300の事業所と市町村へ年4回労働関係情報誌を郵送等にて配布し、啓発を実施。	・各事業内における従業員等への情報の発信、活用の実効性の確保	雇用労働政策課	
214					●就職活動及び技能習得時の託児支援	・ファミリー・サポート・センター設置・運営への支援 ・会員(預けたい・預かりたい)の増加に向けたセンターのPRと研修の実施 ・保育所・幼稚園等との連携	・会員の確保が必要 ・ニーズが顕在化していない ・病児・病後児への対応	・新規開設支援(四万十町・大月町のR2年度開設、土佐清水市のR3年度開設に向けた支援)	・引き続き新規開設に向けた市町村への働きかけと、制度の周知のための広報が必要	・ファミリー・サポート・センター設置・運営への支援 ・会員(預けたい・預かりたい)の増加に向けたセンターのPRと研修の実施 ・保育所・幼稚園等との連携 ・子どもの預かり場所に係る施設整備の支援		・会員の確保が必要 ・病児・病後児への対応 ・コロナ禍での自宅預かりの困難
215	●託児サービスのある職業訓練等の情報提供	●託児サービスのある職業訓練と対象者の希望とのミスマッチ	—	—	●託児サービスのある職業訓練等の情報提供	●託児サービスのある職業訓練と対象者の希望とのミスマッチ	女性相談支援センター					



【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)		
216	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	④ 就労に向けた支援	●就職活動及び技能習得時の託児支援	●就労活動及び技能習得時の託児支援	●パソコン講座等における託児支援	●パソコン講座等における託児支援	●就労のためのスキルアップにつながる講座は、受講希望が多く学習意欲も高いが、未就業者よりも就業者の受講が増加する傾向にある。	●パソコン講座等における託児支援	●パソコン講座等における託児支援	雇用労働政策課
217				●就労活動及び技能習得時の託児支援	●パソコン講座等における託児支援	●パソコン講座等における託児支援	●就労のためのスキルアップにつながる講座は、受講希望が多く学習意欲も高いが、未就業者よりも就業者の受講が増加する傾向にある。	●パソコン講座等における託児支援	●パソコン講座等における託児支援	男女共同参画センター「ソーレ」	
218	4 DV被害者の自立に向けた支援	(1) DV被害者の生活再建	⑤ 民間支援団体等による支援の拡充	●DV被害者支援への協力企業や民間支援団体の支援充実に向けた働きかけ	●新たな協力企業、民間支援団体の掘りおこし ●現在支援頂いている協力企業や民間支援団体との更なる協力関係の醸成	●被害者のニーズ把握 ●新たな支援に向けた働きかけ →協力企業・団体のリサーチ、交渉	上半期実績なし	●被害者のニーズ把握 ●新たな支援に向けた働きかけ →協力企業・団体のリサーチ、交渉	●新たな協力企業、民間支援団体T来の掘りおこし ●現在支援頂いている協力企業や民間支援団体との更なる協力関係の醸成	●被害者のニーズ把握 ●新たな支援に向けた働きかけ →協力企業・団体のリサーチ、交渉	県民生活・男女共同参画課
219				●DV被害者支援への協力企業や民間支援団体の支援充実に向けた働きかけ	●協力関係の構築 ●企業等への働きかけ ●フードバンクとの連携	—	●協力機関に支援品協力への引き続きの働きかけ	●継続的に支援品の提供を受けることができた。	●協力関係の構築 ●企業等への働きかけ ●フードバンクとの連携	—	女性相談支援センター
220	4 DV被害者の自立に向けた支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	① 関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り	●警察との連携による安全の確保	—	●警察との連携による安全の確保	●警察との連携による安全の確保	●被害者の安全の確保ができた。	●警察との連携による安全の確保	—	女性相談支援センター
221				●保護命令発令後の安全の確保	●保護命令が発令された直後に加害者に接触した上、発令の事実確認及び指導警告を実施。 ●必要に応じて被害者方の巡回等を実施し、近況を把握。	●審尋に加害者が現れなかった場合、保護命令の発令直後に指導警告を実施することが困難となる。 ●被害者が警察等に相談なく自己都合で保護命令を撤回した場合、早期の安全確保が困難となる。	●保護命令が出された加害者全員に対し、発令事実の確認及び指導警告を実施した。 ●審尋を欠席した加害者に対して、自宅に行く等して、確実に発令事実の確認及び指導警告を実施した。 ●被害者の要望や事案に応じ、被害者方の巡回等を実施した。 ●各種対策により、被害者の安全確保を図った。	●各種対策により、被害者の安全確保が図れた。	●保護命令が発令された直後に加害者に接触した上、発令の事実確認及び指導警告を実施。 ●必要に応じて被害者方の巡回等を実施し、近況を把握。	●審尋に加害者が現れなかった場合、保護命令の発令直後に指導警告を実施することが困難となる。 ●被害者が警察等に相談なく自己都合で保護命令を撤回した場合、早期の安全確保が困難となる。	警察本部(少年女性安全対策課)

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関	
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
222	4 DV被害者の自立に向けた支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	① 関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り	●地域のネットワークの構築による情報共有	●引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会、ブロック会議を開催する。	●参加部署、参加人数を増やすための働きかけ。 ●参加メンバーのDVIに関する関心を高め、DV支援を行う上で役割を再認識してもらうための働きかけ。 ●一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	●ブロック会を、県内5ブロック(安芸、中央東、中央西、須崎、幡多ブロック)で実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議を中止することとし、資料送付で情報共有を図った。	●資料送付の情報共有のみとなったため、各関係機関との意見交換が実施できなかった。 ●例年参加数が多い機関への情報提供ができた。	●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。	●関係機関への事前の働きかけが必要。 ●男女共同参画やDV担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	県民生活・男女共同参画課	
223					●要保護児童対策地域協議会等を通じたネットワークづくりと関係機関の連携強化	●地域によって意識の濃淡がある	●要保護児童対策地域協議会等への参加 18回 ●個別ケース検討会議への参加 4回	●それぞれの役割を確認することで、DV被害者への支援のつながりができた。	●要保護児童対策地域協議会等を通じたネットワークづくりと関係機関の連携強化	●地域によって意識の濃淡がある		女性相談支援センター
224					●民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知	●人口減少・高齢化の進行や活動に対する負担感等により、なり手を確保することが難しくなっている。	●新任の民生委員・児童委員を対象とした研修(1年目、2年目、3年目)を実施した。 1年目研修(1下旬～2月中旬開催予定) 2年目研修(10/16～11/9) 403名 3年目研修(7/29) 46名	●民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっていることから、それぞれの状況に応じた対応について、わかりやすく示していく必要がある。	●民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知	●人口減少・高齢化の進行や活動に対する負担感等により、なり手を確保することが難しくなっている。		

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
225	4 DV被害者の自立に向けた支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	① 関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り	●地域のネットワークの構築による情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども家庭総合支援拠点の設置に取り組む市町村に対して県単独の交付金を交付するほか、国補助金の活用も働き掛け、設置に向けた支援を行う。民生委員・児童委員の活用について、研修会等の機会を通じて引き続き市町村に働き掛けていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口規模の小さな自治体単独で子ども家庭総合支援拠点を運営するためには人材や財源の確保が困難</li> <li>交付金の活用自治体拡大に向けた周知及び財源確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形</li> <li>アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</li> <li>子ども家庭総合支援拠点の設置に取り組む11市町村に対して県単独の交付金交付による支援を行った。</li> <li>交付金交付市町村については子ども家庭総合支援拠点設置済み又は令和3年度からの設置予定となった。(R2.9.30現在設置済:5市町)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口規模の小さな自治体を中心に、必要な資格を持つ人材の確保が困難であること等から、設置の見通しが立っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県単独の交付金交付による子ども家庭総合支援拠点設置促進を継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口規模の小さな自治体単独で子ども家庭総合支援拠点を運営するためには人材や財源の確保が困難</li> <li>交付金の活用自治体拡大に向けた周知及び財源確保</li> </ul>	児童家庭課
226					<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会調整機関の課長・係長(6月25、26日開催(59名参加))において、民生委員・児童委員の協力を得ながら地域におけるきめ細かな子どもの見守り体制を構築し、関係機関が連携しながら支援を行うことについて説明し、徹底を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>90%以上の市町村で要保護児童対策地域協議会実務者会への主任児童委員の参画がなされているが、個人情報の漏洩の懸念等から参画に至っていない市町村がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会の職員を対象とした研修において、引き続き民生委員・児童委員との連携強化について働き掛けを行う。</li> <li>市町村毎に民生委員・児童委員向けの研修を開催し、役割や守秘義務等について理解促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員の個別ケース検討会議への参加率向上</li> <li>個別ケースの情報共有における守秘義務の徹底</li> </ul>	児童家庭課(児童相談所)
227					<ul style="list-style-type: none"> <li>ここから東部ネットワーク会議、要保護児童地域対策協議会等で連携を図る。(安芸)</li> <li>●DVやDVの疑いのある事例が出た場合は関係機関の情報共有を図る(中央西)</li> <li>●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図る(須崎・中央東)</li> <li>●ブロック別DV関係機関連絡会を通じて市町村等関係機関との連携促進(幡多)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要保護児童地域対策協議会の構成機関以外との連携及び情報共有を図ることは困難である。(須崎)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DVの実績はないが、ここから東部ネットワーク会議を10月に実施。関係機関との情報交換や事例検討を行っている。(安芸)</li> <li>●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有に努めた。(須崎)</li> <li>●要保護児童地域対策協議会の関係会議等に出席し構成機関との連携及び情報共有を図っている。(中央東)</li> <li>●市町村や関係機関とのケース会に参加し、情報共有した。(中央西)</li> <li>●ブロック別DV関係機関連絡会に参加予定(幡多)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関とのネットワーク構築を深めることができた。(安芸)</li> <li>●ネットワークで情報共有を図ることができた。(須崎)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ここから東部ネットワーク会議、要保護児童地域対策協議会等で連携を図る。(安芸)</li> <li>●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図る。(須崎)</li> <li>●DVやDVの疑いのある事例が出た場合は関係機関との情報共有を図る(中央西)</li> <li>●ブロック別DV関係機関連絡会を通じて市町村等関係機関との連携促進(幡多)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要保護児童地域対策協議会以外の地域ネットワークとの情報共有は困難である。(須崎)</li> </ul>	健康長寿政策課(福祉保健所)

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
228	4 DV被害者の自立に向けた支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	① 関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り	●地域のネットワークの構築による情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>SCの全公立学校への配置及びアウトリーチ型SCの11市への配置を継続する。</li> <li>SSWの配置を35市町村・学校組合及び25県立学校に拡充する。</li> <li>SC等研修講座の開催(年6回)</li> <li>SSW連絡協議会の開催(年1回)</li> <li>SSW初任者研修会(年2回)</li> <li>SC、SSWIによる合同研修会の開催(2ブロックで開催)</li> <li>SC、SSWIに対するスーパーバイズの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な知識や技能を有した人材の確保</li> <li>SC、SSWの配置拡充のための予算確保</li> <li>SC、SSWの専門性の向上を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SCを全ての公立小、中、義務教育、高、特支学校に配置した。また、アウトリーチ型SCを11市の支援センターに配置した。</li> <li>SSWを35市町村・学校組合、25県立学校に配置するとともに、未配置校への支援体制を整えた。</li> <li>SC等研修講座の開催計画を年5回に変更し、実施(10月以降に開催予定)</li> <li>SSW連絡協議会(12月開催予定)</li> <li>SSW初任者研修会(11月以降に開催予定)</li> <li>相談支援体制の充実に向けた連絡協議会は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とした。</li> <li>SC、SSWスーパーバイズの実施(随時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SC及びSSWを全ての公立学校に配置または支援ができる体制としたことにより、児童生徒が相談しやすい環境を整えることができています。</li> <li>新型コロナウイルス感染症対策のため、上半期に実施する予定だった研修会が中止または延期となっており、SCやSSWの専門性の向上が図られていない。</li> <li>勤務経験の浅いSCやSSWの支援力向上に努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SCの全公立学校への配置及びアウトリーチ型SCの11市への配置を継続する。</li> <li>SSWを全公立学校に配置又は派遣できる体制を継続する。</li> <li>SC等研修講座の開催(年6回)</li> <li>SSW連絡協議会の開催(年1回)</li> <li>SSW初任者研修会(年2回)</li> <li>SC、SSWIによる合同研修会の開催(2ブロックで開催)</li> <li>SC、SSWIに対するスーパーバイズの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な知識や技能を有した人材の確保</li> <li>SC、SSW配置拡充のための予算確保</li> <li>SC、SSWの専門性の向上</li> </ul>	人権教育・児童生徒課
229				<ul style="list-style-type: none"> <li>DV関係機関連絡会議への積極的な参加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの影響により、ブロック別DV関係機関連絡会議が開催されなかったものの、個別事案について、女性相談支援センターや児童相談所へ出向している警察官を通じて情報共有を図るなど、関係機関と都度、情報共有を図り、連携を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他機関と情報共有や連携を図ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV関係機関連絡会議への積極的な参加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。</li> </ul>	警察本部(少年女性安全対策課)	
230				●住民基本台帳の閲覧等の禁止の趣旨及び留意点の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後もこれまでの取り組みに引き続き、戸籍・住民基本台帳協議会議会や各市町村へのメール等で制度の趣旨及び留意点等の周知に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで各市町村から加害者に支援者の情報がもれたという報告はなく、問題なく対応がされていると思われるが、DV被害者に係る住民基本台帳の事務については、慎重に行う必要があり、実務において判断に悩む事例があることから、今後も市町村において支援対象者の住所等の情報が、なりすましによって加害者に知られることのないよう、市町村窓口担当者に対して周知を継続していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村へのメール等で、住民基本台帳事務におけるDV支援対象者への対応・連携等について情報提供を行った。</li> <li>これまで行ってきた周知の結果、事務処理要領等に基づき制度が適切に運用されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援者の情報が漏れたという報告はなく、適切に運用・対応がなされていると考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後もこれまでの取り組みに引き続き、戸籍・住民基本台帳協議会議会や各市町村へのメール等で制度の趣旨及び留意点等の周知に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで各市町村から加害者に支援者の情報がもれたという報告はなく、問題なく対応がされていると思われるが、DV被害者に係る住民基本台帳の事務については、慎重に行う必要があり、実務において判断に悩む事例があることから、今後も市町村において支援対象者の住所等の情報が、なりすましによって加害者に知られることのないよう、市町村窓口担当者に対して周知を継続していく。</li> </ul>	市町村振興課
231	・要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少・高齢化の進行や活動に対する負担感等により、なり手を確保することが難しくなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新任の民生委員・児童委員を対象とした研修(1年目、2年目、3年目)を実施した。</li> <li>1年目研修(1下旬～2月中旬開催予定)</li> <li>2年目研修(10/16～11/9) 403名</li> <li>3年目研修(7/29) 46名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっていることから、それぞれの状況に応じた対応について、わかりやすく示していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少・高齢化の進行や活動に対する負担感等により、なり手を確保することが難しくなっている。</li> </ul>	地域福祉政策課			

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
232	4 DV被害者の自立に向けた支援	(2)安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	①関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り	<p>・要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携</p>	<p>■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携</p>	<p>・要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る。</p>	<p>・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</p> <p>・要保護児童対策地域協議会調整機関の課長・係長会(6月25、26日開催(59名参加))において、民生委員・児童委員の協力を得ながら地域におけるきめ細かな子どもの見守り体制を構築し、関係機関が連携しながら支援を行うことについて説明し、徹底を図った。</p>	<p>・90%以上の市町村で要保護児童対策地域協議会実務者会への主任児童委員の参画がなされているが、個人情報の漏洩の懸念等から参画に至っていない市町村がある。</p>	<p>・要保護児童対策地域協議会の職員を対象とした研修において、引き続き民生委員・児童委員との連携強化について働き掛けを行う。 ・市町村毎に民生委員・児童委員向けの研修を開催し、役割や守秘義務等について理解促進を図る。</p>	<p>・民生委員・児童委員の個別ケース検討会議への参加率向上 ・個別ケースの情報共有における守秘義務の徹底</p>	児童家庭課(児童相談所)
233					<p>・要保護児童に関する情報収集を継続するとともに事案に応じて他の関係機関との連携を図る。</p>	<p>・要保護児童に関する情報収集の方法を見直し、効率よく対応できるように検討する必要がある。</p>	<p>・要保護児童対策協議会に参加し、情報の収集に努めた。</p>	<p>・支援が必要な児童生徒の情報の収集ができた。</p>	<p>・要保護児童に関する情報収集を継続するとともに事案に応じて他の関係機関との連携を図る。</p>	<p>・要保護児童に関する情報収集の方法を見直し、効率よく対応できるように検討する必要がある。</p>	人権教育・児童生徒課
234					<p>●ここから東部ネットワーク会議、要保護児童地域対策協議会等で連携を図る。(安芸) ●個別検討会等により各担当間での情報の共有化を図り、必要な育児支援を行う(中央西) ●必要時、児童相談所等と連携し育児支援を実施する。(須崎・中央東)</p> <p>●児童相談所や福祉保健所等による育児支援</p>	<p>●育児支援に関わる機関の具体的な役割や人員配置など明確化する必要がある。(須崎)</p>	<p>●DVの実績はないが、DVの恐れがある児童虐待例についてネットワーク会議等で情報共有している。(安芸) ●要保護児童地域対策協議会構成機関との連携及び情報共有に努めた。(須崎) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関として個別支援検討会等に出席し必要に応じて育児支援に関する提案等を行っている。(中央東) ●市町村の行うケース会に参加し、必要な育児支援を検討した。(中央西)</p>	<p>●関係者間での情報共有ができていた。(安芸) ●要保護児童地域対策協議会でのネットワーク構築を深めることができた。(須崎) ●支援の方向性について、関係機関間の認識の統一が必要。(中央西)</p>	<p>●ここから東部ネットワーク会議、要保護児童地域対策協議会等で連携を図る。(安芸) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図る(須崎) ●個別検討会等により各担当間での情報の共有化を図り、必要な育児支援を行う(中央西)</p>	<p>●要保護児童地域対策協議会の構成機関以外との連携及び情報共有を図ることは困難である。(須崎)</p>	健康長寿政策課(福祉保健所)
235	<p>■児童相談所職員が講師となって、配偶者暴力相談支援センターの職員に対して、面前DV等による子どもへの心理的影響について継続的に研修を行う予定。</p>	<p>・配偶者暴力相談支援センターの職員が実践に生かせる研修内容とすること。</p>	<p>・年度内に、児童相談所職員と配偶者暴力相談支援センターの職員で、面前DVによる子どもへの心理的影響についての研修を実施する(日程は未定)。</p>	未実施	<p>・児童相談所職員と配偶者暴力相談支援センターの職員で、面前DV等による子どもへの心理的影響について継続的に研修を行う。</p>	<p>・連携した支援のために、相互の業務について理解を深める必要がある。</p>	児童家庭課(児童相談所)				

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
236	4 DV被害者の自立に向けた支援	安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	見守り ① 関係機関の連携による被害者の情報共有と	●面会交流にかかるDV被害者のニーズに対して、関係機関と連携して適切な支援が行える	●支援に関する情報を収集する。	●アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ●対応事例無し。	●対応事例がないため、支援に関する情報が不足している	●面会交流にかかるDV被害者のニーズに対して、関係機関と連携して適切な支援が行える	●対応事例がないため、支援に関する情報が不足している	県民生活・男女共同参画課	
237				●関係機関との連携による面会交流における支援の検討	●ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの弁護士、司法書士による相談対応を行う。 ●DV被害者が相談しやすい配偶者暴力支援センターにおける女性弁護士による法律相談の周知等関係機関との緊密な連携体制を構築する。	●相談者がDV被害者である場合においてその事実を把握できるかどうかは、当該相談者の意思の尊重が前提に置かれてなければならないと考えられる。したがって、DV被害者である相談者の把握は困難である。	●ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける法律相談：40件(R2.9月末時点)	●DV被害の当事者からの相談は、左記の法律相談40件のうち2件であった。(R2.9月末時点)	●ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの弁護士、司法書士による相談対応を行う。 ●DV被害者が相談しやすい配偶者暴力支援センターにおける女性弁護士による法律相談の周知等関係機関との緊密な連携体制を構築する。	●相談者がDV被害者である場合においてその事実を把握できるかどうかは、当該相談者の意思の尊重が前提に置かれてなければならないと考えられる。したがって、DV被害者である相談者の把握は困難である。	児童家庭課
238				●関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り	●支援が必要な事例があれば、市町村等の関係機関と連携し、子どもの成長を見守る。(安芸) ●個別検討会等により関係機関の情報の共有を図り、見守りの体制をサポートする(中央西・中央東) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図り、子どもの心身の状況を確認し助言支援する(須崎) ●必要時に市町村や児相等と連携(幡多)	●子どもの心身の成長の見守りに関わる機関の具体的な役割や人員配置など明確化していく必要がある(須崎)	●実績なし。(安芸) ●DV相談窓口が市町村となり相談事例は少ないが、必要に応じて市町村と連携した(須崎) ●市町村の実施するケース会に参加し検討を行った。(中央西) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関として個別支援検討会等に出席し、子どもの健やかな成長に関する提案等を行っている。(中央東) ●事例なし(幡多)	●要保護児童地域対策協議会等でDVの被害者に対し、子どもの心身の状態を確認し助言支援することの再確認をした。(須崎) ●関係機関と一緒に子どもの見守り体制について検討できた。(中央西)	●支援が必要な事例があれば、市町村等の関係機関と連携し、子どもの成長を見守る。(安芸) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図り、子どもの心身の状態を確認し助言支援する。(須崎) ●個別検討会等により関係機関の情報の共有を図り、見守りの体制をサポートする(中央西) ●必要時に市町村や児相等と連携(幡多)	●子どもの心身の成長の見守りに関わる機関の具体的な役割や人員配置などを明確化していく必要がある(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)
239			●要保護児童地域対策協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	●要保護児童地域対策協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る。	●要保護児童地域対策協議会調整機関の課長・係長会(6月25、26日開催(59名参加))において、民生委員・児童委員の協力を得ながら地域におけるきめ細かな子どもの見守り体制を構築し、関係機関が連携しながら支援を行うことについて説明し、徹底を図った。	●90%以上の市町村で要保護児童地域対策協議会実務者会への主任児童委員の参画がなされているが、個人情報の漏洩の懸念等から参画に至っていない市町村がある。	●要保護児童地域対策協議会の職員を対象とした研修において、引き続き民生委員・児童委員との連携強化について働き掛けを行う。 ●市町村毎に民生委員・児童委員向けの研修を開催し、役割や守秘義務等について理解促進を図る。	●民生委員・児童委員の個別ケース検討会議への参加率向上 ●個別ケースの情報共有における守秘義務の徹底	児童家庭課(児童相談所)		

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関	
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
240	4 DV被害者の自立に向けた支援	(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	② 被害者及び子どもの心身の回復の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施園との事前・事後の連絡及び市町村担当課との連携を密にすることにより、支援内容の充実を図る。また、ブロック別研修支援においては地域におけるミドルリーダーの育成・活用により、各園の日々の保育実践及び保育者としての資質・専門性の向上を図る。</li> <li>・親育ち支援啓発事業における保護者研修や保育者研修の拡充に向け、継続的に園や市町村への研修の実施を呼びかける。</li> <li>・園内で組織的計画的な親育ち支援が行われるよう、親育ち支援担当者の役割を具体的に明確に提示しながら、さらなる担当者の位置付けを推進するとともに、園務分掌での位置付けを進めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた質の高い教育・保育の実施に向け、高知県教育・保育の質向上ガイドライン等を活用した研修支援を行う必要がある。</li> <li>・親育ち支援担当者の役割を認識してもらうためのさらなる働きかけが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形</li> <li>・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</li> <li>・園内研修支援事業において124回の研修支援を行った。うちブロック別研修支援(26園)では、保育参観に基づくグループ協議を中心に、継続支援を行った。いずれの園内研修においても、保育所保育指針・幼稚園教育要領等や高知県教育・保育の質向上ガイドラインを活用し、教育・保育の質の向上につながるよう支援している。</li> <li>・親育ち支援啓発事業において、親育ち支援アドバイザー等による保護者への研修を18回行った。新型コロナウイルス感染予防のため、各園において当初計画していた保護者研修は実施できなかったが、各園で工夫して、保護者に対して基本的な生活習慣を身につけることの大切さなどについて、お便りやお迎え時に口頭で伝達することなどが行われた。</li> <li>・保育者への研修は32回行った。</li> <li>・昨年度、親育ち支援担当者を配置していない園に個別に助言等を行った結果、親育ち支援担当者の配置率は99.7%(昨年度比+22.9%)となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各園の研修テーマや要望に合わせた園内研修支援を実施するとともに、ブロック別研修支援においては担当主事が継続支援することで、園の課題や状況に応じた研修等につなげている。</li> <li>・保護者研修に参加していない保護者については、保育者に研修等で意識付けしていくことで、お便りなどでの伝達等、研修内容が広がられている。</li> <li>・ほとんどの園で親育ち支援担当者が位置付けられ、園全体でチームとして親育ち支援に取り組むための仕組みはできたことから、今後は支援内容を充実させていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施園との事前・事後の連絡及び市町村担当課との連携を密にすることにより、支援内容の充実を図る。また、ブロック別研修支援においては地域におけるミドルリーダーの育成・活用により、各園の日々の保育実践及び保育者としての資質・専門性の向上を図る。</li> <li>・親育ち支援啓発事業における保護者研修や保育者研修の拡充に向け、継続的に園や市町村に対して研修の実施を呼びかける。</li> <li>・園内で組織的計画的な親育ち支援が行われ、親育ち支援担当者が園内で役割を果たせるよう、支援していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた質の高い教育・保育の実施に向け、高知県教育・保育の質向上ガイドライン等を活用した研修支援を行っているが、全ての園に浸透するには時間を要すること。</li> <li>・親育ち支援担当者を中心とした園での取組を、必要に応じて関係機関につなぐとともに、小学校に確実に引き継ぐ体制を整備する必要があること。</li> </ul>	幼保支援課	
241				<ul style="list-style-type: none"> <li>●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケアの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SCの全公立学校への配置及びアウトリーチ型SCの11市への配置を継続する。</li> <li>・SC等研修講座の開催(年6回)</li> <li>・SC、SSWIによる合同研修会の開催(2ブロックで開催)</li> <li>・SCに対するスーパーバイズの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な知識や技能を有した人材の確保</li> <li>・SCの配置拡充のための予算確保</li> <li>・SCの専門性の向上を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SCを全ての公立小、中、義務教育、高、特支学校に配置した。また、アウトリーチ型SCを11市の支援センターに配置した。</li> <li>・SC等研修講座の開催計画を年5回に変更し、実施(10月以降に開催予定)</li> <li>・相談支援体制の充実に向けた連絡協議会は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とした。</li> <li>・スーパーバイズの実施(随時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SCを全ての公立学校に配置したことにより、児童生徒が相談しやすい環境を整えることができた。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策のため、上半期に実施する予定だった研修会が中止または延期となっており、SCの専門性の向上が図られていない。</li> <li>・勤務経験の浅いSCの支援力向上に努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SCの全公立学校への配置及びアウトリーチ型SCの11市への配置を継続する。</li> <li>・SC等研修講座の開催(年6回)</li> <li>・SC、SSWIによる合同研修会の開催(2ブロックで開催)</li> <li>・SCに対するスーパーバイズの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な知識や技能を有した人材の確保</li> <li>・SCの配置拡充のための予算確保</li> <li>・SCの専門性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケアの充実</li> </ul>	人権教育・児童生徒課
242				<ul style="list-style-type: none"> <li>●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケアの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●養護教諭初任者研修の実施。</li> <li>●研修会などの機会を通じて、現職養護教諭にスクールヘルスリーダー派遣事業制度の周知を図る。</li> <li>●スクールヘルスリーダーを確保するため、退職養護教諭向けに希望調査を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スクールヘルスリーダーの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スクールヘルスリーダーを経験の浅い養護教諭配置の6校へ派遣。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●養護教諭の世代交代により経験の浅い養護教諭配置校が増加しているが、それら全ての学校にスクールヘルスリーダーを派遣することができない。また、経験の浅い養護教諭配置校であっても、スクールヘルスリーダーの希望がない場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●養護教諭初任者研修の実施。</li> <li>●研修会などの機会を通じて、現職養護教諭にスクールヘルスリーダー派遣事業について周知を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スクールヘルスリーダーの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケアの充実</li> </ul>	保健体育課

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)		担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
243	4 DV被害者の自立に向けた支援	(2)安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	②被害者及び子どもの心身の回復の支援	●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケアの充実	●必要な事例があった場合は、スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等と連携し支援する。(安芸) ●スクールソーシャルワーカーや市町村職員等との情報共有を通じ必要なケアを把握しケアの充実に向けた市町村への助言、及び支援を行う。(中央西・中央東) ●要保護児童地域対策協議会の機会を通じ、スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等に助言支援する。(須崎)	●家庭等でのケアに関わる機関の具体的な役割など確認していく必要がある(須崎)	●アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ●実績なし。(安芸) ●母子事例の直接窓口が市町村のため市町村から相談があれば対応できるようにした。(須崎) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関として個別支援検討会等に出席し、子どもの健やかな成長に向けて協議ができるよう、提案を行っている。(中央東)	●事例により、家庭でのケアをする市町村支援の必要性を再確認した。(須崎)	●必要な事例があった場合は、スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等と連携し支援する。(安芸) ●市町村職員等の支援を適宜していく。(須崎) ●事例があれば、スクールソーシャルワーカーや市町村職員等との情報共有を通じ必要なケアを把握しケアの充実に向けた市町村への助言、及び支援を行う。(中央西)	●家庭等でケアに関わる機関の具体的な役割を確認していく必要がある(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)
244				●SSWの配置を35市町村・学校組合及び25県立学校に拡充する。 ●SSW連絡協議会の開催(年1回) ●SSW初任者研修会(年2回) ●SC、SSWIによる合同研修会の開催(2ブロックで開催) ●SSWIに対するスーパーバイズの実施	●専門的な知識や技能を有した人材の確保 ●SSW配置拡充のための予算確保 ●SSWの専門性の向上を図る必要がある。	●SSWを35市町村・学校組合、25県立学校に配置するとともに、未配置校への支援体制を整えた。 ●SSW連絡協議会(12月開催予定) ●SSW初任者研修会(11月以降に開催予定) ●相談支援体制の充実に向けた連絡協議会は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とした。 ●SSWスーパーバイズの実施(随時)	●SSWを全ての公立学校に配置または支援ができる体制としたことにより、児童生徒が相談しやすい環境を整えることができている ●新型コロナウイルス感染症対策のため、上半期に実施する予定だった研修会が中止または延期となっており、SSWの専門性の向上が図られていない。 ●勤務経験の浅いSSWの支援力向上に努める必要がある。	●SSWを全公立学校に配置又は派遣できる体制を継続する。 ●SSW連絡協議会の開催(年1回) ●SSW初任者研修会(年2回) ●SC、SSWIによる合同研修会の開催(2ブロックで開催) ●SSWIに対するスーパーバイズの実施	●専門的な知識や技能を有した人材の確保 ●SSW配置拡充のための予算確保 ●SSWの専門性の向上	人権教育・児童生徒課	
245				●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	●交付団体の負担で出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。	民間シェルター運営費補助実施の交付決定 ・1か所 1,000千円 配偶者暴力被害者等支援交付金の交付決定 ・上限 10,000千円	●民間シェルターとの役割分担や、支援の在り方についての検討が必要。そのためにも、民間シェルターの活動内容の詳細(誰に、何を、いつ、どの程度行ったか等)を把握する必要がある。	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	●交付団体の負担で出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。	●民間生活・男女共同参画課	
246				●民間支援団体による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進	●県内各地で支援を行う民間支援団体等との連携	●支援団体等が限られている	●民間支援機関と連絡を取り合い、連携を維持。	●被害者の自立支援に役立った。	●県内各地で支援を行う民間支援団体等との連携	●支援団体等が限られている	女性相談支援センター



【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】												
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関	
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
247	4 DV被害者の自立に向けた支援	(2)安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	③地域での居場所づくり	●あつたかふれあいセンター等との連携	●あつたかふれあいセンター職員研修の継続	●人材育成研修の継続	●アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ●多様な利用者ニーズに対応するため、あつたかふれあいセンター職員等を対象とした研修を実施した。 スタッフ研修(7/17,22,29)43名 コーディネーター研修(8/19)37名	●ゲートキーパーとしての役割の機能強化に向けて、利用者の支援ニーズの把握や関係機関に適切につなぐスキルアップが必要	●あつたかふれあいセンター職員研修の継続	●人材育成研修の継続	地域福祉政策課	
248					市町村、地域包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待対応研修を実施する。	●権利擁護に関するさらなる理解促進	高齢者虐待防止研修会の実施 ●市町村向け：R2.11.17	-	市町村、地域包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待対応研修を実施する。	●権利擁護に関するさらなる理解促進		高齢者福祉課
249					●隣保館を定期的に訪問し、DVIに関する相談の有無や対応状況を聞き取る。	-	●未実施(上半期は新型コロナウイルス感染症の影響により、隣保館への訪問調査を実施できなかった)	●下半期は隣保館への訪問調査を実施する予定。 ●生活相談等の背景にDVがある場合も考えられるので、専門機関との連携が重要である。	●隣保館を定期的に訪問し、DVIに関する相談の有無や対応状況を聞き取る。	人権課		
250					●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	●交付団体の負担で出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。	民間シェルター運営費補助実施の交付決定 ●1か所 1,000千円 配偶者暴力被害者等支援交付金の交付決定 ●上限 10,000千円	●民間シェルターとの役割分担や、支援の在り方についての検討が必要。そのためにも、民間シェルターの活動内容の詳細(誰に、何を、いつ、どの程度行ったか等)を把握する必要がある。	●民間シェルターに対する運営費補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	●交付団体の負担で出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。		県民生活・男女共同参画課
251	4 DV被害者の自立に向けた支援		③地域での居場所づくり	●民間支援団体との連携による居場所づくり【一部再掲】	●民間支援団体等が限られている	●民間支援機関と連絡を取り合い、連携を維持。	●被害者の自立支援に役立った。	●県内各地で支援を行う民間支援団体等との連携	●支援団体等が限られている	女性相談支援センター		

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
252				●市町村基本計画の策定と取組の推進	市町村の戸別訪問を強化し、計画の必要性等を説明	市町村におけるマンパワーの不足	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプロセスの変化 ・上半期は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市町村へ訪問できていない。下半期では、市町村におけるDVの相談等への対応の訪問調査に合わせて、計画未策定の市町村へ声かけを行う。	実施後の分析、検証	・市町村へ訪問し、計画の必要性等を説明する ・一体的な策定が可能な計画との策定への働きかけ	・市町村におけるマンパワーの不足	県民生活・男女共同参画課
253	5地域における取組の推進	(1)地域での見守り体制づくり	①市町村の取組強化にむけての働きかけ、市町村との連携強化	●広報紙等を活用した意識啓発及び窓口等周知実施の働きかけ【一部1(2)②再掲】	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ・高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	(上半期は実績なし。以下、下半期の予定。) 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ラジオ対談(11/17) ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・相談窓口周知カードの作成・配布 ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス40台、バス待合所3ヶ所) ○高知城パープルライトアップ	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的に広報を行うことで、県民へのPR効果が一定得られたと考えられる。 ・通年での広報・啓発は不十分のため、方法についての検討が必要。	「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ・テレビCM(人権啓発センター) ○公共交通機関を活用した広報活動の実施 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ・高知城パープルライトアップ	・広報素材の工夫や広報の強化 ・ターゲット(若年層、高齢者・障害者等の情報弱者、被害者・加害者)にあった内容か、あるいは広報媒体や方法が適当か。	県民生活・男女共同参画課
254				●市町村役場の関係部署間の連携強化の促進にむけての働きかけ【2(2)③再掲】	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	・ケースが起きてからの対応になる。 ・町村の職員体制	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のためブロック会議を中止としたが、資料提供の情報共有をはかり、DV理解の浸透を図った。 ・グループ討議等 ・市町村内の各関係部署間の早期の連携強化への働きかけを行った。	関係機関によるグループ討議で、互いの役割や連携について確認できた。	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	・ケースが起きてからの対応になる。 ・市町村職員の異動等による、知識、経験の蓄積の困難さ	県民生活・男女共同参画課
255				●市町村役場の関係部署間の連携強化の促進にむけての働きかけ【2(2)③再掲】	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	・ケースが起きてからの対応になる。 ・町村の職員体制	・新型コロナウイルス感染防止のため、ブロック別DV関係機関連絡会議は開催されなかったが、各市町村を個々に訪問し、担当者との意見交換を行った。	関係機関と情報交換・連携強化が図られた。	●ブロック別関係機関連絡会議等を通じてDV理解の浸透を図る。 ●市町村内の各関係部署間の連携強化への働きかけ	・ケースが起きてからの対応になる。 ・町村の職員体制	女性相談支援センター

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)		実施上の課題等
256	5地域における取り組みの推進	(1)地域での見守り体制づくり	①市町村の取組強化にむけての働きかけ、市町村との連携強化	●被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有【2(2)③再掲】	●DV被害者サポートブックの作成・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施	・DV相談の多寡の違いによる意識の違い	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ・DV被害者サポートブックを各市町村、関係機関へ配布	・市町村相談窓口等で活用され、DV被害者からの相談対応に役立った。 ・女性相談支援センターの業務内容の周知を図ることができた。	●DV被害者サポートブックの作成・配布 ●DV被害者サポートブックを活用した研修の実施	・DV相談の多寡の違いによる意識の違い	女性相談支援センター
257				●DV被害者サポートブックの作成・配布 ●DVブロック会議や各種会議等を通じた研修や情報提供	・DV相談の多寡の違いによる意識の違い	・DV被害者サポートブックを各市町村、関係機関へ配布	・市町村相談窓口等で活用され、DV被害者からの相談対応に役立った。 ・女性相談支援センターの業務内容の周知を図ることができた。	●DV被害者サポートブックの作成・配布 ●DVブロック会議や各種会議等を通じた研修や情報提供	・DV相談の多寡の違いによる意識の違い	女性相談支援センター	
258				●相談窓口等職員に対する研修の実施及び情報提供【2(2)③再掲】	・スキルアップ研修への参加拡充及び県下の相談員の課題解決	(上半期未実施)	—	●相談員対象のスキルアップ研修の実施(3回)	・スキルアップ研修への参加拡充及び県下の相談員の課題解決	男女共同参画センター「ソーレ」	
259				●研修への講師派遣及び研修課題の決定権限は市町村にあるため、希望があれば対応する。	・センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っているが、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。	未実施	—	●研修への講師派遣及び研修課題の決定権限は市町村にあるため、希望があれば対応する。	・センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っているが、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。	人権啓発センター	
260				●ブロック別DV関係機関連絡会議の開催【1(1)①再掲】	●ブロック会議の役割と目的を整理し、内容の見直しを検討。 ●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。	・参加部署、参加人数を増やすための働きかけ。 ・参加メンバーのDVIに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。 ・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	・ブロック会を、県内5ブロック(安芸、中央東、中央西、須崎、幡多ブロック)で実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議を中止することとし、資料送付で情報共有を図った。	・資料送付の情報共有のみとなったため、各関係機関との意見交換が実施できなかった。 ・例年参加数が少ない機関への情報提供ができた。	●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。	・関係機関への事前の働きかけが必要。 ・男女共同参画やDV担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。	県民生活・男女共同参画課

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
261	5地域における取り組みの推進	(1)地域での見守り体制づくり	②関係機関との連携強化に向けた取組	●ブロック別DV関係機関連絡会議を通じ、DV防止や被害者支援のための関係機関と情報交換・連携強化	市町村担当者の異動による知識、経験の蓄積の困難さ	●アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	●新規コロナ感染防止のため、ブロック別DV関係機関連絡会は開催されなかったが、各市町村を個々に訪問し、担当者との意見交換を行った。	●関係機関と情報交換・連携強化が図られた。	●ブロック別DV関係機関連絡会議を通じ、DV防止や被害者支援のための関係機関と情報交換・連携強化	市町村担当者の異動による知識、経験の蓄積の困難さ	女性相談支援センター
262				●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加を継続し、関係機関と情報共有し、連携を促進する。(安芸) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、DVの実態や関係機関の取組を把握し必要時連絡を図る。(中央西・中央東) ●ブロック別DV研修会の日程により参加できない場合の関係機関との連携は、通常業務を通じて連携する必要がある。(須崎) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関との連携を促進する(幅多)	●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関との連携を図る。(須崎)	●実績なし。(安芸) ●管内の事業者の健康管理担当者の研修会でDV防止啓発カードを配布し、啓発した。(須崎) ●関係会議等資料配付による情報共有(新型コロナウイルス感染予防のため集合同開催の中止)、(中央東、中央西) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加予定(幅多)	●下半期に開催があれば参加する。(安芸) ●職域関係の対象者にDV防止の意識を持ってもらうよう取り組むことができた。(須崎) ●市町村や警察署の取組や連携、DVの現状を把握、現状を共有できた。(中央西)	●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関と情報共有し、連携を促進する(安芸) ●管内での関係機関研修会や連絡会等機会のにDV防止の啓発を実施する。(須崎) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、DVの実態や関係機関の取組を把握し必要時連携を図る。(中央西) ●ブロック別DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関との連携を促進する(幅多)	●研修会では限られた時間のため周知内容の工夫が必要。(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)	
263				●ブロック別DV関係機関連絡会議の開催【1(1)①再掲】	●DV関係機関連絡会議への積極的な参加。	●突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	●新型コロナウイルスの影響により、ブロック別DV関係機関連絡会議が開催されなかったものの、個別事案について、女性相談支援センターや児童相談所へ出向している警察官を通じて情報共有を図るなど、関係機関と都度、情報共有を図り、連携を図った。	●他機関と情報共有や連携を図ることができた。	●DV関係機関連絡会議への積極的な参加。	●突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	警察本部(少年女性安全対策課)
264		(2)地域における早期発見、通報及び相談体制づくり		①関係機関との連携強化に向けた取組	●地域における企業、関係機関・団体、者との連携強化・理解促進のための取組の実施【2(1)②再掲】	●女性しごと応援室を通じた就労支援	●特になし	●ハローワークやひとり親家庭等就業・自立支援センター等関係機関と連携を図りながら就労支援を実施。	●来室したDV被害者に対する相談対応や、必要に応じて関係機関と連携できる体制を整えている。	●女性しごと応援室を通じた就労支援	●特になし
265				●関係相談機関等の会議、研修会等を通じたDV防止の啓発等の実施	—	●新型コロナウイルス感染防止のため、ブロック別DV関係機関連絡会議は開催されなかったが、各市町村を個々に訪問し、担当者との意見交換を行った。	●関係機関と情報交換・連携強化が図られた。	●関係相談機関等の会議、研修会等を通じたDV防止の啓発等の実施	—	女性相談支援センター	

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
266	5 地域における早期発見、通報及び相談体制づくり	① 関係機関との連携強化に向けた取組	●地域における企業、関係機関・団体、者との連携強化・理解促進のための取組の実施【2(1)②再掲】	●要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る。	●要保護児童対策地域協議会調整機関の課長・係長(6月25、26日開催(59名参加))において、民生委員・児童委員の協力を得ながら地域におけるきめ細かな子どもの見守り体制を構築し、関係機関が連携しながら支援を行うことについて説明し、徹底を図った。	●90%以上の市町村で要保護児童対策地域協議会実務者会への主任児童委員の参画がなされているが、個人情報の漏洩の懸念等から参画に至っていない市町村がある。	●要保護児童対策地域協議会の職員を対象とした研修において、引き続き民生委員・児童委員との連携強化について働き掛けを行う。 ●市町村毎に民生委員・児童委員向けの研修を開催し、役割や守秘義務等について理解促進を図る。	●民生委員・児童委員の個別ケース検討会議への参加率向上 ●個別ケースの情報共有における守秘義務の徹底	児童家庭課(児童相談所)	
267				●民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知	●人口減少・高齢化の進行や活動に対する負担感等により、なり手を確保することが難しくなっている。	●新任の民生委員・児童委員を対象とした研修(1年目、2年目、3年目)を実施した。 1年目研修(1下旬～2月中旬開催予定) 2年目研修(10/16～11/9) 403名 3年目研修(7/29) 46名	●民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっていることから、それぞれの状況に応じた対応について、わかりやすく示していく必要がある。	●民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知	●人口減少・高齢化の進行や活動に対する負担感等により、なり手を確保することが難しくなっている。	地域福祉政策課	
268				●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●障害者虐待防止研修の実施内容の協議・調整 【行政】11/17(火) 【施設】第一部:12/8(火)～14(月) 第二部:12/18(金)、22(火)	●新型コロナウイルス感染症対策のため、事業所向けの研修について、管理者・施設長を対象とした研修のみとし、オンライン研修で実施することとした。 ●研修の実施に向けて計画的に準備を進めている。	●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	障害福祉課	
269				●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	●障害者虐待防止研修の実施内容の協議・調整 【行政】11/17(火) 【施設】第一部:12/8(火)～14(月) 第二部:12/18(金)、22(火)	●新型コロナウイルス感染症対策のため、事業所向けの研修について、管理者・施設長を対象とした研修のみとし、オンライン研修で実施することとした。 ●研修の実施に向けて計画的に準備を進めている。	●継続して研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う。	●障害者相談支援の実施主体である市町村や障害者福祉施設・事業所との情報共有や連携。	障害福祉課	

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)		
270							<ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形</li> <li>・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</li> </ul>				
271	5地域における早期発見、通報及び相談体制づくり	(2)地域における早期発見、通報及び相談体制づくり	①関係機関との連携強化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援【4(1)②再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適切な支援や情報提供ができる支援者の資質向上が必要。(中央西)</li> <li>●DV被害者支援については、所属で対応マニュアル等なく、今後対応マニュアルや支援体制など整備する必要あり(須崎)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実績なし。(安芸)</li> <li>●新たな事業がなく取組ができていない。(須崎)</li> <li>●母子生活支援施設の入所についての相談あり。アセスメントを行い、支援を実施した。(中央西)</li> <li>●DV被害者への対応に備えて所内では生活保護担当と母子児童担当が必要に応じて情報共有し市町村支援を行っている。(中央東)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな事業発生時の対応ができるような準備が必要(須崎)</li> <li>●市町村と一緒に本人の将来のことを視野に入れた対応ができた。(中央西)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関と連携して、生活保護、育児支援、就労支援制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援を日常業務の中で行う。(安芸)</li> <li>●相談時、福祉保健所内で各課と状況共有し、生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援を行う。(須崎)</li> <li>●必要な制度について情報提供を行う。支援者間での情報共有によるアセスメントを行い、必要なサービスにつなげる。(中央西)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DV被害者支援については、所属で対応マニュアル等がなく、今後対応マニュアルや支援体制など整備する必要あり。(須崎)</li> <li>●アセスメントによる適切な支援や情報提供ができるよう支援者の資質向上が必要。(中央西)</li> </ul>	健康長寿政策課(福祉保健所)	
272				<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童扶養手当等ひとり親家庭に対する各支援施策についてSNS等により広報の強化を図る。</li> <li>●児童扶養手当に係る現況届の機会を活用した相談窓口等の周知を行う。</li> <li>●市町村の児童扶養手当担当課及び母子保健担当課等を訪問し、センターの周知依頼等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必要な情報が届いていないひとり親の人数等の把握が困難であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親家庭福祉事担当者の実施(6/3、参加者33名)※コロナの影響により規模を縮小して実施。</li> <li>●ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、電話、メール相談に加えて、4月からLINEによる情報提供を行った。(登録者75名)</li> <li>●フェイスブックを活用したひとり親家庭向けの広報(パソコン講座、青蘭会の行事等の告知やひとり親世帯臨時特別給付金の案内等)を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コロナの影響により、対面接触が制限されている中で、SNS等による情報発信は有効である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童扶養手当等ひとり親家庭に対する各支援施策について、SNS等により広報の強化を図る。</li> <li>●高等職業訓練促進給付金等の支援制度について、看護師等を養成する専門学校等を訪問し、周知を依頼する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関との連携</li> <li>●広報や訪問活動の効果の把握</li> </ul>	児童家庭課	

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】				計画(P)		実行(D)		評価(C)		改善(A)		次年度の取組		
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	評価(C)	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関
273	5地域における取り組みの推進	(3)地域における自立に向けた支援の取組	①生活再建に向けた見守り支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援【4(1)②再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間託児提供事業者と託児サービスの契約を締結した。</li> <li>・労働局や職業安定所、訓練実施機関とワーキングチーム会議を実施し、情報の周知している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てを理由に職業訓練を受講できなかった方に対し、職業訓練を提供できている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働局、訓練実施機関と密な連携を図り、必要な方に情報が届くよう、引き続き取り組みを続けていく。</li> </ul>			雇用労働政策課
274	5地域における取り組みの推進	(3)地域における自立に向けた支援の取組	①生活再建に向けた見守り支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域のネットワークの構築による情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●引き続き、DVネットワーク会議及び専門家研修会、ブロック会議を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加部署、参加人数を増やすための働きかけ。</li> <li>・参加メンバーのDVに関する関心を高め、DV支援を行う上での役割を再認識してもらうための働きかけ。</li> <li>・一人の担当がいくつもの業務を兼務し、多忙な中では、件数の少ないDV支援の優先度が低くなりがち。男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック会を、県内5ブロック(安芸、中央東、中央西、須崎、幡多ブロック)で実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議を中止することとし、資料送付で情報共有を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料送付の情報共有のみとなったため、各関係機関との意見交換が実施できなかった。</li> <li>・例年参加数が少ない機関への情報提供ができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、引き続き全ブロックで関係機関連絡会議を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関への事前の働きかけが必要。</li> <li>・男女共同参画やDV担当部署を持たない市町村の関心をいかに高め、当事者意識を持ってもらうか。</li> </ul>		県民生活・男女共同参画課	

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
275	5地域における取り組みの推進	(3)地域における自立に向けた支援の取組	①生活再建に向けた見守り支援	●地域のネットワークの構築による情報共有	●要保護児童対策地域協議会等を通じたネットワークづくりと関係機関の連携強化	・地域によって意識の濃淡がある	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプロセスの変化 ・要保護児童対策地域協議会等への参加 18回 ・個別ケース検討会議への参加 4回	・それぞれの役割を確認することで、DV被害者への支援のつながりができた。	●要保護児童対策地域協議会等を通じたネットワークづくりと関係機関の連携強化	・地域によって意識の濃淡がある	女性相談支援センター
276					・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知	・人口減少・高齢化の進行や活動に対する負担感等により、なり手を確保することが難しくなっている。	・新任の民生委員・児童委員を対象とした研修(1年目、2年目、3年目)を実施した。 1年目研修(1下旬～2月中旬開催予定) 2年目研修(10/16～11/9) 403名 3年目研修(7/29) 46名	・民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっていることから、それぞれの状況に応じた対応について、わかりやすく示していく必要がある。	・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知	・人口減少・高齢化の進行や活動に対する負担感等により、なり手を確保することが難しくなっている。	地域福祉政策課
277					■子ども家庭総合支援拠点の設置に取り組む市町村に対して県単独の交付金を交付するほか、国補助金の活用も働き掛け、設置に向けた支援を行う。 民生委員・児童委員の活用について、研修会等の機会を通じて引き続き市町村に働き掛けていく。	・人口規模の小さな自治体単独で子ども家庭総合支援拠点を運営するためには人材や財源の確保が困難 ・交付金の活用自治体拡大に向けた周知及び財源確保	・子ども家庭総合支援拠点の設置に取り組む11市町村に対して県単独の交付金交付による支援を行った。 ・交付金交付市町村については子ども家庭総合支援拠点設置済み又は令和3年度からの設置予定となった。 (R2.9.30現在設置済:5市町)	・人口規模の小さな自治体を中心に、必要な資格を持つ人材の確保が困難であること等から、設置の見通しが立っていない。	・県単独の交付金交付による子ども家庭総合支援拠点設置促進を継続する。	・人口規模の小さな自治体単独で子ども家庭総合支援拠点を運営するためには人材や財源の確保が困難 ・交付金の活用自治体拡大に向けた周知及び財源確保	児童家庭課
278				■要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	・要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る。	・要保護児童対策地域協議会調整機関の課長・係長会(6月25、26日開催(59名参加))において、民生委員・児童委員の協力を得ながら地域におけるきめ細かな子どもの見守り体制を構築し、関係機関が連携しながら支援を行うことについて説明し、徹底を図った。	・90%以上の市町村で要保護児童対策地域協議会実務者会への主任児童委員の参画がなされているが、個人情報の漏洩の懸念等から参画に至っていない市町村がある。	・要保護児童対策地域協議会の職員を対象とした研修において、引き続き民生委員・児童委員との連携強化について働き掛けを行う。 ・市町村毎に民生委員・児童委員向けの研修を開催し、役割や守秘義務等について理解促進を図る。	・民生委員・児童委員の個別ケース検討会議への参加率向上 ・個別ケースの情報共有における守秘義務の徹底	児童家庭課(児童相談所)	



【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
279	5地域における取り組みの推進	(3)地域における自立に向けた支援の取組	①生活再建に向けた見守り支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>●要保護児童地域対策協議会、自殺予防、ここから東部ネットワーク会議の取組で関係機関の対応力を強化し、対応力に応じて支援する。(安芸)</li> <li>●DVやDVの疑いのある事例が出た場合は関係機関の情報共有を行う(中央西)</li> <li>●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図る(須崎・中央東)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要保護児童地域対策協議会の構成機関以外との連携及び情報共有を図ることは困難である(須崎)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実績なし。(安芸)</li> <li>●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有に努めた。(須崎)</li> <li>●DVの事例について、市町村等の関係機関と情報の共有化をおこなった。(中央西)</li> <li>●要保護児童地域対策協議会の構成機関として代表者会や実務者会、個別支援検討会へ出席している。(中央東)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ネットワークで情報共有を図ることができた。(須崎)</li> <li>●要対協事務局や町の障害担当保健師をはじめとする関係機関と連携できた。(中央西)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要保護児童地域対策協議会、自殺予防、ここから東部ネットワーク会議の取組で関係機関の対応力を強化し、対応力に応じて支援する。(安芸)</li> <li>●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図る。(須崎)</li> <li>●DVやDVの疑いのある事例が出た場合は関係機関の情報共有を行う(中央西)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要保護児童地域対策協議会以外の地域ネットワークとの情報共有は困難である。(須崎)</li> </ul>	健康長寿政策課(福祉保健所)
280				●地域のネットワークの構築による情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SCの全公立学校への配置及びアウトリーチ型SCの11市への配置を継続する。</li> <li>・SSWの配置を35市町村・学校組合及び25県立学校に拡充する。</li> <li>・SC等研修講座の開催(年6回)</li> <li>・SSW連絡協議会の開催(年1回)</li> <li>・SSW初任者研修会(年2回)</li> <li>・SC、SSWによる合同研修会の開催(2ブロックで開催)</li> <li>・SC、SSWに対するスーパーバイズの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な知識や技能を有した人材の確保</li> <li>・SC、SSW配置拡充のための予算確保</li> <li>・SC、SSWの専門性の向上を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SCを全ての公立小、中、義務教育、高、特支学校に配置した。また、アウトリーチ型SCを11市の支援センターに配置した。</li> <li>・SSWを35市町村・学校組合、25県立学校に配置するとともに、未配置校への支援体制を整えた。</li> <li>・SC等研修講座の開催計画を年5回に変更し、実施(10月以降に開催予定)</li> <li>・SSW連絡協議会(12月開催予定)</li> <li>・SSW初任者研修会(11月以降に開催予定)</li> <li>・相談支援体制の充実に向けた連絡協議会は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とした。</li> <li>・SC、SSWスーパーバイズの実施(随時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SC及びSSWを全ての公立学校に配置または支援ができる体制としたことにより、児童生徒が相談しやすい環境を整えることができている。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策のため、上半期に実施する予定だった研修会が中止または延期となっており、SCやSSWの専門性の向上が図られていない。</li> <li>・勤務経験の浅いSCやSSWの支援力向上に努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SCの全公立学校への配置及びアウトリーチ型SCの11市への配置を継続する。</li> <li>・SSWを全公立学校に配置又は派遣できる体制を継続する。</li> <li>・SC等研修講座の開催(年6回)</li> <li>・SSW連絡協議会の開催(年1回)</li> <li>・SSW初任者研修会(年2回)</li> <li>・SC、SSWによる合同研修会の開催(2ブロックで開催)</li> <li>・SC、SSWに対するスーパーバイズの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な知識や技能を有した人材の確保</li> <li>・SC、SSW配置拡充のための予算確保</li> <li>・SC、SSWの専門性の向上</li> </ul>	人権教育・児童生徒課

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度の取組	担当課室又は関係機関	
				R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
281	5 地域における自立に向けた支援の取組の推進	①生活再建に向けた見守り支援	●地域のネットワークの構築による情報共有	●DV関係機関連絡会議への積極的な参加。	●突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	・アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	・他機関と情報共有や連携を図ることができた。	・DV関係機関連絡会議への積極的な参加。	・突発事案や他の協議と競合した場合における参加者の確保が困難である。	警察本部 (少女女性安全対策課)	
282				・あったかられあいセンター職員研修の継続	・人材育成研修の継続	・多様な利用者ニーズに対応するため、あったかられあいセンター職員等を対象とした研修を実施した。 スタッフ研修(7/17,22,29)43名 コーディネーター研修(8/19)37名	・ゲートキーパーとしての役割の機能強化に向けて、利用者の支援ニーズの把握や関係機関に適切につなぐスキルアップが必要	・あったかられあいセンター職員研修の継続	・人材育成研修の継続	地域福祉政策課	
283				●あったかられあいセンター等との連携【4(2)③再掲】	市町村、地域包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待対応研修を実施する。	権利擁護に関するさらなる理解促進	高齢者虐待防止研修会の実施 ・市町村向け：R2.11.17	—	市町村、地域包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待対応研修を実施する。	権利擁護に関するさらなる理解促進	高齢者福祉課
284				●隣保館を定期的に訪問し、DVIに関する相談の有無や対応状況を聞き取る。	—	・未実施 (上半期は新型コロナウイルス感染症の影響により、隣保館への訪問調査を実施できなかった)	・下半期は隣保館への訪問調査を実施する予定。 ・生活相談等の背景にDVがある場合も考えられるので、専門機関との連携が重要である。	—	・隣保館を定期的に訪問し、DVIに関する相談の有無や対応状況を聞き取る。	—	人権課

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課室又は関係機関
					R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	
285	5地域における自立に向けた支援の取組の推進	①生活再建に向けた見守り支援	●民間支援団体との連携による居場所づくり【4(2)③再掲】	●民間シェルターに対する運営補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	●交付団体の負担で出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。	●アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	●民間シェルターとの役割分担や、支援の在り方についての検討が必要。そのためにも、民間シェルターの活動内容の詳細(誰に、何を、いつ、どの程度行ったか等)を把握する必要がある。	●民間シェルターに対する運営補助の継続的な実施及び交付金の支給 ●民間シェルターに対する今後の補助の在り方を検討	●交付団体の負担で出来るだけ抑えつつ、活動内容の詳細をどのように把握するか。	県民生活・男女共同参画課	
286				●県内各地で支援を行う民間支援団体等との連携	●支援団体等が限られている	●民間支援機関と連絡を取り合い、連携を維持。	●被害者の自立支援に役立った。	●県内各地で支援を行う民間支援団体等との連携	●支援団体等が限られている	女性相談支援センター	
287				●事例があれば、市町村等と共有し、児童相談所と連携し、育児支援を行う。(安芸) ●個別検討会等により各担当間での情報の共有を図り、必要な育児支援を行う(中央西) ●必要時、児童相談所等と連携し育児支援を実施する(須崎・中央東) ●ブロック別DV関係機関連絡会を通じて市町村等関係機関との連携促進(幡多)	●育児支援に関わる機関の具体的な役割や人員配置など明確化する必要がある(須崎)	●DVの実績はないが、ここから東部ネットワーク会議を10月に実施。関係機関との情報交換や事例検討を行っている。 ●要保護児童地域対策協議会構成機関との連携及び情報共有に努めた。(須崎) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関として個別支援検討会等へ出席し必要に応じて育児支援に関する提案等を行っている。(中央東) ●市町村の行うケース会に参加。(中央西) ●ブロック別DV関係機関連絡会に参加予定(幡多)	●関係機関とのネットワーク構築を深めることができた。(安芸) ●要保護児童地域対策協議会でのネットワーク構築を深めることができた。(須崎) ●支援する関係機関間の方向性の確認と意思統一が必要。(中央西)	●ここから東部ネットワーク会議、要保護児童地域対策協議会等連携を図る。(安芸) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関との連携及び情報共有を図る(須崎) ●個別検討会等により各担当間での情報の共有を図り、必要な育児支援を行う(中央西) ●ブロック別DV関係機関連絡会を通じて市町村等関係機関との連携促進(幡多)	●要保護児童地域対策協議会の構成機関以外との連携及び情報共有を図ることは困難である。(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)	
288	●児童相談所職員が講師となって、配偶者暴力相談支援センターの職員に対して、面談DV等による子どもへの心理的影響について継続的に研修を行う予定。	●配偶者暴力相談支援センターの職員が実践に生かせる研修内容とすること。	●年度内に、児童相談所職員と配偶者暴力相談支援センターの職員で、面談DVによる子どもへの心理的影響についての研修を実施する(日程は未定)。	未実施	●児童相談所職員と配偶者暴力相談支援センターの職員で、面談DV等による子どもへの心理的影響について継続的に研修を行う。	●連携した支援のために、相互の業務について理解を深める必要がある。	児童相談所				

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】										
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)	次年度取組	担当課又は関係機関
				取組の内容	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	
289	5地域における取り組みの推進	(3) 地域における自立に向けた支援の取組	② 子どもの健やかな成長の見守り	●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携【4(2)①再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少・高齢化の進行や活動に対する負担感等により、なり手を確保することが難しくなっている。</li> <li>・新任の民生委員・児童委員を対象とした研修(1年目、2年目、3年目)を実施した。</li> <li>1年目研修(1下旬～2月中旬開催予定)</li> <li>2年目研修(10/16～11/9) 403名</li> <li>3年目研修(7/29) 46名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっていることから、それぞれ状況に応じた対応について、わかりやすく示していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少・高齢化の進行や活動に対する負担感等により、なり手を確保することが難しくなっている。</li> </ul>	地域福祉政策課
290				●要保護児童対策地域協議会の構成機関や民生委員・児童委員との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携を保ちながら、地域の重要な支援機関として関与し、地域で子どもを見守る体制の構築を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会の課長・係長(6月25、26日開催(59名参加))において、民生委員・児童委員の協力を得ながら地域におけるきめ細かな子どもの見守り体制を構築し、関係機関が連携しながら支援を行うことについて説明し、徹底を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・90%以上の市町村で要保護児童対策地域協議会実務者会への主任児童委員の参画がなされているが、個人情報の漏洩の懸念等から参画に至っていない市町村がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会の職員を対象とした研修において、引き続き民生委員・児童委員との連携強化について働き掛けを行う。</li> <li>・市町村毎に民生委員・児童委員向けの研修を開催し、役割や守秘義務等について理解促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員の個別ケース検討会議への参加率向上</li> <li>・個別ケースの情報共有における守秘義務の徹底</li> </ul>	児童家庭課(児童相談所)
291				●要保護児童に関する情報収集を継続するとともに事業に応じて他の関係機関との連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童に関する情報収集の方法を見直し、効率よく対応できるように検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策協議会に参加し、情報の収集に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が必要な児童生徒の情報の収集ができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童に関する情報収集を継続するとともに事業に応じて他の関係機関との連携を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童に関する情報収集の方法を見直し、効率よく対応できるように検討する必要がある。</li> </ul>	人権教育・児童生徒課
292				●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケアの充実【4(2)②再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SCの全公立学校への配置及びアウトリーチ型SCの11市への配置を継続する。</li> <li>・SC等研修講座の開催(年6回)</li> <li>・SC、SSWによる合同研修会の開催(2ブロックで開催)</li> <li>・SCに対するスーパーバイズの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な知識や技能を有した人材の確保</li> <li>・SCの配置拡充のための予算確保</li> <li>・SCの専門性の向上を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SCを全ての公立小、中、義務教育、特支学校に配置した。また、アウトリーチ型SCを11市の支援センターに配置した。</li> <li>・SC等研修講座の開催計画を年5回に変更し、実施(10月以降に開催予定)</li> <li>・相談支援体制の充実に向けた連絡協議会は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とした。</li> <li>・スーパーバイズの実施(随時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SCを全ての公立学校に配置したことにより、児童生徒が相談しやすい環境を整えることができています。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策のため、上半期に実施する予定だった研修会が中止または延期となっており、SCの専門性の向上が図られていない。</li> <li>・勤務経験の浅いSCの支援力向上に努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SCの全公立学校への配置及びアウトリーチ型SCの11市への配置を継続する。</li> <li>・SC等研修講座の開催(年6回)</li> <li>・SC、SSWによる合同研修会の開催(2ブロックで開催)</li> <li>・SCに対するスーパーバイズの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な知識や技能を有した人材の確保</li> <li>・SCの配置拡充のための予算確保</li> <li>・SCの専門性の向上</li> </ul>

【高知県DV被害者支援計画 令和2年度事業進捗管理表】											
管理NO	基本の柱	重点目標	取組項目	計画(P)		実行(D)	評価(C)	改善(A)		担当課室又は関係機関	
				取組の内容	R2年度実施計画(インプット)	実施上の課題等	実施後の分析、検証	R3年度実施計画(インプット)	実施上の課題等		
293	5地域における取り組みの推進	(3) 地域における自立に向けた支援の取組	③ 子どもの健全な成長の見守り	●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケアの充実	●養護教諭初任者研修の実施。 ●研修会などの機会を通じて、現職養護教諭にスクールヘルスリーダー派遣事業制度の周知を図る。 ●スクールヘルスリーダーを確保するため、退職養護教諭向けに希望調査を実施。	●スクールヘルスリーダーの確保	・アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形 ・アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 ●スクールヘルスリーダーを経験の浅い養護教諭配置の6校へ派遣。	●養護教諭の世代交代により経験の浅い養護教諭配置校が増加しているが、それら全ての学校にスクールヘルスリーダーを派遣することができていない。また、経験の浅い養護教諭配置校であっても、スクールヘルスリーダーの希望がない場合がある。	●養護教諭初任者研修の実施。 ●研修会などの機会を通じて、現職養護教諭にスクールヘルスリーダー派遣事業について周知を図る。	●スクールヘルスリーダーの確保	保健体育課
294				●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケアの充実	●事例があれば、市町村関係機関との連携により、地域での支援をサポートする。(安芸) ●スクールソーシャルワーカーや市町村職員等との情報共有を通じた必要なケアを把握しケアの充実に向けた市町村への助言、及び支援を行う。(中央西・中央東) ●要保護児童地域対策協議会の機会を通じ、スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等に助言支援する。(須崎)	●家庭等でのケアに関する機関の具体的な役割など確認していく必要がある(須崎)	●実績なし。(安芸) ●母子事例の直接窓口が市町村のため市町村から相談があれば対応できるようにした。(須崎) ●要保護児童地域対策協議会の構成機関として個別支援検討会等に出席し、子どもの健全な成長に向けて協議ができるよう、スクールソーシャルワーカーや市町村職員の立場を考慮した提案を行っている。(中央東)	●事例により、家庭でのケアをする市町村支援の必要性を再確認した。(須崎)	●事例があれば、市町村関係機関との連携により、地域での支援をサポートする。(安芸) ●市町村職員等の支援を適宜していく。(須崎) ●事例があればスクールソーシャルワーカーや市町村職員等との情報共有を通じた必要なケアを把握しケアの充実に向けた市町村への助言、及び支援を行う。(中央西)	●家庭等でのケアに関する機関の具体的な役割を確認していく必要がある(須崎)	健康長寿政策課(福祉保健所)
295				・SSWの配置を35市町村・学校組合及び25県立学校に拡充する。 ・SSW連絡協議会の開催(年1回) ・SSW初任者研修会(年2回) ・SC、SSWIによる合同研修会の開催(2ブロックで開催) ・SSWIに対するスーパーバイズの実施	・専門的な知識や技能を有した人材の確保 ・SSW配置拡充のための予算確保 ・SSWの専門性の向上を図る必要がある。	・SSWを35市町村・学校組合、25県立学校に配置するとともに、未配置校への支援体制を整えた。 ・SSW連絡協議会(12月開催予定) ・SSW初任者研修会(11月以降に開催予定) ・相談支援体制の充実に向けた連絡協議会は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とした。 ・SSWスーパーバイズの実施(随時)	・SSWを全ての公立学校に配置または支援ができる体制としたことにより、児童生徒が相談しやすい環境を整えることができていく。 ・新型コロナウイルス感染症対策のため、上半期に実施する予定だった研修会が中止または延期となっており、SSWの専門性の向上が図られていない。 ・勤務経験の浅いSSWの支援力向上に努める必要がある。	・SSWを全公立学校に配置又は派遣できる体制を継続する。 ・SSW連絡協議会の開催(年1回) ・SSW初任者研修会(年2回) ・SC、SSWIによる合同研修会の開催(2ブロックで開催) ・SSWIに対するスーパーバイズの実施	・専門的な知識や技能を有した人材の確保 ・SSW配置拡充のための予算確保 ・SSWの専門性の向上	人権教育・児童生徒課	